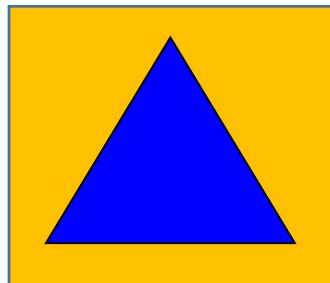


# 十和田市国民保護計画



第3版  
(令和元年度修正)

十 和 田 市



# 目 次

<b>第1編 総 論</b>	1 ~ 1 3
<b>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</b>	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	1
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	1
<b>第2章 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針</b>	2
1 基本人権の尊重	2
2 国民の権利利益の迅速な救済	2
3 国民に対する情報提供	2
4 関係機関相互の連携協力の確保	2
5 国民の協力	2
6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	2
7 要配慮者（避難行動要支援者）への配慮及び国際人道法的確な実施	2
8 国民保護措置又は緊急対処保護措置に従事する者等の安全の確保	2
9 本市の特性を踏まえた国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に係る特別な配慮	2
<b>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</b>	3
1 関係機関の事務又は業務の大綱	4
2 関係機関等の連絡先、連絡方法等	4
<b>第4章 市の地理的、社会的特徴</b>	5
1 地形	5
2 気候	6
3 人口、世帯、年齢構成及び人口分布	1 0
4 道路の位置等	1 0
5 鉄道の位置等	1 0
<b>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</b>	1 1
1 武力攻撃事態	1 1
2 緊急対処事態	1 3
<b>第2編 平素からの備えや予防</b>	1 4 ~ 3 0
<b>第1章 組織・体制の整備等</b>	1 4
<b>第1 市における組織・体制の整備</b>	1 4
1 市の各部及び消防本部における平素の業務	1 4
2 市職員の参集基準等	1 7
3 消防機関の体制	1 8
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	1 8
<b>第2 関係機関との連携体制の整備</b>	1 9
1 基本的考え方	1 9
2 県との連携	1 9
3 近接市町村との連携	2 0
4 指定公共機関等との連携	2 0
5 ボランティア団体等に対する支援	2 0
<b>第3 通信の確保</b>	2 1
1 非常通信体制の整備	2 1
2 非常通信体制の確保	2 1
<b>第4 情報収集・提供等の体制整備</b>	2 2
1 基本的考え方	2 2
2 警報等の伝達に必要な準備	2 2
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	2 3
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	2 4

第5章	研修及び訓練	25
1	研修	25
2	訓練	25
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	26
1	避難に関する基本的事項	26
2	救援に関する基本的事項	27
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	27
4	避難施設の指定への協力	27
第3章	生活関連等施設の把握等	28
第1	生活関連等施設の把握	28
1	生活関連等施設の把握等	28
2	市における平素からの備え	28
第2	市が管理する公共施設等における警戒	28
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	29
1	市における備蓄	29
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	29
第5章	国民保護に関する啓発	30
1	国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する啓発	30
2	武力攻撃事態等又は緊急対処事態において市民がとるべき行動等に関する啓発	30

<b>第3編</b>	<b>武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処</b>	<b>31～68</b>
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	31
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	31
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	32
第2章	市対策本部の設置等	33
1	市対策本部の設置	33
2	市対策本部の組織構成及び機能等	34
3	市対策本部長の権限	41
4	市対策本部の廃止	41
5	通信の確保	41
第3章	関係機関相互の連携	42
1	国・県の対策本部との連携	42
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	42
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	42
4	他の市町村長等に対する応援要求、事務の委託等	43
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	43
6	市の行う応援等	43
7	ボランティア団体等に対する支援等	44
8	市民への協力要請	44
第4章	警報及び避難の指示等	45
第1	警報の伝達及び通知等	45
1	武力攻撃事態等及び緊急対処事態における警報の伝達及び通知等	45
2	武力攻撃事態等及び緊急対処事態における警報伝達の方法	46
3	緊急通報の伝達及び通知	46
第2	避難の指示等	47
1	避難の指示	47
2	事態の類型に応じた留意事項	48
3	避難住民の誘導	49
4	避難実施要領	51
第5章	救援	54
1	救援の実施	54
2	関係機関との連携	54
3	救援の内容	54

第6章	安否情報の収集・提供	59
1	安否情報の収集	59
2	県に対する報告	60
3	安否情報の照会に対する回答	60
4	日本赤十字社に対する協力	60
第7章	武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処	61
第1	生活関連等施設の安全確保等	61
1	武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処の基本的考え方	61
2	武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候の通報	61
3	生活関連等施設の安全確保	61
4	危険物質等に係る武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の防止及び防除	62
第2	NBC攻撃による災害への対処等	62
1	応急処置の実施	62
2	国の方針に基づく措置の実施	62
3	関係機関との連携	62
4	汚染原因に応じた対応	63
5	汚染拡大防止のための措置	63
6	要員の安全の確保	63
第3	応急措置等	64
1	退避の指示	64
2	応急公用負担等	65
3	警戒区域の設定	65
4	消防に関する措置等	65
第8章	被災情報の収集及び報告	67
第9章	保健衛生の確保その他の措置	68
1	保健衛生の確保	68
2	廃棄物の処理	68
<b>第4編 国民生活の安定その他の措置</b>		<b>69～73</b>
第1章	国民生活の安定に関する措置	69
1	生活関連物資等の価格安定	69
2	避難住民等の生活安定等	69
3	生活基盤等の確保	69
第2章	特殊標章等の交付及び管理	70
1	国民保護法で規定される特殊標章等	70
2	特殊標章等の交付及び管理	71
3	特殊標章等に係る普及啓発	71
<b>第5編 復旧等</b>		<b>72</b>
第1章	応急の復旧	72
1	基本的考え方	72
2	ライフライン施設の応急の復旧	72
第2章	武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧	72
1	国における所要の法制の整備等	72
2	市が管理する施設及び設備の復旧	72
第3章	国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用の支弁等	73
1	国民保護措置又は緊急対処保護措置に要した費用の支弁、国への負担金	73
2	損失補償及び損害補償	73
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	73

## 資料編

別冊(初動対応マニュアル、避難マニュアル)



## 用語の意義

本計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。

用語	意義及び用法
N B C	「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称
基本指針	「国民の保護に関する基本指針」（平成29年12月19日閣議決定）をいう。
救援物資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具、その他政令で定める物資）をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材、その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
県	青森県を指し、特に区別して記載していない場合は、知事及びその他の執行機関を含む。
県国民保護計画	青森県国民保護計画をいう。
県対策本部	青森県国民保護対策本部又は青森県緊急対処事態対策本部をいう。
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる国民の保護に関する措置（武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし同号に掲げる措置は、対処基本方針が廃止された後のものを含む。）をいう。
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）を指す。なお、図表等で、単に「法」と表記している場合もこの法律を指す。
要配慮者 (避難行動要支援者)	次のいずれかに該当する者をいう。 1 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者 2 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者 3 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊娠婦、旅行者（観光客等）等が考えられる。
市	十和田市を指し、特に区別して記載していない場合は、市長及びその他の執行機関を含む。
市民保護計画	十和田市国民保護計画をいう。
市対策本部	十和田市国民保護対策本部又は十和田市緊急対処事態対策本部をいう。
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるわが国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）を指す。
事態対処法施行令	武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるわが国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号）を指す。
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、事態対処法施行令第1条で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令第3条で定めるものをいう。
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、事態対処法施行令第2条で定めるものをいう。
指定地方公共機関	青森県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療、その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するものをいう。

用語	意義及び用法
消防機関	十和田地域広域事務組合消防本部、消防署及び消防団をいう。なお、文脈の中で、同一の意味で「消防」との表記も用いている。
消防本部	十和田地域広域事務組合消防本部をいう。
消防署	十和田地域広域事務組合の十和田消防署及び十和田湖消防署をいう。
消防長	十和田地域広域事務組合消防本部消防長をいう。
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帶し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設で国民保護法施行令第27条で定める施設及び国民保護法施行令第28条で定める危険物質等の取扱所をいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいう。
知事	青森県知事を指す。
特定公共施設等	港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。
特定物資	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
武力攻撃	わが国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
要避難地域	市民の避難が必要な地域をいう。
ライフライン施設	上下水道、電気、ガス、通信等に係る施設をいう。

# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市の責務

市は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）又は緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び青森県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ十和田市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）又は緊急対処事態における緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

#### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、次に掲げる事項について定める。

- ア 市の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置の総合的な推進に関する事項
- イ 市が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事項
- ウ 国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- エ 国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するための体制に関する事項
- オ 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- カ 市の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置に関し市長が必要と認める事項

### 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処
- 第4編 国民生活の安定その他の措置
- 第5編 復旧等
- 資料編
- 別冊 初動対応マニュアル、避難マニュアル

### 3 市国民保護計画の見直し、変更手続

#### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年9月15日政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更並びに資料編、別冊の軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

## 第2章 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針として定める。

### 1 基本人権の尊重

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### 3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態においては、国民に対し、武力攻撃等又は緊急対処事態における攻撃等の状況、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、正確な情報を適時に、かつ、適切な方法により提供する。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### 5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### 6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等又は緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

### 7 要配慮者（避難行動要支援者）への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たっては、要配慮者（避難行動要支援者）の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### 8 国民保護措置又は緊急対処保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置に従事する者の安全確保に十分配慮するものとする。

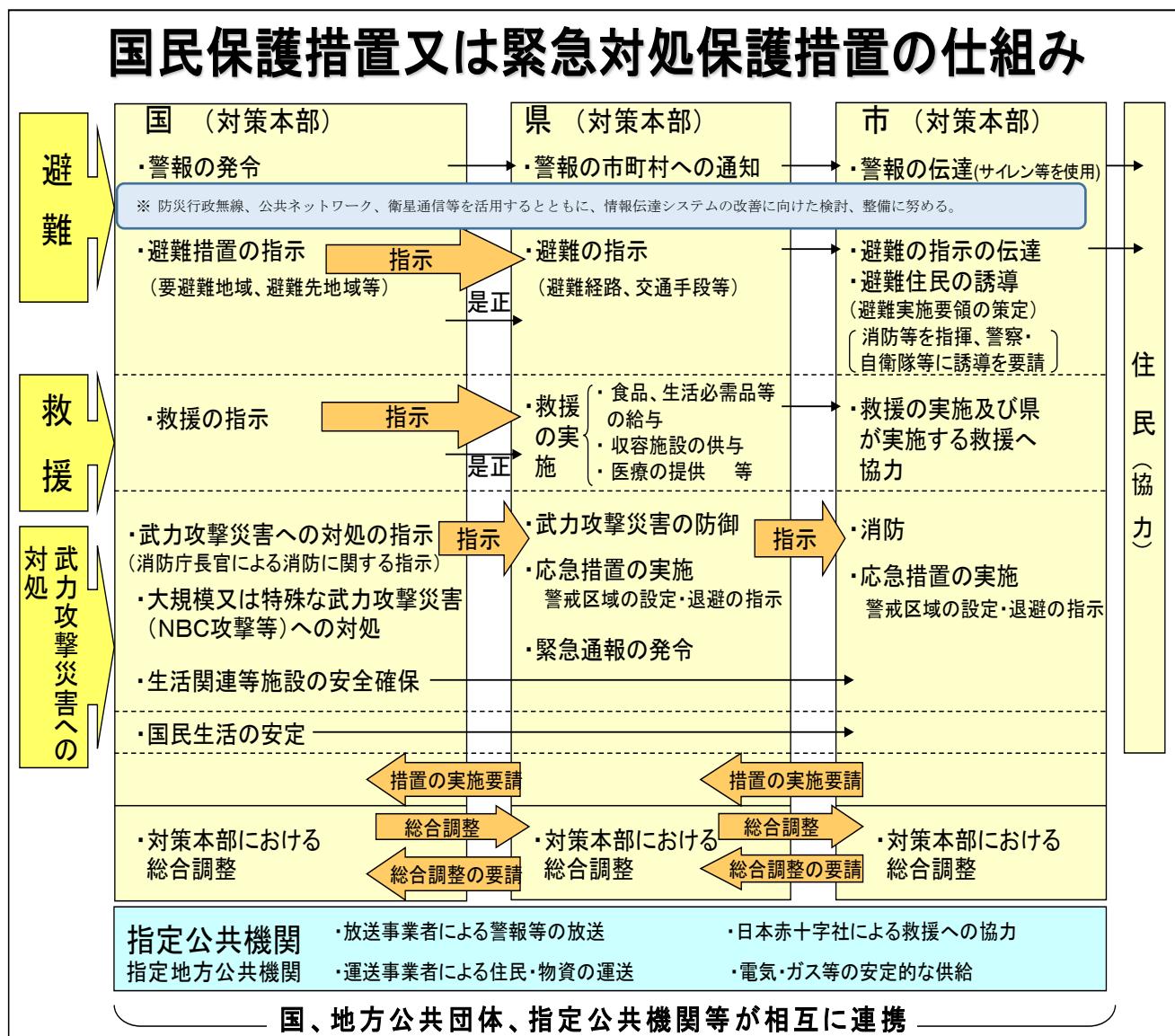
また、要請に応じて国民保護措置又は緊急対処保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

### 9 本市の特性を踏まえた国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に係る特別な配慮

市は、積雪寒冷地であるという本市の地理的特性を踏まえつつ、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、平素から必要な体制の整備に努める。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護措置又は緊急対処保護措置における市の役割を確認するとともに関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。



## 1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施について、市及び消防機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

### ○ 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
十和田市	1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部又は市緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

### ○ 消防機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
消防本部	1 市国民保護計画の作成への協力 2 市国民保護協議会への参加 3 市国民保護対策本部又は市緊急対処事態対策本部への参加 4 市等の実施する訓練への協力及び参加 5 市の実施する警報等の内容の伝達及び避難実施要領の策定への協力、避難実施要領に基づく避難住民の誘導、消防団との連携その他の住民の避難に関する措置の実施 6 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施（救急・救助を含む。） 7 被災情報の収集、安否情報の収集その他の措置の実施

## 2 関係機関等の連絡先、連絡方法等

指定行政機関、指定地方行政機関、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関等関係機関等の連絡先、連絡方法等については、資料編に記載する。

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

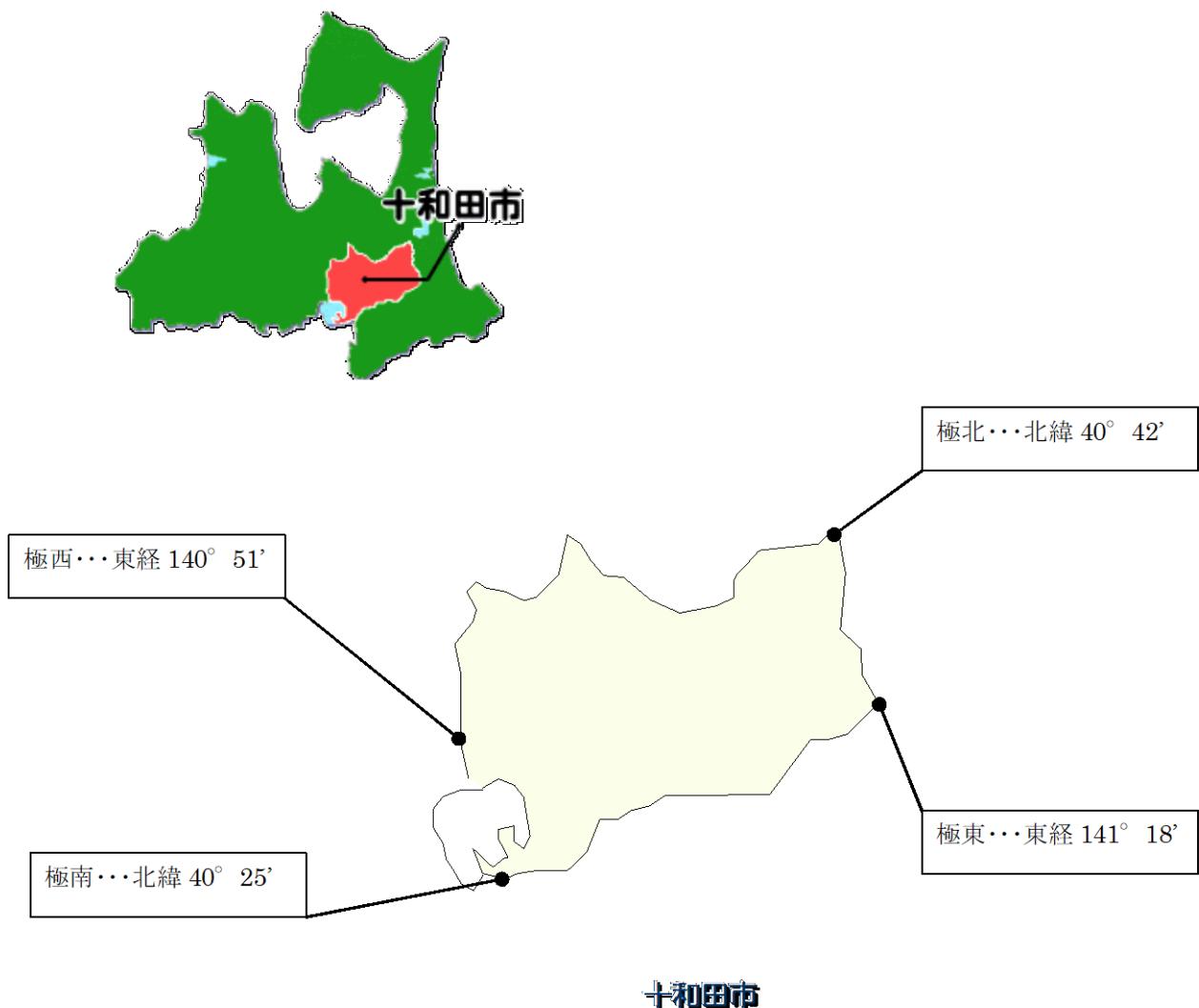
市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

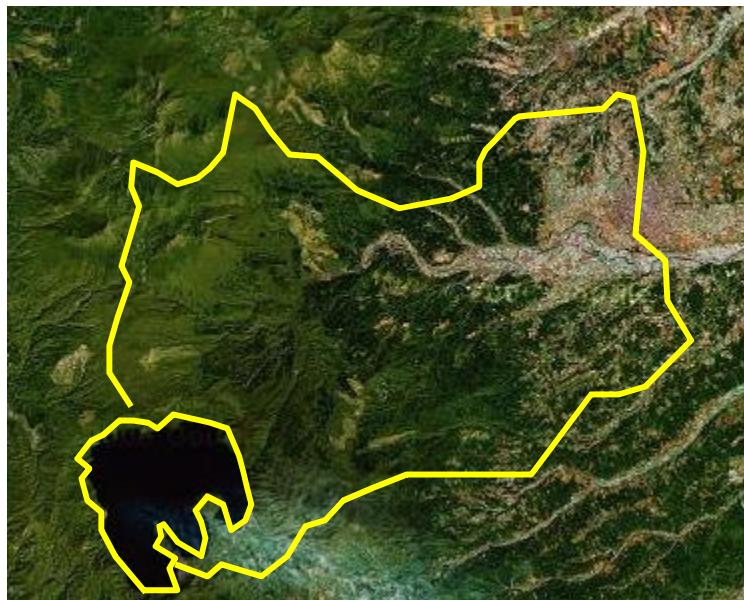
### 1 地形

#### (1) 位置

本市は、青森県の南東部中央に位置し、面積は725.6km<sup>2</sup>である。

位 置		隣接市町村	
極東	東経141度18分	青森県	青森市、七戸町、東北町、六戸町、五戸町、新郷村、平川市
極西	東経140度51分		
極南	北緯 40度25分	秋田県	鹿角市、小坂町
極北	北緯 40度42分		





## (2) 地勢

### ア 地形及び地質

本市は、西半分には山地と原野が広がり、東半分は標高70m前後の台地で農地と市街地が形成されている。

山地は縦走する奥羽山脈の大岳、高田大岳などの八甲田山系や十和田山、十和利山などからなる。

### イ 河川及び湖沼

本市の西南端に面積61.0km<sup>2</sup>、海拔400m、水深326.8mの十和田湖(二重カルデラ湖)がある。

十和田湖を源とする奥入瀬川が三本木原台地などの河岸段丘を形成しながら太平洋へ向かって流れているほか、後藤川をはじめとする多数の河川がある。また、奥入瀬川から上水した人工河川の稻生川が太平洋に注いでいる。

## 2 気候

本市の東部は太平洋側気候に属しており、台地部は年間を通じて降水量が少なく比較的穏やかだが、西部の山岳部は地形が複雑なため、山岳地方気象を示すところがあり、山沿いの地域は特別豪雪地帯に指定されている。また、6、7月には冷たい偏東風(ヤマセ)が吹き、農作物に悪影響を及ぼすことがある。

(1) 気温(℃)

市街地地区	年次	平均			最高気温		最低気温					
		日最高	日最低	日平均	気温	気温	気温	気温				
市街地地区	平成25年	14.2	4.7	9.4	34.3		-13.8					
	平成26年	14.6	4.2	9.5	33.4		-16.5					
	平成27年	15.4	5.7	10.5	34.4		-16.0					
	平成28年	15.0	5.3	10.1	35.0		-14.3					
	平成29年	14.4	4.8	9.7	35.1		-14.5					
	平成30年	15.0	5.1	10.0	34.5		-15.7					
年次	月別平均											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成25年	-3.8	-2.7	2.0	7.0	11.7	16.3	20.4	23.2	18.9	13.1	5.9	1.2
平成26年	-3.1	-2.9	1.4	7.9	15.7	17.1	21.9	21.9	17.5	11.4	6.7	-0.6
平成27年	-0.8	0.0	4.0	9.0	15.2	17.1	21.7	21.6	17.7	11.0	6.8	2.1
平成28年	-1.5	-0.7	3.6	8.4	15.1	17.1	20.2	23.2	19.1	11.6	4.2	1.1
平成29年	-1.8	-0.8	1.8	9.1	14.3	16.3	22.8	19.8	17.4	11.3	5.9	0.0
平成30年	-1.4	-3.0	4.0	8.8	13.5	17.4	21.6	21.3	18.4	12.9	6.8	0.0

休屋地区	年次	平均			日最高気温		日最低気温					
		日最高	日最低	日平均	気温	気温	気温	気温				
休屋地区	平成25年	11.7	4.2	7.8	29.3		-13.8					
	平成26年	11.9	4.1	7.9	30.2		-13.7					
	平成27年	12.6	4.8	8.5	30.7		-9.9					
	平成28年	12.2	4.5	8.2	32.5		-11.8					
	平成29年	11.6	4.1	7.8	30.8		-13.4					
	平成30年	12.2	4.6	8.2	32.3		-13.3					
年次	月別平均											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成25年	-5.1	-4.8	-0.6	3.9	10.5	16.3	19.6	21.8	17.1	11.6	4.0	-1.0
平成26年	-4.4	-4.1	-0.5	5.4	12.0	16.8	20.5	20.5	15.7	10.0	5.0	-2.4
平成27年	-3.1	-2.2	1.1	6.6	12.8	15.6	20.5	20.4	15.8	9.3	5.3	-0.2
平成28年	-3.5	-3.0	0.6	5.7	12.9	15.2	18.8	21.8	17.9	10.0	2.5	-0.5
平成29年	-3.4	-2.8	-0.5	5.7	12.7	14.4	21.4	19.1	15.9	9.7	3.9	-2.2
平成30年	-3.8	-4.9	1.4	6.2	11.4	15.3	21.3	20.1	16.6	11.0	5.5	-1.4

(2) 風速(m/s)

	市街地地区		休屋地区	
年次	平均風速 m/s	最大風速 m/s	平均風速 m/s	最大風速 m/s
平成25年	2.3	13.4	2.2	11.3
平成26年	2.4	13.0	2.1	10.8
平成27年	2.4	12.8	2.2	12.3
平成28年	2.5	14.7	2.1	11.8
平成29年	2.4	13.2	2.0	11.9
平成30年	2.2	14.9	2.1	10.5

(3) 降水量(mm)

市街地地区

年次	年間合計	月別合計												最大日降水量
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
平成25年	1052.5	22.5	33.0	19.0	79.5	42.5	22.5	149.0	145.0	215.5	241.5	39.0	43.5	130.0
平成26年	1083.5	40.0	45.0	109.0	12.0	54.5	103.0	106.0	317.5	65.5	176.5	18.0	36.5	80.0
平成27年	927.0	37.0	23.0	36.0	63.5	44.5	137.0	80.5	189.5	139.0	20.5	96.5	60.0	88.5
平成28年	1231.0	41.5	45.5	16.5	110.5	52.0	76.5	147.5	435.0	147.5	87.5	31.5	39.5	116.0
平成29年	1068.0	37.0	55.0	49.5	59.0	69.0	87.0	175.5	152.0	91.5	251.0	26.5	15.0	68.0
平成30年	1225.5	16.5	41.0	90.0	121.5	171.5	74.0	182.0	184.0	181.5	72.0	34.5	57.0	81.5

休屋地区

年次	年間合計	月別合計												最大日降水量
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
平成25年	1665.5	33.5	64.0	85.5	77.5	78.5	36.5	312.0	265.5	198.0	218.5	156.5	79.5	80.0
平成26年	1699.0	97.0	66.5	166.0	31.5	94.0	162.0	192.5	472.0	58.0	162.51	91.0	106.0	114.0
平成27年	1391.0	63.5	85.0	100.0	140.5	98.0	97.5	126.5	162.0	121.5	64.0	151.0	81.5	55.5
平成28年	1710.0	82.0	141.0	83.5	162.0	80.0	119.5	159.5	342.0	134.5	171.5	99.5	135.0	110.0
平成29年	1775.0	67.0	129.5	68.5	158.0	77.5	141.0	278.0	211.5	156.5	224.0	156.5	107.0	96.5
平成30年	1800.0	63.5	59.5	116.5	139.5	212.0	160.5	256.0	303.5	194.0	160.0	70.5	64.5	124.0

(4) 日照時間(時間)

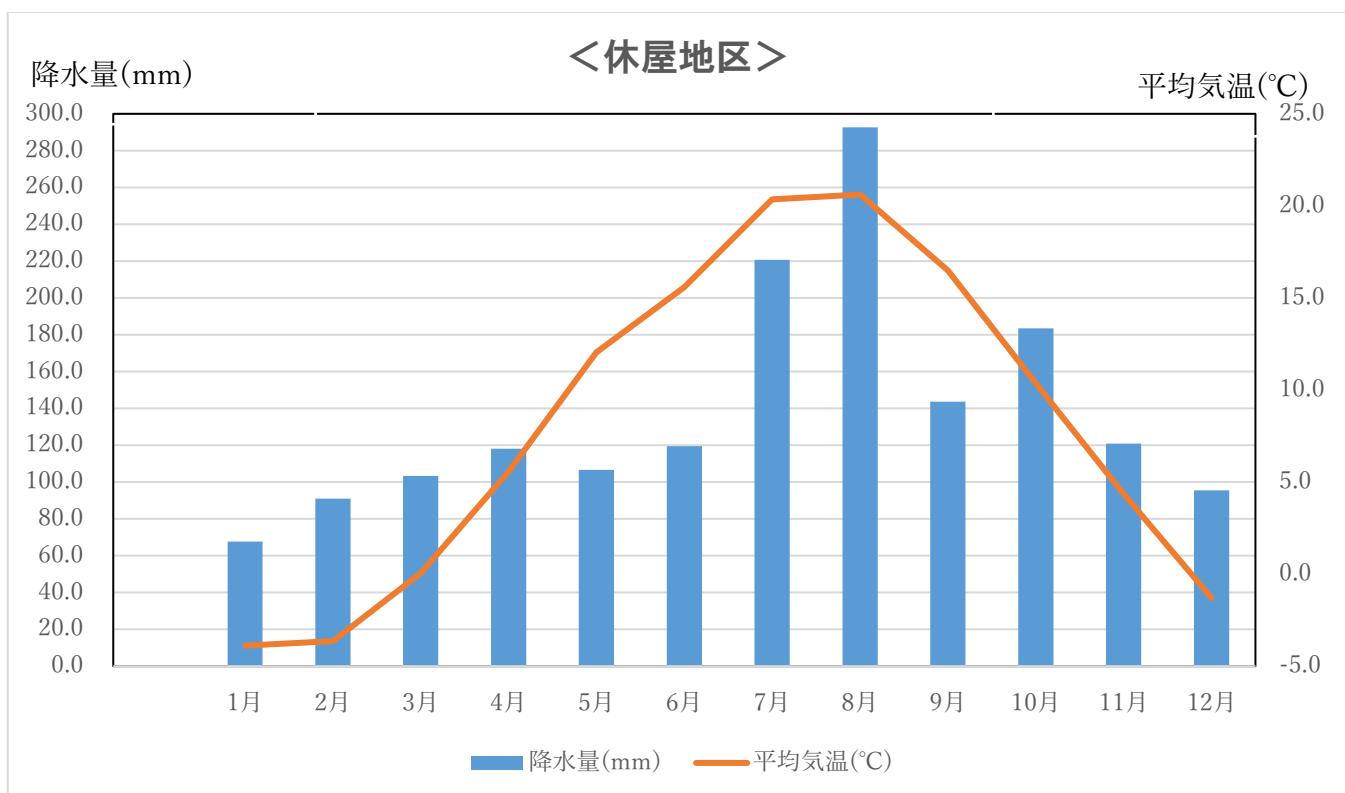
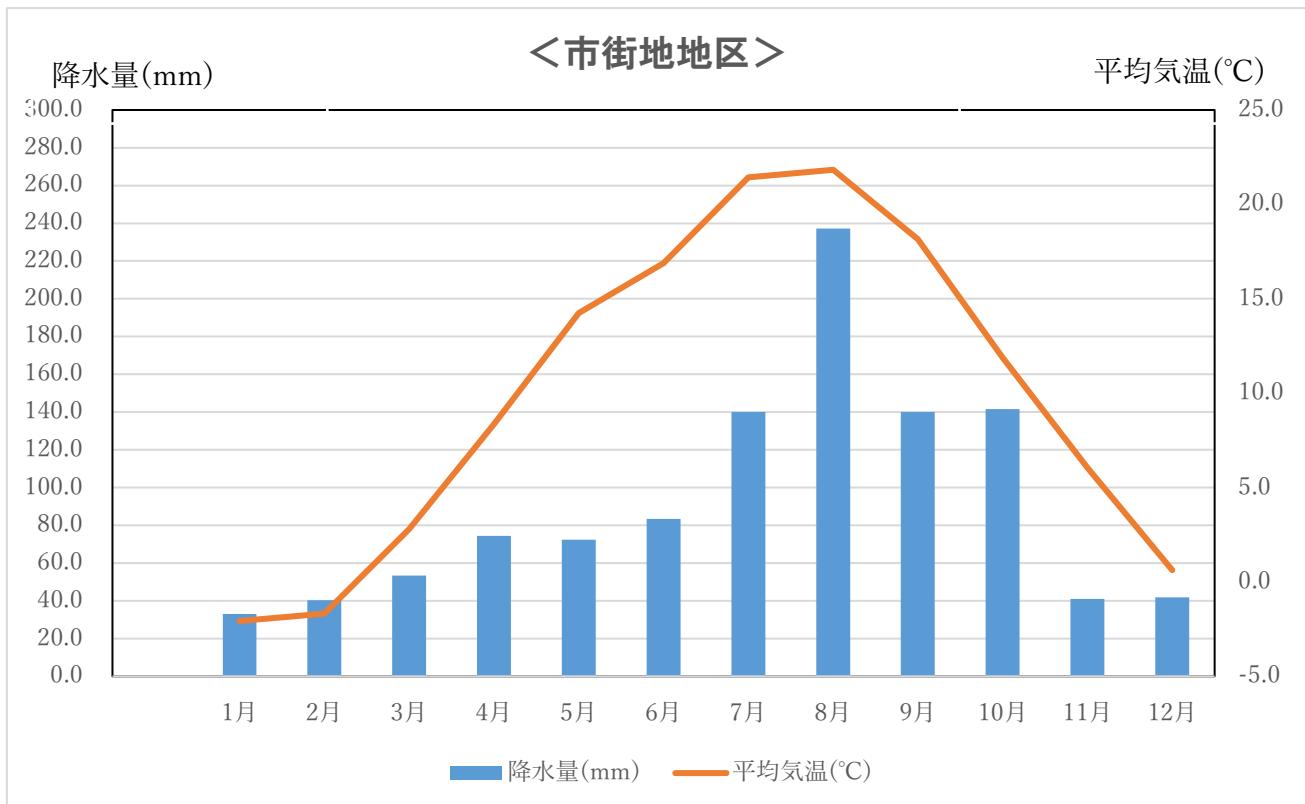
市街地地区

年次	年間合計	月別合計											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成25年	1689.8	109.0	126.9	157.6	188.8	160.4	155.9	96.9	182.6	157.3	95.0	137.8	121.6
平成26年	1922.6	101.9	139.4	170.5	262.3	232.1	122.7	185.0	92.6	188.3	191.4	142.0	94.4
平成27年	1853.4	107.2	113.1	166.8	187.1	267.6	171.9	168.5	106.3	150.0	179.9	107.6	127.4
平成28年	1826.2	123.9	126.3	198.5	156.6	247.9	133.1	146.1	201.1	93.5	171.0	100.9	127.3
平成29年	1858.8	117.6	110.5	173.5	197.2	213.1	199.5	198.1	82.0	178.2	126.3	130.0	132.8
平成30年	1812.2	132.6	148.6	176.4	168.8	178.6	144.6	147.2	139.5	139.6	174.6	142.8	118.9

休屋地区

年次	年間合計	月別合計											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成25年	1296.5	62.5	50.8	89.3	140.5	152.6	200.1	67.7	164.4	142.7	80.3	86.2	59.4
平成26年	1453.1	54.4	61.9	103.2	244.5	187.9	129.2	150.4	68.9	167.6	158.3	101.8	25.0
平成27年	1467.8	47.5	68.3	113.6	189.1	237.8	158.2	160.7	103.4	115.7	141.3	71.6	60.6
平成28年	1380.2	67.1	61.7	129.6	133.8	226.5	110.9	115.7	166.8	90.9	138.9	71.0	67.3
平成29年	1217.5	62.2	58.7	114.8	157.2	190.2	164.6	176.6	74.8	141.4	96.1	68.1	54.2
平成30年	1389.5	51.7	76.2	111.9	157.5	167.9	119.2	137.7	119.8	126.3	136.5	105.0	79.8

平成25年から平成30年までの月別平均降水量及び月別平均気温



### 3 人口、世帯、年齢構成及び人口分布

#### (1) 人口及び世帯

平成27年の国勢調査によると、人口は、63,429人で、世帯数は、25,487世帯である。

#### (2) 人口の年齢構成

平成27年の国勢調査によると、人口の年齢構成は、年少人口(0~14歳)は7,325人、生産年齢人口(15~64歳)は37,028人、老齢人口(65歳以上)は18,850人である。(年齢不詳226人)

#### (3) 人口分布

地区区分別(大字別)人口 (資料:平成31年3月31日現在住民基本台帳)

地区区分	人口(人)	地区区分	人口(人)
住居表示区域	33,244	豊ヶ岡	74
三本木	10,633	相坂	3,960
赤沼	778	藤島	497
切田	824	伝法寺	379
深持	1,426	米田	816
洞内	2,098	大不動	282
大沢田	941	滝沢	374
馬洗場	47	沢田	1,497
立崎	167	奥瀬	1,670
八斗沢	578	法量	927
計			61,210

### 4 道路の位置等

本市には、国道4号、国道45号、国道102号、国道103号、国道394号、国道454号の6本の国道が通り、各地を結んでいる。また、十和田湖周辺では、国道103号の奥入瀬バイパス、国道103号の宇樽部バイパスが整備されている。

### 5 鉄道の位置等

本市には、鉄道駅は無いが、隣接する七戸町には、東北新幹線「七戸十和田駅(平成22年12月4日開業)」が設置されている。



(出典:FanBlog)

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

#### (1) 武力攻撃事態の類型

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針及び県国民保護計画においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

ア 着上陸侵攻

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃

ウ 弹道ミサイル攻撃

エ 航空攻撃

これらの4類型の特徴及び留意点は、基本指針において次のとおり示されている。

#### ア 着上陸侵攻

特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>○一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において市民の避難を行うことも想定される。</li><li>○船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵目標となりやすいと考えられる。</li><li>○航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</li><li>○主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</li></ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"><li>○事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</li></ul>

#### イ ゲリラや特殊部隊による攻撃

特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>○警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</li><li>○少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</li></ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"><li>○ゲリラや特殊部隊の危害が市民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と都道府県、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適切な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、都道府県知事の緊急通報の発令、市町村長又は都道府県知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</li></ul>

## ウ 弾道ミサイル攻撃

特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はN B C弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</li> <li>○通常弾頭の場合には、N B C弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</li> </ul>

## エ 航空攻撃

特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標の特定が困難である。</li> <li>○航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に發揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</li> <li>○なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</li> <li>○通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</li> </ul>

### (2) N B C攻撃の場合の対応

特殊な対応が必要であるN B C攻撃の場合の対応等については、基本指針において次のとおり示されている。

種別	想定
1 核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壤から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</li> <li>○放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</li> <li>○ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。</li> <li>○核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染（防災基本計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。以下同じ。）その他放射性物質による汚染の拡大を防止するための必要な措置を講じる必要がある。</li> </ul>

種別	想定
2 生物兵器	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</li> <li>○生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</li> <li>○したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーバーランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。</li> </ul>
3 化学兵器	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</li> <li>○このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、市民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</li> </ul>

## 2 緊急対処事態

緊急対処事態は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態である。

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、国の基本指針及び県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針及び県国民保護計画においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

### (1) 攻撃対象施設等による分類

- ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
  - ・原子力事業所等の破壊
  - ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
  - ・危険物積載船への攻撃
  - ・ダムの破壊
- イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
  - ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
  - ・列車等の爆破

### (2) 攻撃手段による分類

- ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
  - ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
  - ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
  - ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
  - ・水源地に対する毒素等の混入
- イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
  - ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
  - ・弾道ミサイル等の飛来

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

##### 1 市の各部及び消防本部における平素の業務

###### (1) 市の各部における平素の業務

市の各部は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

部局名	平素の業務
総務部	1 市国民保護対策本部又は市緊急対処事態対策本部に関すること 2 国民保護協議会の運営に関すること 3 職員の参集基準、参集体制等の整備に関すること 4 国民保護措置実施に伴う損失補償等救済に係る手続きに関すること 5 県、近接市町村、指定公共機関等関係機関等との連携体制の整備に関すること 6 応援職員の要請及び連絡調整体制の整備に関すること 7 市民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること 8 被害情報の収集体制の整備に関すること 9 知事等に対する自衛隊の派遣要請の要求及び連絡調整等に関すること 10 知事への防災ヘリコプター運航申請要領に関すること 11 国民保護措置及び緊急対処保護措置の研修及び訓練に関すること 12 避難実施要領の策定に関すること 13 避難施設の運営体制の整備に関すること 14 物資及び資材の備蓄、整備に関すること 15 食料品、被害対策用物品、資器材の調達体制の整備に関すること 16 国民保護の啓発に関すること 17 広報、広聴及び取材の体制の整備に関すること 18 庁舎職員等避難者の整理誘導体制の整備に関すること 19 庁舎及び他課の所管に属さない市有財産の被害調査体制の整備に関すること 20 有線電話、車両の確保、配車の体制の整備に関すること 21 防災行政無線による広報体制の整備に関すること 22 議会との連絡に関すること 23 特殊標章等の交付等に関すること
企画財政部	1 運輸通信、電力、ガス関係の被害調査体制の整備に関すること 2 建物、工作物及びその他動産（車両等）の被害状況並びに被害者の実態の調査体制の整備に関すること 3 非常通信体制の整備に関すること 4 市有の情報システムの被害調査体制の整備に関すること 5 炊き出しその他食品の供給体制の整備に関すること
民生部	1 避難施設の開設体制及び運営体制の整備に関すること 2 避難者の把握体制の整備に関すること 3 安否情報の収集体制の整備に関すること 4 遺体の埋火葬体制の整備に関すること 5 清掃施設の被害調査体制の整備に関すること 6 廃棄物の処理及び清掃の体制の整備に関すること 7 救援金の配分体制の整備に関すること 8 市民相談所開設体制の整備に関すること

部局名	平素の業務
健康福祉部	<p>1 福祉施設の被害調査体制の整備に関すること      2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の体制の整備に関すること      3 救援物品の受領及び保管並びに配分の体制の整備に関すること      4 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保及び支援体制の整備に関すること      5 ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること      6 医療機関の被害調査体制の整備に関すること      7 医療、助産及び保健体制の整備に関すること      8 防疫体制の整備に関すること      9 遺体の処理（埋火葬を除く。）の体制の整備に関すること      10 負傷者の把握体制の整備に関すること      11 医療救援隊との連絡調整体制の整備に関すること      12 医療・医薬品、衛生材料の供給体制の整備に関すること</p>
農林商工部	<p>1 農業関係の被害調査体制の整備に関すること      2 農地及び農業用施設の被害調査体制の整備に関すること      3 水産業関係施設及び水産物の被害調査体制の整備に関すること      4 船舶（観光船舶を除く。）関係の被害調査体制の整備に関すること      5 主要食料の確保及び応急供給の体制の整備に関すること      6 生鮮食料品等の確保体制の整備に関すること      7 畜産林業関係の被害調査体制の整備に関すること      8 家畜の防疫及び死亡獣畜の処理の体制の整備に関すること      9 観光関係の被害調査体制の整備に関すること      10 国立公園の被害情報の収集体制の整備に関すること      11 温泉施設の被害調査体制の整備に関すること      12 商工業関係の被害調査体制の整備に関すること      13 燃料、雑貨等の確保体制の整備に関すること</p>
建設部	<p>1 道路、橋梁等の被害調査体制の整備に関すること      2 各河川の被害情報の収集体制の整備に関すること      3 障害物の除去体制の整備に関すること      4 施工中の都市計画街路事業及び区画整備事業に関する被害調査体制の整備に関すること      5 公園施設及び街路樹の被害調査体制の整備に関すること      6 公共建築物の被害調査体制の整備に関すること      7 住宅の応急修理に必要な調査体制の整備に関すること      8 被害住家及び工作物等の現地確認、指導体制の整備に関すること      9 応急仮設住宅の設置体制の整備に関すること</p>
会計部 (会計管理者)	<p>1 救援金の受領及び保管の体制の整備に関すること      2 被害関係経費の経理体制の整備に関すること</p>
上下水道部	<p>1 給水に関する他市町村への応援要請及び連絡体制の整備に関すること      2 給水活動体制の整備に関すること      3 上水道、簡易水道施設の被害調査、復旧及び水質検査の体制の整備に関すること      4 給水車の借上げ及び配車の体制の整備に関すること      5 下水道施設の被害調査及び復旧の体制の整備に関すること      6 上下水道に関する広報体制の整備に関すること      7 復旧資機材の確保体制の整備に関すること</p>

部局名	平素の業務
文教部 (教育委員会)	1 学校施設の被害調査体制の整備に関すること 2 市立学校施設の応急対策体制の整備に関すること 3 学校給食施設の被害調査体制の整備に関すること 4 学校給食の確保体制の整備に関すること 5 学用品の調達、給与体制の整備に関すること 6 被害児童生徒等の調査体制の整備に関すること 7 応急の教育体制の整備に関すること 8 児童生徒等の保健及び環境衛生の体制の整備に関すること 9 社会教育施設、社会体育施設、文化財及び文化施設の被害調査体制の整備に関すること
議会部 (議会事務局)	1 市議会議員の被害地視察に関すること 2 市議会議員との連絡に関すること
医療部 (中央病院)	1 市立中央病院の管理する施設の被害調査体制の整備に関すること 2 医療薬剤及び資材の供給確保体制の整備に関すること 3 収容患者の給食の確保体制の整備に関すること 4 患者の避難誘導体制の整備に関すること 5 傷病者等の医療救護及び看護の体制の整備に関すること 6 健康福祉部健康増進班への応援体制の整備に関すること

## (2) 消防本部における平素の業務

消防本部は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行うものとする。

消防本部	1 市対策本部との連絡調整体制の整備に関すること 2 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） 3 消防本部の管理に係る施設の被害調査体制の整備に関すること 4 職員の非常招集及び配置の体制の整備に関すること 5 関係機関への連絡及び相互応援の体制の整備に関すること 6 被害情報の収集及び被害状況の報告の体制の整備に関すること 7 警報等の伝達体制の整備に関すること 8 救助、救急活動体制の整備に関すること 9 被害状況図及び警防活動図の作成体制の整備に関すること 10 危険物施設等に対する応急措置及び対策の体制の整備に関すること 11 消防等の広報体制の整備に関すること 12 資機材の調達体制の整備に関すること 13 写真記録体制の整備に関すること 14 通信施設の保守に関すること 15 通信の運用及び無線の統制の体制の整備に関すること 16 消防隊の出動指令体制の整備に関すること 17 消防その他被害応急対策の体制の整備に関すること 18 被害者の救出、救護及び捜索の体制の整備に関すること 19 住民避難の誘導等の体制の整備に関すること 20 障害物の除去体制の整備に関すること
------	--

## 2 市職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等又は緊急対処事態に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

別冊「初動対応マニュアル・避難マニュアル」参照

### (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員等に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

#### 【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①担当課体制	総務課職員が参集
②市緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制又は市緊急事態対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

○市対策本部（市緊急事態対策本部含む。）の設置等

国民保護法第27条及び十和田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（平成18年3月24日条例第1号）によるほか、第3編第2章市対策本部の設置等の項を参照

#### 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
事態認定後	市国民保護対策本部設置又は市緊急事態対策本部体制	①
	市国民保護対策本部設置又は市緊急事態対策本部設置の通知を受けた場合	③
	市国民保護対策本部設置又は市緊急事態対策本部設置の通知がない場合	②

### (4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し電話・メール等による連絡手段を確保する。

### (5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

- 市国民保護対策本部又は市緊急対処事態対策本部（以下「市対策本部」という。）の本部長、副本部長、本部員の代替職員の順位  
**(本部長、副本部長)**

名 称	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
市 長（市対策本部長）	副市長	総務部長	企画財政部長
副市長（市対策副本部長）	総務部長	企画財政部長	民生部長

**(市対策本部員)**

名 称	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
総務部長	総務課長	秘書課長	管財課長
企画財政部長	政策財政課長	収納課長	税務課長
民生部長	市民課長	国保健康保険課長	まちづくり支援課長
健康福祉部長	生活福祉課長	こども子育て支援課長	高齢介護課長
農林商工部長	農林畜産課長	商工観光課長	とわだ産品販売戦略課長
建設部長	土木課長	都市整備建築課長	土木課長補佐
会計管理者	副会計管理者	—	—
上下水道部長	管理課長	水道課長	下水道課長
教育長	教育部長	教育総務課長	指導課長
教育部長	教育総務課長	指導課長	スポーツ・生涯学習課長
議会事務局長	次長	—	—
中央病院長	副院長	—	—
中央病院事務局長	業務課長	医事課長	業務課長補佐
十和田地域広域事務組合消防本部消防長	消防次長	警防課長	庶務課長

**(6) 職員の服務基準**

市は、(3)①～③の体制ごとに、参考した職員の行うべき所掌事務を定める。

**(7) 交代要員等の確保**

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 自家発電設備の確保
- 食料、燃料等の備蓄
- 仮眠設備等の確保等

### 3 消防機関の体制

**(1) 消防本部及び消防署における体制**

消防本部及び消防署は、市における参考基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参考基準を定めるものとする。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置又は緊急対処保護措置が実施できる体制を整備する。

**(2) 消防団の充実・活性化の推進等**

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにはかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への加入促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置又は緊急対処保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。さらに、市は、消防本部及び消防署における参考基準等を参考に、消防団員の参考基準を定める。

### 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

**(1) 国民の権利利益の迅速な救済に係る処理体制の確保**

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定があった場合には、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

## 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

手續項目	国民保護措置又は緊急対処保護措置の内容	担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)	総務課
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	
	土地等の使用に関すること。(法第82条)	
	応急公用負担に関すること。(法第113条第3項)	
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	
不服申立てに関する事項。(法第6条、175条)		
訴訟に関する事項。(法第6条、175条)		

### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書取扱規則等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関する文書について、武力攻撃事態又は緊急対処事態が継続している場合及び国民保護措置又は緊急対処保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制の整備について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、国民保護措置及び緊急対処保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、N B C攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供等、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において特有の事項にも対応できるよう、平素から関係機関相互の連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別のテーマに関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（F A X）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

### (3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置又は緊急対処保護措置と市の行う国民保護措置又は緊急対処保護措置との整合性の確保を図る。

### (4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と連携を図る。

## 3 近接市町村との連携

### (1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、市町村間の相互応援協定等を通じて、国民保護措置又は緊急対処保護措置における災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

### (2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、消防本部と協力し、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の青森県消防相互応援協定の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携及び相互応援体制の整備を図る。また、消防機関のN B C対応可能な部隊数やN B C対応資機材の保有状況を相互に把握する。

## 4 指定公共機関等との連携

### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

### (2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 5 ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び町内会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置又は緊急対処保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等又は緊急対処事態においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

#### 1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

#### 2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備・充実に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"><li>・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の充実を図る。</li><li>・武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備・充実を図る。</li><li>・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li><li>・武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li><li>・武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li><li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li><li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li><li>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、要配慮者（避難行動要支援者）及びその他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li></ul>
運用面	

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃又は緊急対処事態における攻撃等の状況、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により障害が発生した場合の通信確保に留意する。

#### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

### 2 警報等の伝達に必要な準備

#### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者（避難行動要支援者）に対する伝達に配慮する。その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。

#### (2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における迅速・確実な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備をする。

#### (3) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備等

引き続き、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、駒らん情報めーる等の維持・管理等の充実に努める。

#### (4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

#### (5) 国民保護に係るサイレンの市民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して市民に十分な周知を図る。

#### (6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、国及び県との役割分担も考慮して定める。

#### (7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や市民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### **3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備**

#### **(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式**

市は、避難住民及び武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条の規定に基づき、避難住民及び負傷住民については、様式第1号「安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）」により、死亡住民については様式第2号「安否情報収集様式（死亡住民）」により収集を行い、原則として、安否情報システムを用いて第2条に規定する様式第3号「安否情報報告書」により、県に報告する。

#### **【収集・報告すべき情報】**

##### **1 避難住民・負傷住民**

- ① 氏名
  - ② フリガナ
  - ③ 出生の年月日
  - ④ 男女の別
  - ⑤ 住所(郵便番号を含む。)
  - ⑥ 国籍
  - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
  - ⑧ 負傷(疾病)の該当
  - ⑨ 負傷又は疾病的状況
  - ⑩ 現在の居所
  - ⑪ 連絡先その他必要な情報
  - ⑫ 親族・同居者からの照会に対する回答の希望
  - ⑬ 知人からの照会に対する回答の希望
  - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することへの同意
- 2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）
- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
  - ⑯ 遺体が安置されている場所
  - ⑰ 連絡先その他必要な情報
  - ⑱ ①～⑦及び⑮～⑰を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意

#### **(2) 安否情報収集のための体制整備**

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

#### **(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握**

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

#### 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

##### (1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。なお、被災情報の知事への報告に当たっては、以下に掲げる様式により速やかに行う。

##### 【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）						
令和 年 月 日 時 分						
十 和 田 市						
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）						
(1) 発生日時 令和 年 月 日						
(2) 発生場所 十和田市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）						
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要						
3 人的・物的被害状況						
市町村名	人 的 被 害			住 家 被 害		その他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	
			重傷	軽傷		
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	
※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。						
市町村名	年月日	性別	年齢	概 况		

（注）緊急対処事態における被災情報の報告もこの様式による。

##### (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

市職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等及び緊急対処事態における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 職員の研修制度の充実

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の円滑な実施を図るため、研修制度を充実するなど人材の育成に努める。この場合において、国の職員、県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等の外部の人材を講師に招く。

また、危機管理を担当する専門職員を育成するための国の研修機関における研修課程を有効に活用する。

#### (2) 消防団員及び自主防災組織リーダーを対象とする研修

市は、県と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する研修を行う。

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携による、N B C 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、頑丈な建物への避難訓練等の武力攻撃事態等又は緊急対処事態に関する特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練の実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

#### (3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置又は緊急対処保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置又は緊急対処保護措置の訓練と防災訓練を有機的に連携させる。

イ 国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練の実施においては、市民の避難誘導や救援等に当たり、町内会の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 市は、町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、市民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 市は、県と連携し、学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

キ 本市が積雪寒冷地であることにかんがみ、避難及び救援等の措置について、冬期における実動訓練又は冬期を想定した図上訓練を実施することにより、冬期における国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう努める。

## 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

市は、県からの避難の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

別冊「避難マニュアル」参照

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### 【避難:準備すべき基礎的資料】

- ① 住宅地図
- ② 区域内の道路網のリスト（冬期閉鎖路線一覧を含む。）
- ③ 輸送力のリスト
- ④ 避難施設のリスト
- ⑤ 備蓄物資、調達可能物資（これらには、冬季において必要となる資機材を含む。）のリスト
- ⑥ 生活関連等施設等のリスト
- ⑦ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- ⑧ 町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- ⑨ 消防機関のリスト
- ⑩ 要配慮者（避難行動要支援者）名簿 ※ 外国人、旅行者等除く。

#### (2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 要配慮者（避難行動要支援者）の避難対策

市は、避難住民の誘導に当たっては、要配慮者（避難行動要支援者）自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している要配慮者（避難行動要支援者）名簿を活用しつつ、要配慮者（避難行動要支援者）の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時の際、健康福祉部を中心とした横断的な要配慮者（避難行動要支援者）支援班等を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

#### ※ 【要配慮者（避難行動要支援者）名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、要配慮者（避難行動要支援者）への配慮が重要であるため、平素から、自然災害時における取組みとして行われる要配慮者（避難行動要支援者）名簿を作成・活用及び関係課との情報共有を図る。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

#### (6) 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、要配慮者その他の自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

別冊「初動対応マニュアル・避難マニュアル」参照

## 2 救援に関する基本的事項

### (1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

#### 【救援:準備すべき基礎的資料】

- ① 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
- ② 備蓄物資、調達可能物資（これらには、暖房器具及び燃料を含む。）のリスト
- ③ 関係医療機関のデータベース
- ④ 救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）のデータベース
- ⑤ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- ⑥ 墓地及び火葬場等のデータベース

## 3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、市民の避難について主体的な役割を担うことから、避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保のため、複数のルートや代替ルートを考慮しつつ、自ら市内における市民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の輸送力並びに確保すべき輸送施設についてあらかじめ把握するものとする。

### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

#### 【輸送力に関する情報】

- ① 保有車両等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

#### 【輸送施設に関する情報】

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③ ヘリポート及び場外離着陸場（所在地、面積、管理者の連絡先など）

### (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

## 4 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保養設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して市民に周知する。

## 第3章 生活関連等施設の把握等

### 第1 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等又は緊急対処事態においては、発電所、ダム、危険物質の取扱所等の生活関連等施設について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の把握等

市は、市内に所在する生活関連等施設（国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、国民保護法施行令第27条に規定する施設をいう。以下同じ。）について、自ら保有する情報や県等による情報提供に基づき把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

- |             |         |       |        |       |
|-------------|---------|-------|--------|-------|
| ① 施設の種類     | ② 名称    | ③ 所在地 | ④ 管理者名 | ⑤ 連絡先 |
| ⑥ 危険物質等の内容物 | ⑦ 施設の規模 |       |        |       |

#### 【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

施行令	各号	施設の種類(第28条は種類)	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	(原発) 危機管理局 (原発以外) エネルギー総合対策局
	2号	ガス工作物	経済産業省	危機管理局
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	健康福祉部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	企画政策部
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	企画政策部
	6号	放送用無線設備	総務省	危機管理局
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	県土整備部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	県土整備部
	9号	ダム	農林水産省 国土交通省	農林水産部 県土整備部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	危機管理局
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	健康福祉部
	3号	火薬類	経済産業省	危機管理局
	4号	高圧ガス	経済産業省	危機管理局
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	危機管理局
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	危機管理局
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	危機管理局
	8号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省	健康福祉部 農林水産部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	危機管理局
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	健康福祉部 農林水産部
	11号	毒性物質	経済産業省	危機管理局

#### 2 市における平素からの備え

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

また、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

### 第2 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

## 第4章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

参考 「十和田市備蓄計画(29. 9. 10. 13)」

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

市民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共に多くのものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置又は緊急対処保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

なお、本市が積雪寒冷地であることにかんがみ、冬期において必要となる資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等）、収容施設における暖房器具及び燃料の備蓄・調達可能量等を把握することに留意するものとする。

#### (2) 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のために必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

なお、緊急対処保護措置の実施のために必要な物資及び資材については、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のための物資及び資材を活用するものとする。

#### 【市民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料など

#### 【国民保護措置又は緊急対処保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

#### (3) 県との連携

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等又は緊急対処事態が長期にわたった場合においても、国民保護措置又は緊急対処保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

#### (2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

#### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等又は緊急対処事態において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置又は緊急対処保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、要配慮者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等又は緊急対処事態において市民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

## 第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合等には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態又は緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析してその被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

別冊「初動対応マニュアル・避難マニュアル」参照

#### 1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

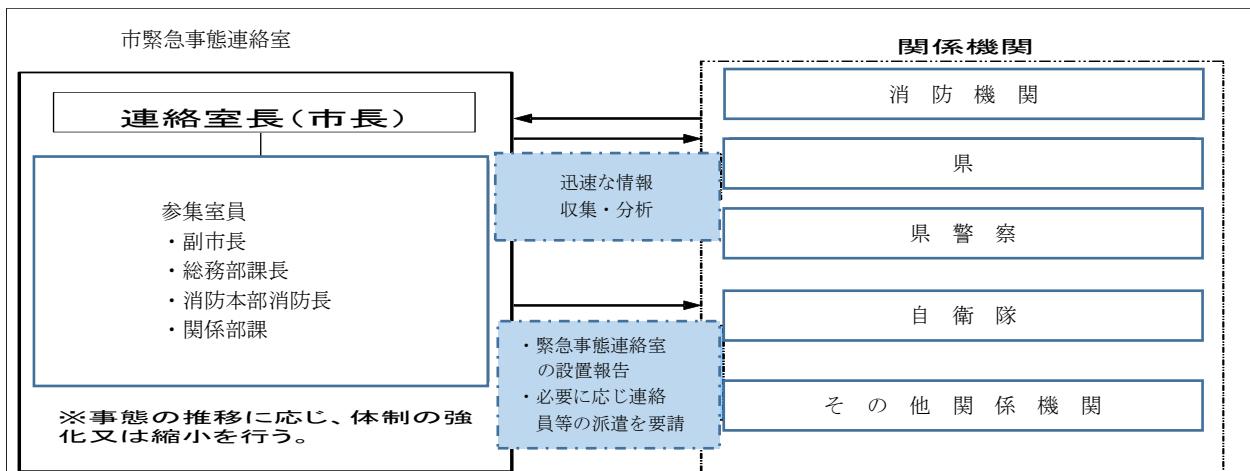
##### (1) 担当課体制の構築

市は、市外からの情報により市外における多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は事案の発生のおそれを把握した場合において、情報収集を行うため、総務課職員による情報収集体制を速やかに構築する。

##### (2) 市緊急事態連絡室の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、「市緊急事態連絡室」を設置する。「市緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、総務部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

##### 【市緊急事態連絡室の構成等】



※ 市民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

イ 「市緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、市緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

### (3) 初動措置の確保

市は、「市緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

### (4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

### (5) 対策本部への移行に要する調整

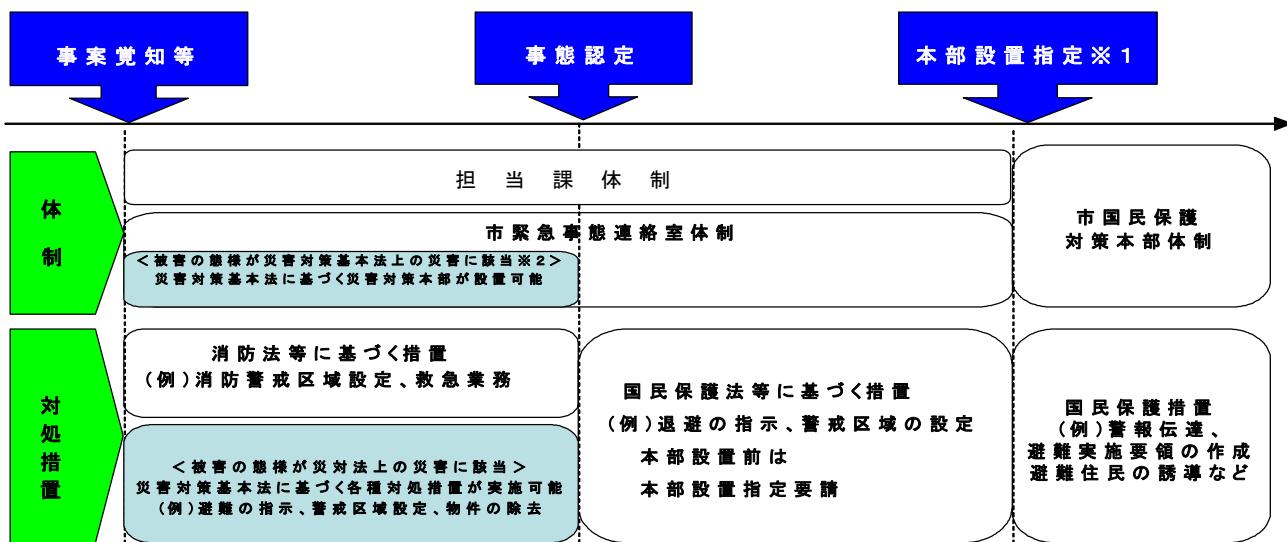
「市緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があつた場合には、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「市緊急事態連絡室」は廃止する。

### (6) 市災害対策本部を設置している場合の調整

市は、市対策本部の設置に係る内閣総理大臣からの指定の通知がない場合にあって、災害対策基本法に基づく十和田市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）を設置しているときにおいて、その後、市対策本部の設置に係る指定の通知を受けたときは、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市災害対策本部を廃止する。

この場合において、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

なお、市災害対策本部を設置することができるのは、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当し、被害に係る事案の発生原因が不明の期間に限られる点に留意する。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、市緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全序的な体制を構築する。

## 第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

別冊「初動対応マニュアル・避難マニュアル」参照

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

##### ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

##### イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

##### ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

##### エ 市対策本部の開設市対策本部担当者は、市庁舎防災本部室に市対策本部を開設するとともに、

市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会、県及び指定地方公共機関に対して、市対策本部を設置した旨を連絡する。

##### オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

##### カ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

#### 【市対策本部の予備施設】

順 位	施 設 名	備 考
第 1 順位	十和田市民文化センター	
第 2 順位	十和田下水処理場	破壊程度が著しい等の理由で市街地に本部を設置できないとき

#### キ 関係機関の連絡員

市長は、市が実施する国民保護措置に必要な各関係機関との連絡及び調整を緊密かつ円滑に実施するため、市対策本部を設置したときは、必要により、各関係機関に対し、市対策本部への連絡員の派遣を要請することができる。

#### (2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

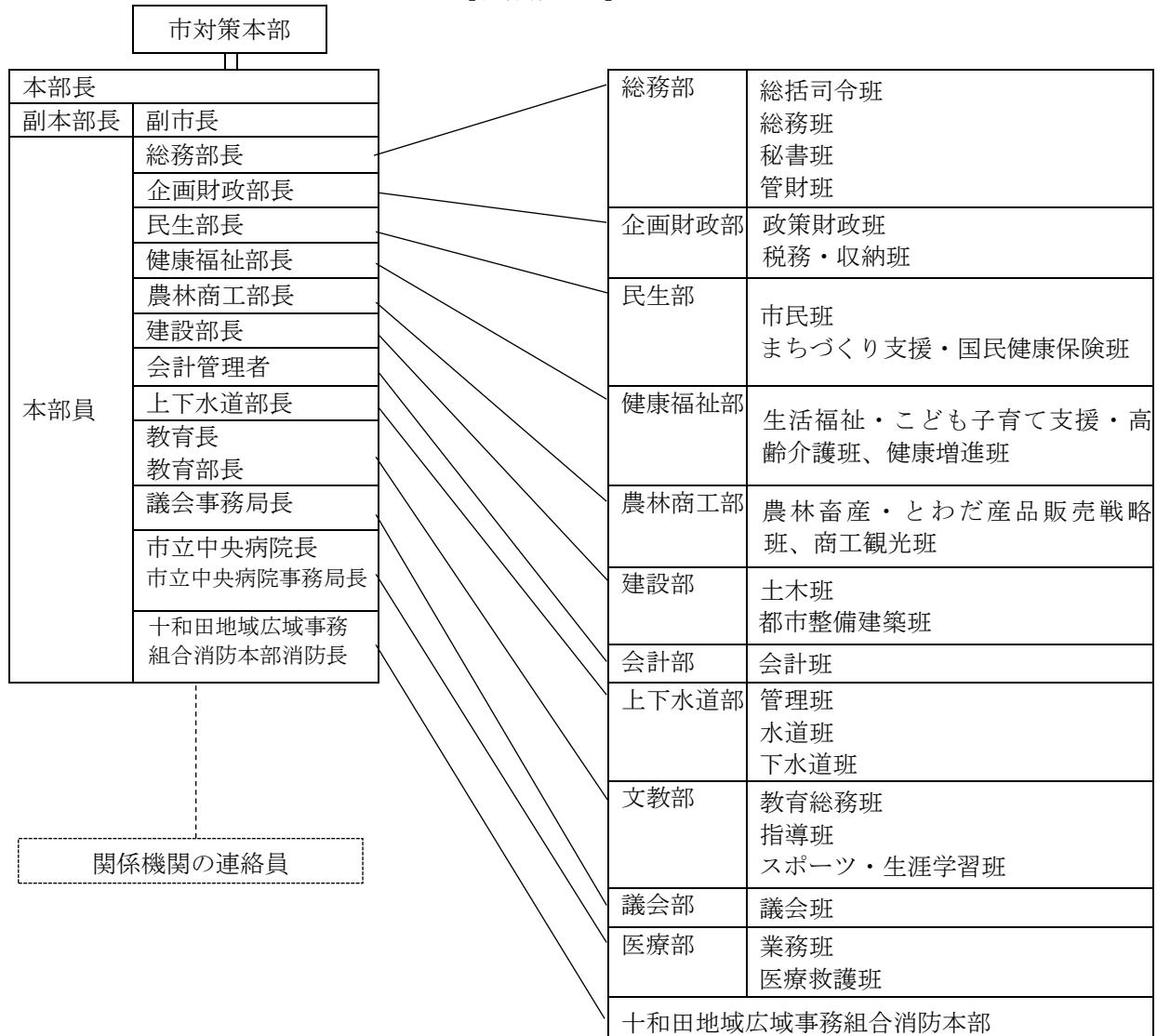
市長は、市が市町村対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

## 2 市対策本部の組織構成及び機能等

### (1) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【組織機構図】



ア 十和田市国民保護対策本部班別業務分担

部名	部長	班名	班長	分 担 事 務	要 員
総務部	総務部長	総括司令班	総務課長	1. 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の運営・統括に関すること 2. 被害状況の把握及び報告に関すること 3. 国民保護協議会に関すること 4. 関係官庁諸団体との連絡調整に関すること 5. 知事への自衛隊派遣要請求及び自衛隊との連絡調整に関すること 6. 知事への応援要請に関すること 7. 被害情報の総括に関すること 8. 被害関係の陳情に関すること 9. 防災行政無線の確保及び統制に関すること 10. 避難実施要領の策定に関すること 11. 市民に対する警報内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること 12. 特殊標章等の交付に関すること	総務課 防災危機管理室職員
				1. 総務部内の庶務及び連絡調整に関すること 2. 議会との連絡に関すること 3. 職員の非常招集及び配置に関すること 4. 国民保護法の関係の総括に関すること 5. 応援職員の手続き及び連絡調整に関すること 6. 被害の取材（写真を含む。）に関すること 7. 被害、警報、緊急通報及び避難等の広報に関すること 8. 広聴活動に関すること 9. 避難者名簿の作成に関すること	総務課の職員 (防災危機管理室職員を除く。)
		秘書班	秘書課長	1. 本部長及び副本部長の秘書に関すること 2. 視察者及び見舞者の応接に関すること 3. 被害地の視察に関すること	秘書課の職員
		管財班	管財課長	1. 庁舎職員等避難者の整理誘導に関すること 2. 庁舎及び他課の所管に属さない市有財産の被害調査及び応急対策に関すること 3. 有線電話の確保及び臨時電話の架設に関すること 4. 車両の確保及び配車に関すること 5. 食料品、国民保護対策用物品及び資機材等の調達に関すること 6. 応急復旧工事の請負契約に関すること	管財課の職員
企画財政部	企画財政部長	政策財政班	政策財政課長	1. 企画財政部内の庶務及び連絡調整に関すること 2. 運輸通信（鉄道・バス・船舶・電話・郵便）、電力、ガス関係の被害調査に関すること 3. 市有の情報システムの被害調査及び応急対策に関すること 4. 炊き出しその他食品の供給に関すること 5. 応急対策関係予算の措置に関すること	政策財政課の職員
				1. 建物の罹災状況及び実態調査に関すること 2. 工作物その他動産（車両等）の被害状況に関すること 3. 建物の罹災証明願の受付及び罹災証明の発行に関すること 4. 工作物その他動産（車両等）の被害届の受付及び被害届受理証明の発行に関すること 5. 被害に伴う市税の減免措置に関すること	税務課及び収納課の職員

部名	部長	班名	班長	分 担 事 務	要 員
民生部	民生部長	市民班	市民課長	1. 民生部内の庶務及び連絡調整に関する事 2. 避難所の開設及び運営体制の整備に関する事 3. 避難者の把握（立退先等）に関する事 4. 安否情報の収集及び報告に関する事 5. 埋火葬の証明に関する事	市民課の職員
		まちづくり支援班	まちづくり支援課長	1. 遺体の埋火葬に関する事 2. 清掃施設の被害調査に関する事 3. 廃棄物の処理及び清掃に関する事 4. 救援金の配分計画及び配分に関する事 5. 公聴活動に関する事 6. 市民相談所に関する事	まちづくり支援課及び国民健康保険課の職員
健康福祉部	健康福祉部長	生活福祉・子ども子育支援班	生活福祉課長	1. 健康福祉部内の庶務及び連絡調整に関する事 2. 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事 3. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関する事 4. 救援物品の受領及び保管並びに配分に関する事 5. 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保対策及び支援体制の整備に関する事 6. ボランティアの受け入れに関する事	生活福祉課、こども子育て支援課及び高齢介護課の職員
		健康増進班	健康増進課長	1. 医療機関の被害調査に関する事 2. 医療、助産及び保健に関する事 3. 避難所等における衛生保持に関する事 4. 防疫に関する事 5. 遺体の処理（埋火葬を除く。）に関する事 6. 負傷者の把握に関する事 7. 医療救護班の編成に関する事 8. 医療救助隊との連絡調整に関する事 9. 医薬品、衛生材料の調達及び供給体制に関する事	健康増進課の職員
農林商工部	農林商工部長	農林畜産・とわだ産品販売戦略班	農林畜産課長	1. 農林商工部内の庶務及び連絡調整に関する事 2. 農業関係、畜産業関係、林業関係の被害調査及び応急対策に関する事 3. 水産業関係施設、水産物等の被害調査及び応急対策に関する事 4. 船舶関係（観光船舶を除く。）の被害調査及び応急対策に関する事 5. 主要食料の確保及び応急供給に関する事 6. 生鮮食料品等の確保に関する事 7. 家畜の防疫及び死亡獣畜の処理に関する事 8. 農業関係、畜産業関係、林業関係及び水産業関係被災者への融資のあっせんに関する事 9. 農業関係、畜産業関係、林業関係及び水産業関係の被害証明に関する事 10. 農地及び農業用施設の被害調査及び応急対策に関する事 11. 農地等の被害証明に関する事	農林畜産課及びとわだ産品販売戦略課の職員

部名	部長	班名	班長	分 担 事 務	要 員
農林商工部	農林商工部長	商工觀光班	商工觀光課長	1. 商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること 2. 商工業関係の被害証明に関すること 3. 商工業関係被災者への融資のあっせんに関すること 4. 燃料、雑貨等の確保に関すること 5. 観光関係の被害調査及び応急対策に関すること 6. 観光施設等の安全対策に関すること 7. 国立公園の被害情報の収集に関すること 8. 温泉施設の被害調査及び応急対策に関すること	商工觀光課の職員
建設部	建設部長	土木班	土木課長	1. 建設部内の庶務及び連絡調整に関すること 2. 道路、橋梁等（施工中のものを含む。）の被害調査及び応急対策に関すること 3. 各河川の被害情報の収集及び応急対策に関すること 4. 障害物の除去に関すること	土木課の職員
		都市整備建築班	都市整備建築課長	1. 施工中の都市計画街路事業に関する被害調査及び応急対策に関すること 2. 施工中の区画整備事業に関する被害調査及び応急対策に関すること 3. 公園施設及び街路樹の被害調査並びに応急対策に関すること 4. 公共建築物の被害調査及び応急修理に関すること 5. 住宅の応急修理に必要な調査に関すること 6. 被害住家及び工作物等の現地確認、指導に関すること 7. 市営住宅の被害調査に関すること 8. 応急仮設住宅の設置に必要な調査に関すること 9. 応急仮設住宅の建築及び住宅の応急修理に関すること 10. 応急仮設住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅に関すること	都市整備建築課の職員
会計部	理者会計者	会計管	管理副会計者	1. 義援金等の受領及び保管に関すること 2. 被害関係経費の経理に関すること	会計係の職員
上下水道部	上下水道部長	管理班	管理課長	1. 上下水道部内の庶務及び連絡調整に関すること 2. 職員の非常招集及び配置に関すること 3. 給水等に関する他市町村への応援要請及び連絡に関すること	管理課の職員
		水道班	水道課長	1. 給水活動に関すること 2. 上水道、簡易水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 3. 上水道、簡易水道施設の復旧に関すること 4. 上水道、簡易水道施設の水質検査に関すること 5. 上水道、簡易水道の断滅水時の広報に関すること 6. 給水車の借上げ及び配車に関すること 7. 被害復旧資機材の確保に関すること	水道課の職員
		下水道班	下水道課長	1. 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 下水道施設の復旧に関すること 3. 下水道施設の被害地域に対する広報に関すること 4. 被害復旧資機材の確保に関すること	下水道課の職員

部名	部長	班名	班長	分 担 事 務	要 員
文教部（教育委員会）	教育長	教育総務班	教育総務課長	1. 文教部内の庶務及び連絡調整に関する事 2. 学校施設の被害調査に関する事 3. 市立学校施設の応急対策に関する事 4. 職員の非常招集及び配置に関する事 5. 学校給食施設の被害の把握に関する事 6. 学校給食の確保に関する事 7. 学用品の調達、給与に関する事	教育総務課の職員
				1. 被害児童生徒等の調査に関する事 2. 応急の教育に関する事 3. 児童生徒等の保健及び環境衛生に関する事	指導課の職員
		学習スポーツ・生涯	学習スポーツ・生涯課長	1. 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 2. 社会体育施設の被害調査及び応急対策に関する事 3. 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関する事	スポーツ・生涯学習課、市民図書館、郷土館及び民族資料館の職員
議会部	議会事務局長	議会班	次長	1. 市議会議員の被害地視察に関する事 2. 市議会議員との連絡に関する事	議会事務局の職員
医療部（中央病院）	市立中央病院長	業務班	事務局長	1. 医療部内の庶務及び連絡調整に関する事 2. 市立中央病院の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関する事 3. 職員の非常招集及び配置に関する事 4. 医療薬剤及び資材の供給確保に関する事 5. 収容患者の給食の確保に関する事	業務課及び医事課の職員
		医療救護班	副院長	1. 患者の避難誘導に関する事 2. 傷病者等の医療救護及び看護に関する事 3. 健康福祉部健康推進班への応援に関する事	医療局、薬局、看護局、手術室、救急室、地域医療連携室、医療機器中央管理室、医療安全対策室及び健診センターの職員

- 備考
- 選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局の職員は、本部長の指示する班の応援活動に従事するものとする。
  - 本部長は、必要に応じて各部及び各班に対し、他の業務への応援を命ずることができる。
  - 本部長は、必要に応じて業務分担を一時的に変更することができる。

イ 消防本部班別業務分担

部名	総括	班 名	班 長	分 担 事 務	要 員
十和田地域広域事務組合消防本部	消防長	庶務班	庶務課長	1. 市対策本部との連絡調整に関すること 2. 消防本部の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること	庶務課職員
		警防班	警防課長	1. 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） 2. 被害情報の収集及び被害状況の報告に関すること 3. 警報等の関係機関への伝達に関すること 4. 被害状況図及び警防活動図作成に関すること 5. 消防相互応援協定に関すること 6. 緊急消防援助隊に関すること 7. 職員の非常招集及び配置に関すること	警防課職員
		予防班	予防課長	1. 危険物施設等に対する応急措置及び対策に関すること 2. 消防等の広報に関すること 3. 資機材の調達に関すること 4. 写真記録に関すること	予防課職員
		通信指令班	通信指令課長	1. 通信施設の保守に関すること 2. 通信の運用及び無線の統制に関すること 3. 消防隊の出動指令に関すること	通信指令課職員
		消防班	十和田消防署長 十和田湖消防署長	1. 消防活動その他被害応急対策に関すること 2. 被災者の救出、救護及び捜索に関すること 3. 市民の避難の誘導等に関すること 4. 障害物の除去に関すること	十和田消防署員及び十和田湖消防署員

(2) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等又は緊急対処事態において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

イ 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、市民等に迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 留意事項

(ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

(イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

(ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

(3) 市現地対策本部の設置

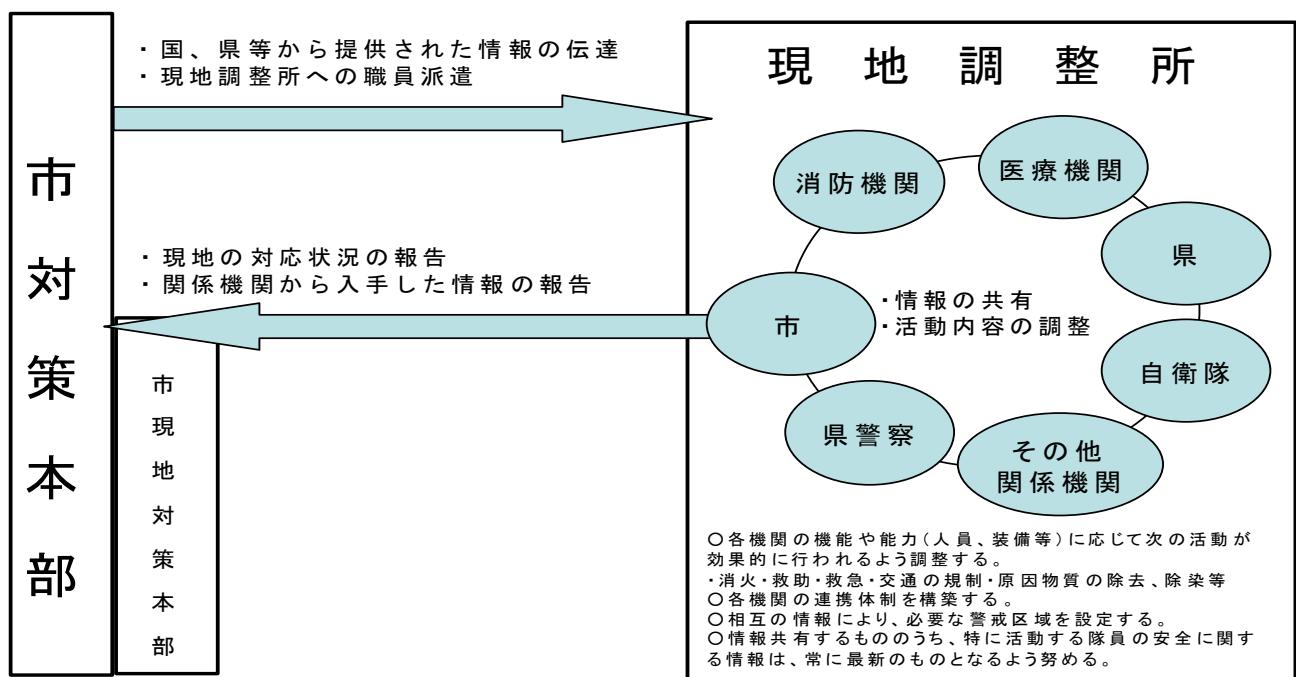
市長は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

#### (4) 現地調整所の設置

市長は、国民保護措置又は緊急対策保護措置が実施される現場において、武力攻撃による災害又は緊急対処事態における災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

#### 【現地調整所の組織編成】



#### (参考) 【現地調整所の性格について】

ア 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各自の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うと考えられる。）。

イ 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般的である。

ウ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は隨時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施や権限行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

エ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

### 3 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進するため各種の国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使で、国民保護措置又は緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

資料編「国民保護措置又は緊急対処保護措置における市長権限等(抜粋)」

#### (1) 市の区域内の国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する総合調整を行う。

#### (2) 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に關係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

#### (3) 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

#### (4) 国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

#### (5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

### 4 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

市長は、市対策本部を廃止したときは、市議会、県及び指定地方公共機関に対して、市対策本部を廃止した旨を連絡する。

### 5 通信の確保

#### (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、防災行政無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

#### (2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

#### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国・県の対策本部との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国・県の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。必要により、市現地対策本部（調整所）設置する。

また、国の現地対策本部長が必要に応じて開催する武力攻撃事態等合同対策協議会又は緊急対処事態合同対策協議会に職員を出席させ、国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置について相互に協力する。

### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確・迅速に実施するため必要があると認めるとときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合に市は、当該機関の業務内容に照らし要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

#### (1) 市長は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（以下、国民保護等派遣という）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は努めて当該区域を担当区域とする青森地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする東北方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする大湊地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする北部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

要請の求めを行う場合には、次の事項を明らかにするものとする。

- ア 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況、派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

#### (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

## 【想定される自衛隊の国民保護措置又は緊急対処保護措置の内容】

- ア 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- イ 避難住民等の救援（食品の給与、飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ウ 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、N B C 攻撃による汚染への対処等）
- エ 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

## 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託等

### (1) 他の市町村長等への応援の要求

- ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。
- イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- ウ 市が他の市町村に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、県対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、その内容について県対策本部に連絡を行う。

### (2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

### (3) 事務の一部の委託

- ア 市が、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
  - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
  - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示とともに、県に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

## 6 市の行う応援等

### (1) 他の市町村に対して行う応援等

- ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- イ 他の市町村から国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

### (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## **7 ボランティア団体等に対する支援等**

### **(1) 自主防災組織等に対する支援**

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内会長等の地域のリーダーとなる市民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

### **(2) ボランティア活動への支援等**

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置される防災ボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

### **(3) 民間からの救援物資の受入れ**

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものの把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配達等の体制の整備等を図る。

## **8 市民への協力要請**

市は、國民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

避難住民の誘導       避難住民等の救援       保健衛生の確保

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達及び通知等

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

別冊「初動対応マニュアル・避難マニュアル」参照

#### 1 武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の伝達及び通知等

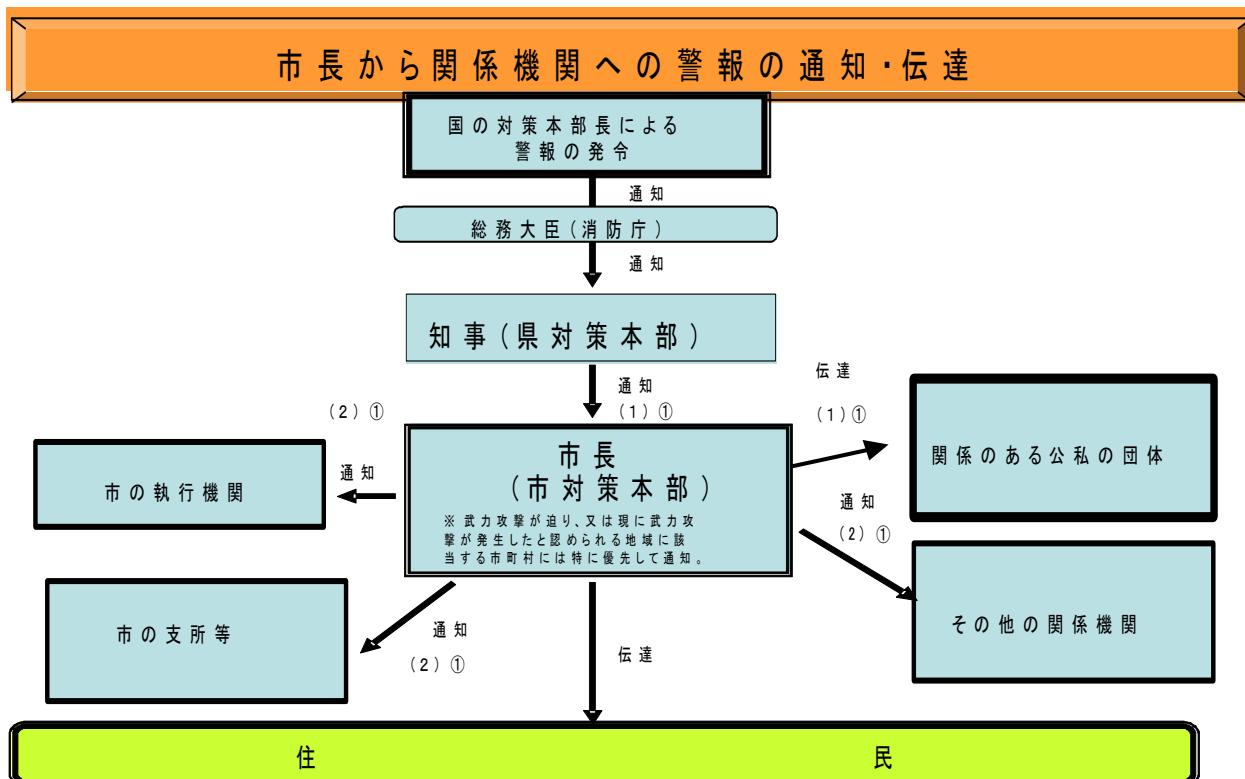
##### (1) 警報の伝達（市対策本部、総務司令班及び消防本部）

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに市民及び関係のある公私の団体（消防団、町内会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の通知

ア 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、観光施設など）に対し、警報の内容を通知する。  
イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ及び駒らん情報めーるに警報の内容を掲載する。

#### 【市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】



## 2 武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報伝達の方法

- (1) 警報伝達の方法（内容）については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）及び現在市が保有する駒らん情報めーる等の伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。
- ア 全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）等の情報から、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民に注意喚起した後、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において警報が発令された事実等を周知する。
- イ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）等の情報から、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
- (ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページ、駒らん情報めーるへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
- (イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民に周知を図る。また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。
- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や要配慮者（避難行動支援者）等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるよう配意する。  
また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。
- (3) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、駒らん情報めーる等を活用し、特に、要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者（避難行動支援者）について、防災・福祉部局との連携の下で自然災害時への対応として作成する要配慮者（避難行動支援者）名簿を活用するなど、要配慮者（避難行動支援者）に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）
- (5) 緊急対処事態における警報伝達の方法については、武力攻撃事態等の伝達方法と同様とする。

## 3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の市民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として武力攻撃事態等における警報の伝達・通知方法と同様とする。

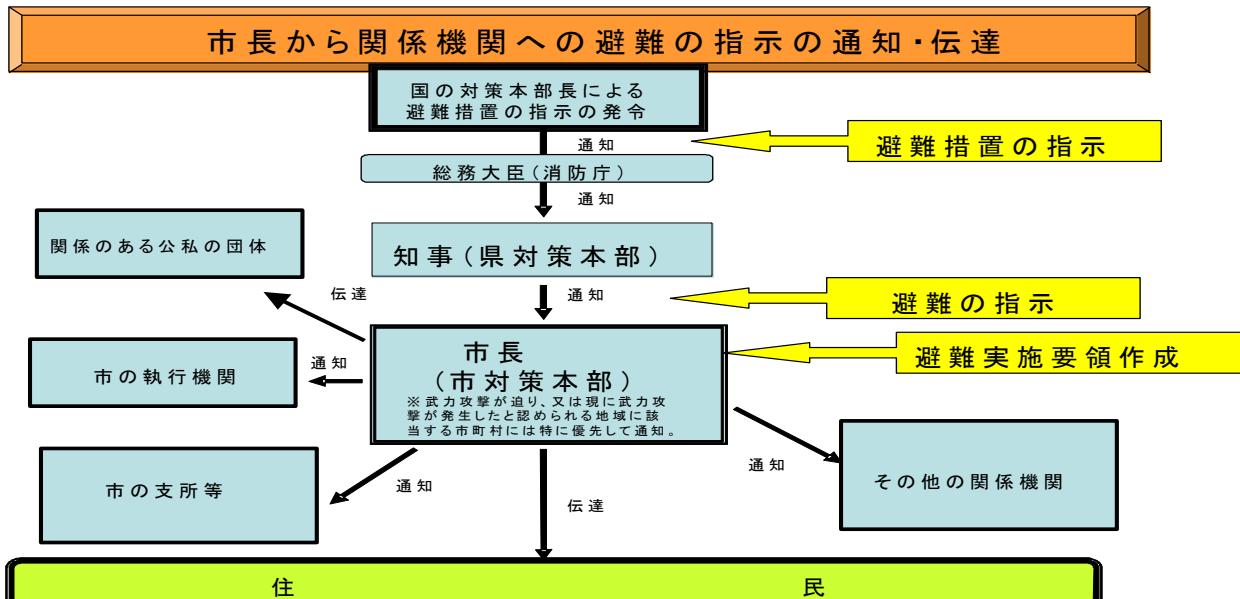
## 第2 避難の指示等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が市民の生命、身体、財産を守るために責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の市民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示

#### (1) 市民に対する避難の指示の伝達

- ア 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- イ 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、市民に対して迅速に伝達する。



※ 市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

#### (2) 国の対策本部長等による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

緊急対処事態における政府による利用指針の調整への対応については、武力攻撃事態等における国の対策本部長による利用指針への調整についてと同様とする。

#### (3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、市民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、市民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の市民に関する情報を的確に伝達するように努める。

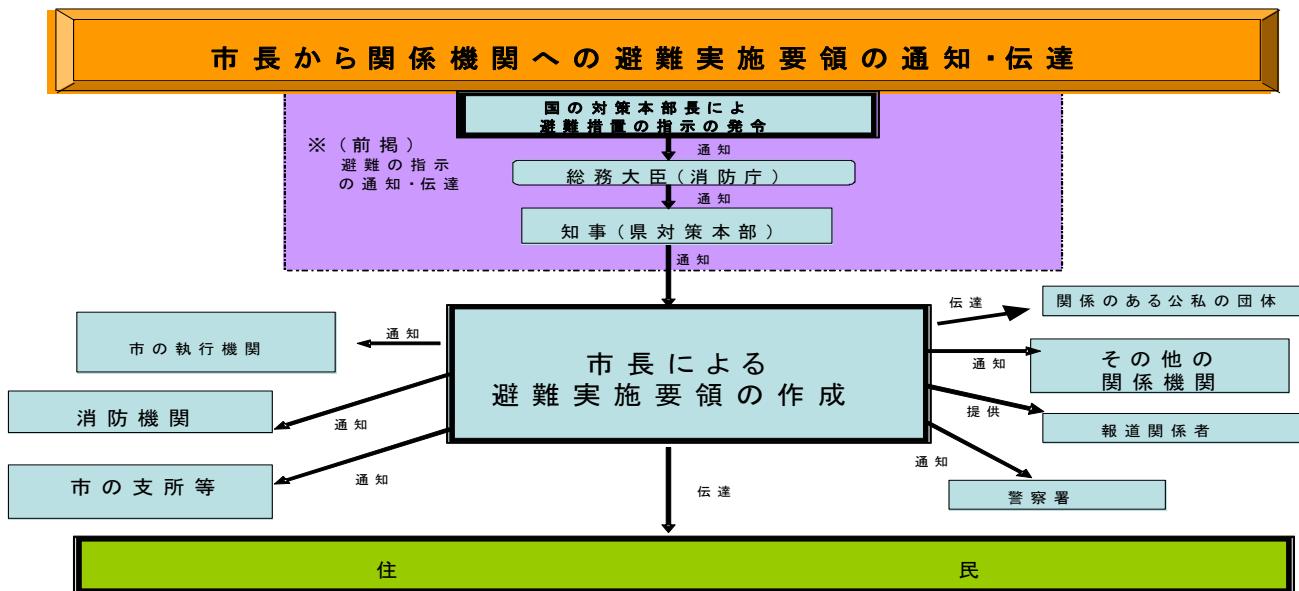
また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長及び自衛隊青森地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

#### (4) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置又は緊急対処保護措置が円滑に実施できるよう、必要な対策をとるものとする。

## 【避難実施要領の内容の伝達等】



### 2 事態の類型等に応じた留意事項

#### (1) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、市及び県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待つて対応することが必要となる。このため、この場合には、国の総合的な方針に基づく避難の指示を踏まえて対応することを基本とし、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、所要の検討を進めていくこととする。

#### (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラや特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。なお、急襲的な攻撃に際しては、避難の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難指示が出されることが基本である。

イ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、市民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、市民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることが多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する場合もある。)

ウ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

#### (3) 弹道ミサイル攻撃の場合

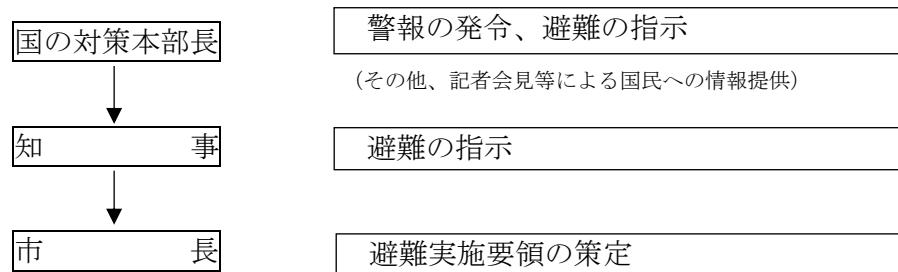
ア 弹道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、市民は屋内に避難することが基本である。このため、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の頑丈な建築物等に避難することになる。

イ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難の指示を受けた県からの避難指示の内容を踏まえ、避難実施要領の作成及び避難誘導を行う。

※ 弹道ミサイル発射時に市民が適切な行動をとることができるように、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

#### 【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難を指示



イ 弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報発令

※ 弹道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に市民が適切な行動をとることができるように、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び登録制メール（駒らん情報めーる）等による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、市に着弾の可能性があり得るものとして、対応をする。

#### (4) 航空攻撃の場合

ア 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置が広範囲に指示されることとなる。

このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の頑丈な建築物等に避難させる。

イ その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、国からの避難の指示を受けた県からの避難の指示の内容を踏まえ、避難実施要領の作成及び避難誘導を行う。

#### (5) N B C 攻撃の場合

市長は、N B C攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るために措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行う等に留意して避難誘導を行うものとする。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難の指示を行うこととされており、市長は、知事の避難の指示の内容を踏まえ、避難実施要領の作成及び避難誘導を行うものとする。

### 3 避難住民の誘導

#### (1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。この際、職員には、市民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる（特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。）。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど市民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

また、消防本部は、市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととさ

れている。この場合、市長は、特に必要があると認めるときは、十和田地域広域事務組合の管理者に対し、当該組合の消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から市国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、当該消防機関やその管理者等と十分な調整を行う。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、要配慮者（避難行動要支援者）の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うものとする。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者（避難行動要支援者）に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

なお、市長は、警察署長等に対して警察官等による避難住民の誘導を要請した場合は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供とその他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 要配慮者（避難行動要支援者）への配慮

市長は、要配慮者の避難を万全に行うため、要配慮者（避難行動要支援者）支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要配慮者（避難行動要支援者）への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える）。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県警察と協力し、市民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 特定動物等の逸走対策

県は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、特定動物等が逸走した場合は、市と連携し、市民及び避難住民への周知を図るとともに、逸走した特定動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。

イ 被災動物の保護収容等の対策

県は、飼養者の安心の確保及び人への危害を防止するため、市と連携し、災害のために飼養が困難となった被災動物や、負傷・放浪動物等の保護・収容等の必要な措置を講ずる。

ウ 避難所における動物愛護及び環境衛生の維持

県は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市や獣医師会と連携し飼い主等に対して、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講ずる。

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに市民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

## 4 避難実施要領

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領に定める事項（法定事項）

ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

ウ その他避難の実施に関し必要な事項

【参考：避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の

基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

(3) 避難実施要領の項目

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位  
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、町内会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。  
(例：十和田市A 1丁目、A 2丁目の住民は「A町内会」、B 1丁目、B 2丁目の住民は「各ビル事業所及びC町内会」を避難の単位とする。)
- イ 避難先  
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。  
(例：避難先：十和田市C 1丁目1-1の市立D中学校体育館)
- ウ 一時集合場所及び集合方法  
避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。  
(例：一時集合場所：十和田市E 3丁目1-1の市立F小学校グランドに○日15時までに集合する。集合に当たっては、徒歩又は自転車により行うものとし、要配慮者の集合については自動車等の使用を可とする。)
- エ 集合時間等  
避難を開始する時間、集合時間や避難誘導の際の交通手段の出発時刻を可能な限り具体的に記載する。  
(例：避難を開始する時間 ○日14時30分を目途に避難を開始する。)  
(例：集合時間 ○日15時までに集合する。)  
(例：バスの発車時刻：○日15時20分、15時40分、16時00分)
- オ 集合に当たっての留意事項  
集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者（避難行動要支援者）への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。  
(例：集合の際、要配慮者（避難行動要支援者）の所在を確認して避難を促す。)  
(例：集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)
- カ 避難の手段及び避難の経路  
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。  
(例：バスで○○に集合した後は、○日の15時30分より30分間隔で、市職員の誘導に従って、主に徒歩で市立G中学校体育館に避難する。)
- キ 市職員、消防職員の配置等  
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- ク 要配慮者（避難行動要支援者）への対応  
要配慮者（避難行動要支援者）の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。  
(例：誘導に当たっては、避難行動要支援者を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や町内会など地域住民にも、民生委員等の福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。)
- ケ 要避難地域における残留者の確認  
要避難地域に残留者がいないよう、残留者の確認方法を記載する。  
(例：市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。) 避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。
- コ 避難誘導中の食料等の支援  
避難誘導中に避難住民へ、水、食料、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それらの支援内容を記載する。  
(例：避難誘導要員は、○日○時に、避難住民に対して水、食料を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)
- サ 避難住民の携行品、服装  
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最小限の携行品、服装について記載する。  
(例：携行品は、数日分の水や食料、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯、携帯電話等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身

軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴等を履くようとする。)

なお、N B C 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。

- シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急時連絡先等問題が発生した際の緊急時連絡先を記述する。

(例：緊急時連絡先：十和田市対策本部 担当△△○○  
T E L 0176-23-5111 F A X 0176-22-5100)

(4) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認  
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- イ 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)  
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送) )
- オ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)  
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時集合場所の選定)
- カ 要配慮者 (避難行動要支援者) の避難方法の決定 (避難支援プラン、要配慮者 (避難行動要支援者) 支援班の設置)
- キ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ケ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長等による利用指針を踏まえた対応)

## 第5章 救 援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ア 収容施設の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療の提供及び助産

オ 被災者の搜索及び救出

カ 埋葬及び火葬

キ 電話その他の通信設備の提供

ク 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を受けた住宅の応急修理

ケ 学用品の給与

コ 遺体の搜索及び処理

サ 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

#### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### 3 救援の内容

#### (1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

#### (2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援の措置を実施する。

また、県と連携して、N B C攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

### (3) 救援の内容

知事から救援の委任を受けた場合、市長が実施する救援の内容は次のとおり

#### ア 収容施設の供与

##### (避難所)

(ア) 避難住民又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により被害を受け、若しくは受けるおそれのある者を収容する。

(イ) 原則として、学校、コミュニティセンター等既存の建物を利用することとし、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。

(ウ) 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容する。

(エ) 避難所の適切な運営管理を行うものとし、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体の長に対して協力を求める。

(オ) 避難住民等の健康状態を十分把握し、必要に応じ、救護所等を設けるとともに、仮設トイレを早期に設置するなど避難所の生活環境を確保する。

また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。

(カ) 冬期間においては、避難施設における暖房等の需要が増大するため、暖房器具及び燃料等の確保に努めるほか、避難所の積雪寒冷地仕様について配慮する。

(キ) 避難所に対する物資の運搬等を円滑に行うことができるよう、道路管理者及び施設管理者と連携し、避難所周辺の除排雪について配慮する。

##### (応急仮設住宅)

(ケ) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により新たな被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により住宅が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容するため、応急仮設住宅を建設する。

(ケ) 応急仮設住宅等を建設する必要があるときは、必要な戸数を迅速に把握し、速やかに建設する。

(コ) 応急仮設住宅等の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、県に資機材の調達について支援を求める。

(キ) 応急仮設住宅等の建設に当たっては、積雪寒冷地仕様に配慮するとともに、敷地内の除排雪スペースの確保に努める。

#### イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(ア) 避難所に収容された者、武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により住宅に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示に基づき又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により住宅に被害を受け避難する必要のある者に対して行う。

(イ) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

#### ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(ア) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(イ) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ・ 被服、寝具及び身の回り品
- ・ 日用品
- ・ 炊事用具及び食器
- ・ 光熱材料

(ウ) 救援のために必要な食品、飲料水及び被服、寝具等生活必需品等の調達・確保に当たっては、災害時における食品等の調達方法等を参考にして、避難生活が長期にわたることが想定される武力攻撃事態等又は緊急対処事態においてもこれらの食品等が円滑に調達・確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制の確立を図るよう努める。

(エ) 市は、供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、県に物資の調達について支援を求める。

#### エ 医療の提供及び助産

##### (医療の提供)

(ア) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置する。

(イ) 医療の提供は、救護班において行うこととする。ただし、急迫した事情があり、やむを得

ない場合は、病院、診療所又は施術所において行う。

(ウ) 医療の提供は、次の範囲内において行う。

- ・ 診療
- ・ 薬剤又は治療材料の支給
- ・ 処置、手術その他の治療及び施術
- ・ 病院又は診療所への収容
- ・ 看護

(エ) 大規模な武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合等に、必要に応じ、臨時の医療施設を開設するとともに、救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）を編成し、派遣する。

(オ) 避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請する。この場合において、医療関係団体を通じて当該医療関係者に要請を行うなど、適切な要請方法をあらかじめ定めておく。

（助産）

(カ) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により助産の途を失った者に対して行う。

(キ) 助産は、次の範囲内において行う。

- ・ 分べんの介助
- ・ 分べん前及び分べん後の処置
- ・ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

オ 被災者の捜索及び救出

(ア) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃若しくは緊急対処事態における攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

(イ) 安全の確保に十分留意しつつ、県警察、消防機関、自衛隊等が行う捜索救出活動との連携を図る。

カ 埋葬及び火葬

(ア) 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の際死亡した者について、遺体の応急的処理程度のものを行う。

(イ) 埋葬及び火葬に係る救援は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。

- ・ 棺（附属品を含む。）
- ・ 埋葬又は火葬
- ・ 骨つぼ及び骨箱

(ウ) 遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集して遺体の搬送の手配等を実施する。

市は、県警察と連携し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等を行う。

(エ) 厚生労働省が、大規模な武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行なうことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律第5条第2項に規定する市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可、同条第1項の許可を得ない埋葬又は火葬等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めることに留意する。

キ 電話その他の通信設備の提供

(ア) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により、通信手段を失った者に対して行う。

(イ) 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行う。

ク 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を受けた住宅の応急修理

(ア) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により住宅が半壊し又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者に対して行う。

(イ) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

#### ケ 学用品の給与

(ア) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により、学用品を喪失し又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に 対して行う。

(イ) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ・教科書
- ・文房具
- ・通学用品

#### コ 遺体の搜索及び処理

##### (遺体の搜索)

(ア) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃若しくは緊急対処事態における攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

##### (遺体の処理)

(イ) 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

(ウ) 次の範囲内において行う。

- ・遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- ・遺体の一時保存
- ・検案

#### サ 武力攻撃災害又は緊急対処事態による災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- ・避難の指示が解除された後又は武力攻撃若しくは緊急対処事態における攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

### (4) 救援の際の物資の売渡し要請等、土地等の使用等

事務の委任を受けた市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

#### ア 物資の売渡し要請等

(ア) 市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具等）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する。

(イ) 市長は、特定物資の所有者が正当な理由がないのに売渡しの要請に応じないときは、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。

(ウ) 市長は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずる。

市長は、特定物資が緊急かつ大量に必要となる場合など、市内で当該特定物資が十分に確保することができないときは、指定行政機関の長等に対して支援を要請する。

#### イ 土地等の使用

(ア) 市長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用する。

(イ) 市長は、土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに土地等の使用に同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができないときは、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を使用する。

#### ウ 公用令書の交付

市長は、特定物資の収用、特定物資の保管命令及び土地等の使用については、それぞれ公用令書を交付して行う。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合等にあっては、事後に交付する。

**【事後に交付する場合】**

- (ア) 土地の使用：公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合
  - (イ) 家屋又は物資の使用：使用する家屋又は物資の占有者に公用令書を交付した場合（当該占有者が所有者と異なる場合に限る。）において、所有者の所在が不明である場合
  - (ウ) 公用令書を交付すべき相手方が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該相手方に公用令書を交付して処分を行うことが著しく困難と認められる場合において、当該相手方に公用令書の内容を通知した場合
- エ 立入検査等
- (ア) 市長は、特定物資を収用し、若しくは特定物資の保管を命じ、又は土地等を使用するため必要があるときは、その職員に当該土地若しくは家屋又は当該特定物資を保管させる場所若しくは当該特定物資若しくは物資の所在する場所に立ち入り、当該土地、家屋又は特定物資若しくは物資の状況を検査させる。
  - (イ) 市長は、特定物資を保管させたときは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該特定物資を保管させてある場所に立ち入り、当該特定物資の保管の状況を検査させる。
  - (ウ) 立入検査を行う職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示する。

**(5) 医療の実施の要請等**

ア 医療の実施の要請

事務の委任を受けた市長は、大規模な武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師看護師等の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請する。

イ 医療の実施の指示

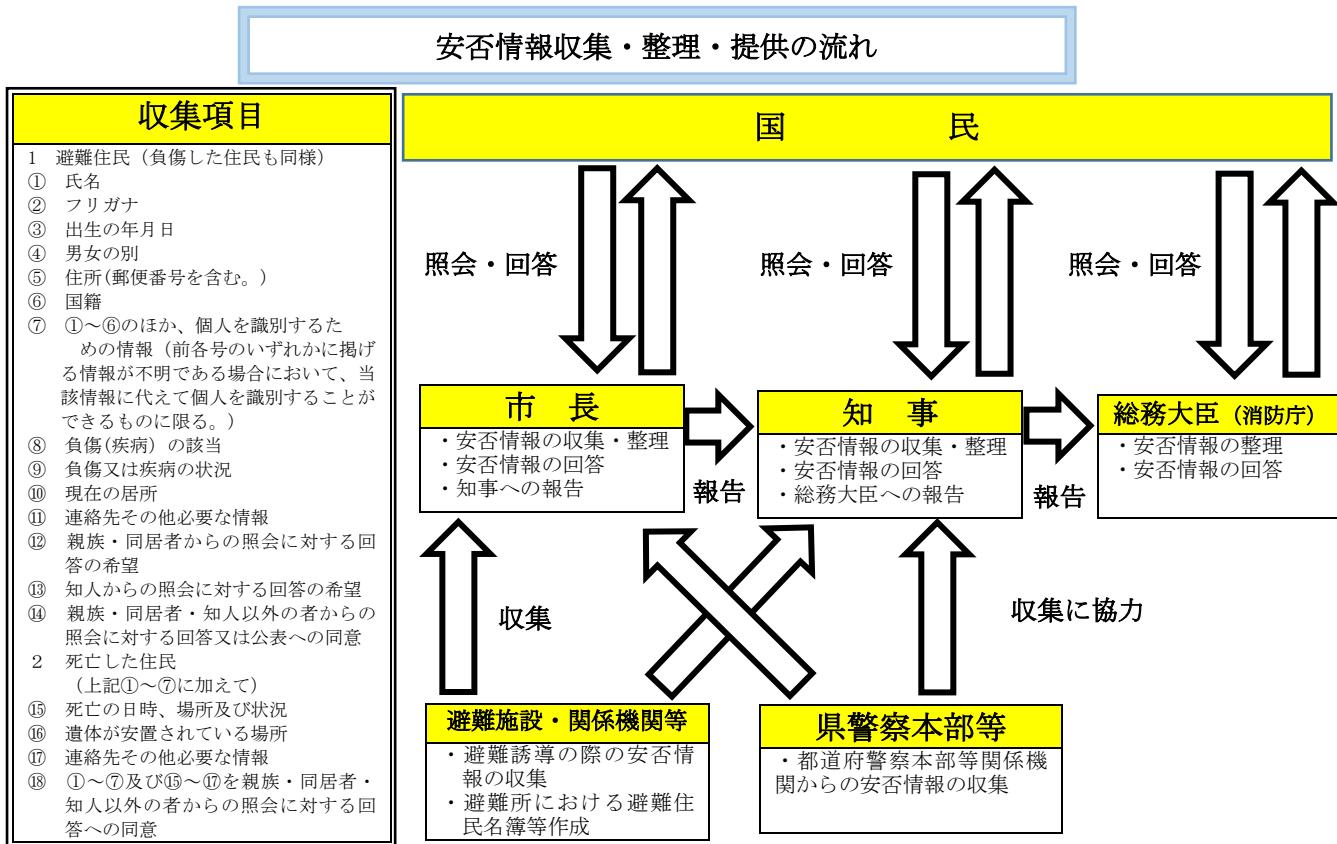
事務の委任を受けた市長は、医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、医療を行うべきことを指示する。この場合においては、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示す。

ウ 医療関係者の安全確保

事務の委任を受けた市長は、医療関係者に医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を隨時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

## 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



### 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

市長は、市の区域内に存する避難施設若しくは医療機関に収容され、又は入院している避難住民等について、安否情報を収集し、整理するとともに、これを適時に知事に報告する。この場合において、市長は避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により安否情報の収集を円滑に行う。

また、市の他の執行機関は、その保有する安否情報を積極的に市長に提供するなど、市長が行う安否情報の収集に協力する。

#### (2) 安否情報収集の協力要請

市長は、消防機関からの情報収集を行うほか、あらかじめ把握している運送機関、医療機関、諸学校及び大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する。

なお、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

#### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についてもその旨がわかるように整理をしておく。

## 2 県に対する報告

市長から知事への安否情報の報告は、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記録した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付するものとし、次の事項に留意する。

- (1) 市は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとする。
- (2) ただし、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により電気通信設備の機能に支障をきたした場合等武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムによることができない場合や、事態が急迫し職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行うことができるものとする。

## 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

- ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に市民に周知する。
- イ 市民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。
- ウ 安否情報の照会に当たっては、照会をする理由、照会に係る者を特定するために必要な事項等を明らかにさせるとともに、安否情報照会書に記載されている氏名及び住所等と同一の氏名及び住所等が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、特別永住者証明書、住民基本台帳カード等であって本人であることを確認するに足りるもの提示・提出を求めるものとする。また、窓口における書面の提出による照会以外の場合にあっても、同様に、必要な事項を明らかにさせるものとし、窓口における書面の提出による照会以外の場合ややむを得ない理由によりこれらの運転免許証等の提示・提出をできない場合には、住所地市区町村に問い合わせることにより本人確認を行うものとする。

### (2) 安否情報の回答

- ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

### (3) 個人の情報の保護への配慮

- ア 安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病的状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社青森県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（2）及び（3）と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処

### 第1 生活関連等施設の安全確保等

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃又は緊急対処事態における攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C 攻撃による災害が発生し、国民保護措置又は緊急対処保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報

消防本部の消防吏員（以下「消防吏員」という。）は、武力攻撃又は緊急対処事態に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報するものとする。

##### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

#### 3 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うものとする。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

##### (3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

## 4 危険物質等に係る武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の防止及び防除

### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

#### 【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】

##### <対象>

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

##### <措置>

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3）

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

### (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第2 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

### 1 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の市民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

### 2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

### 3 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

#### 4 汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

##### (1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

##### (2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

市は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国又は県の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。

##### (3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、国又は県の指示下で、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

#### 5 汚染拡大防止のための措置

市長又は十和田地域広域事務組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

対象物件等		措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は十和田地域広域事務組合の管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を使用する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

#### 6 要員の安全の確保

市長又は十和田地域広域事務組合の管理者は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

### 第3 応急措置等

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 退避の指示

##### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、市民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

ア 退避の指示について退避の指示は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で市民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、市民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の市民に退避の指示をする。

##### 【退避の指示（一例）】

- 武力攻撃災害が発生したため、「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- 武力攻撃災害が発生したため、「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△一時集合場所へ退避すること。

##### イ 屋内退避の指示について

市長は、市民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

(ア) N B C 攻撃と判断されるような場合において、市民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

(イ) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

##### (2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに市民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行うとともに、直ちに、その旨を公示する。

イ 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

##### (3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を市民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市職員及び消防団員が退避指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 応急公用負担等

### (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

### (2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは保管）

## 3 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

（参考）【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

### (2) 警戒区域設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

N B C攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、市民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

ウ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## 4 消防に関する措置等

### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

### (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の

法令に基づき、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害から市民を保護するため、消防職員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を防除し、及び軽減するものとする。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長等は、市の区域を管轄する消防機関の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、他の市町村等の長に対し、青森県消防相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長等は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に係る要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長等は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村等の長から青森県消防相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃又は緊急対処事態における攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、特に消防機関は機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。なお、県に対する報告に当たっては、青森県総合防災システムを活用する。
- (4) 市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、隨時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について第2編第1章第4の4に定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。  
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての市民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の市民の健康維持のため栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

### 2 廃棄物の処理

#### (1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

#### (2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）及び「青森県災害廃棄物処理計画」（平成30年青森県）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

## 第4編 国民生活の安定その他の措置

### 第1章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

#### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

#### 2 避難住民等の生活安定等

##### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等について関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

##### (2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

#### 3 生活基盤等の確保

##### (1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

##### (2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

## 第2章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 【特殊標章等の意義について】

一千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（以下「第一追加議定書」という。）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

### 1 国民保護法で規定される特殊標章等

#### (1) 特殊標章

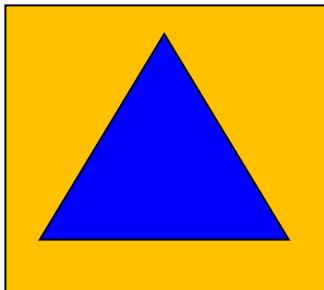
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

#### (2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

#### (3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に青の正三角形）

裏面			
<p>この识别書を交付する許可権者の名前記載するための欄</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名 Name _____</p> <p>生年月日 Date of birth _____</p> <p>この识别書の持主は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Convention of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Convention of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I), in his capacity as</p> <p>交付等の年月日 Date of issue _____ 取扱番号 No. of card _____</p> <p>許可権者の署名 Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期限の満了日 Date of expiry _____</p>			
許可権者の写真 PHOTO OF HOLDER			
印鑑 Stamp	持主の署名 Signature of holder		

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

## **2 特殊標章等の交付及び管理**

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。（「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考）

### **(1) 市長**

- ア 国民保護措置に係る職務を行う市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### **(2) 消防長**

- ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置に必要な援助について協力をする者

### **(3) 水防管理者**

- ア 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- イ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## **3 特殊標章等に係る普及啓発**

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第5編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

##### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

##### (3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 ライフライン施設の応急の復旧

##### (1) 市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

##### (2) 市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

### 第2章 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生したときは、国において財政上の措置その他の本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

#### 2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

## 第3章 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用の支弁等

市が国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置又は緊急対処保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置又は緊急対処保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償及び損害補償

#### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地や建物の使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

#### (2) 損害補償

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。



【十和田市国民保護計画】

# 資料編



# 目 次

○国民保護措置又は緊急対処保護措置における市長権限等(抜粋) ····	1 ~ 5
○関係機関等の連絡先、連絡方法等	
指定行政機関（自衛隊含む。） ····	6
指定地方行政機関 ····	7
指定公共機関及び指定地方公共機関 ····	8
関係県機関及び隣接市町村（警察署含む。） ····	8
○関係条例	
十和田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 ····	9
十和田市国民保護協議会条例 ····	10
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 ····	11 ~ 60



## 国民保護措置又は緊急対処保護措置における市長権限等(抜粋)

凡例: ●市(地方公共団体) ●指定行政機関(内閣府、消防庁、防衛省等の各省庁)  
●指定地方行政機関(森林管理局、地方農政局、地方防衛局等) ●国民(市民と読み替える)

### 1 国民の保護のための措置等

- 市の責務
- 国民の権利利益の迅速な救済
- 国民に対する情報の提供
- 国民の保護のための措置
- 都道府県知事等に対する応援の要求
- 安全の確保
- 市対策本部の組織
- 市対策本部の廃止
- 国民の保護に関する計画
- 市協議会の組織
- 国民の協力等
- 日本赤十字社の自主性の尊重等
- 留意事項(要配慮者)
- 他の市町村等に対する応援の要求
- 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等
- 指定の要請
- 市対策本部長の権限
- 条例の委任
- 市協議会の設置及び所掌事務

### 2 住民の避難に関する措置

- 警報の伝達(解除)
- 避難実施要領の策定
- 警察官等による避難住民の誘導要請
- 避難住民の運送の求め
- 避難の指示(解除)
- 避難住民の誘導
- 避難住民の復帰のための措置
- 避難住民の運送に係る総合調整のための通知

### 3 避難住民等の救援に関する措置

- 救援の実施
- 安否情報の収集
- 緊急物資の運送
- 安否情報の提供

### 4 武力攻撃災害への対処に関する措置

- 武力攻撃災害対処
- 緊急通報の通知
- 事前措置等
- 応急公用負担
- 救助等への協力要請
- 被災情報の報告
- 通報義務等
- 危険物質等に係る災害の発生防止
- 退避の指示等
- 警戒区域の設定
- 保健衛生の確保への協力

### 5 国民生活の安定に関する措置

- 応急の復旧

### 6 復旧、備蓄その他の措置

- 避難及び救援に必要な物資及び資材の備蓄等
- 職員の派遣の要請
- 職員の派遣義務
- 特殊標章等の交付等
- 物資及び資材の供給の要請
- 職員の派遣のあっせん
- 職員の身分取扱い

### 7 財政上の措置等

- 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁
- 国及び地方公共団体の費用の負担
- 国の補助

### 8 緊急対処事態に対処するための措置

- 国、地方公共団体等の責務
- 国民の権利利益の迅速な救済
- 国民の協力等
- 市の実施する緊急対処保護措置

## 1 国民の保護のための措置等

実施事項(条項)	細部内容
市の責務(3)	・國の方針に基づき、市域の國民の保護のための措置を総合的に的確、迅速に推進
國民の協力等(4)	・市は、自主防災組織及びボランティアの自発的な活動を支援
國民の権利利益の迅速な救済(6)	・損失補償、不服申立て及び訴訟等の救済手続きの迅速な処理
日本赤十字社の自主性の尊重等(7)	・赤十字社の自主性の尊重、放送事業者の言論自由等に配慮
國民に対する情報の提供(8)	・武力攻撃事態等において、國民に正確、適時にかつ適切に提供
留意事項(9)	・要配慮者その他の特に配慮を要する者の保護に留意
市の実施する國民保護の措置(16)	・市域の公共的団体は協力を求める。 ・知事に対する措置に関する必要な要請 ・知事への所掌事務の要請
他の市町村等に対する応援要求(17)	・他の市町村の市町村長等に対する応援の要求
県知事等に対する応援の要求(18)	・県知事等に対する応援の要求
事務の委託の手続きの特例(19)	・他の地方公共団体の長等への事務の委託
自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等(20)	・県知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め ・前項の求めができない場合、必要があるときは防衛大臣へ連絡
安全の確保(22)	・市域にかかる保護措置の安全確保に配慮
指定の要請(26)	・市國民保護対策本部を設置すべき指定の要請(県知事経由)
市対策本部の設置及び所掌事務(27)	・指定通知を受けたときは、直ちに市國民保護対策本部を設置
市対策本部の組織(28)	・市対策本部の組織構成
市対策本部長の権限(29)	・県対策本部が行う総合調整に関する意見の申し出 ・県対策本部長に対し、指定公共機関の総合調整の要請 ・県対策本部長等に対し、情報提供、状況の報告・資料提出の求め ・市対策本部の設置の有無に関わらず、法に定める國民保護措置が実施可能
市対策本部の廃止(30)	・指定解除の通知を受けたときは、遅滞なく廃止
条例の委任(31)	・市対策本部に関する必要事項は市の条例で定める。
國民の保護に関する計画(35)	・市の國民の保護に関する計画の作成 (総合的な推進、措置事項、訓練、物資及び資材の備蓄、体制、関係機関との連携、その他必要事項) ・県との協議 ・議会への報告、公表 ・変更についても同様な手順(軽微な変更は除く。)
市協議会の設置及び所掌事務(39)	市國民協議会の設置、審議及び所掌事務 ・広く住民の意見を求め ・市に協議会を置く ・協議会の事務(重要事項の審議、市長への意見、) ・計画変更は協議会に諮問
市協議会の組織(40)	・市國民協議会の組織及び委員の任命

## 2 住民の避難に関する措置

実施事項(条項)	細部内容	
警報の伝達(47) 警報の解除(51)	・県の通知を受け、警報の内容をサイレン、防災無線等を活用してできる限り速やかに住民及び関係のある公私団体に伝達、他の執行機関及びその他関係機関に通知	
避難の指示(54) 避難の指示の解除(55)	・県の避難の指示を受けて、避難指示の内容をサイレン、防災無線等を活用してできる限り速やかに住民及び関係のある公私団体に伝達、他の執行機関及びその他関係機関に通知	
避難実施要領の策定(61)	避難実施要領に定める事項	・避難の経路、手段その他避難方法に関する事項 ・誘導の実施方法、関係職員の配置、その他誘導に関する事項 ・避難の実施に必要な事項 等
	・避難実施要領を住民及び公私の団体に伝達、市の消防長、消防団長、警察署長、自衛隊の部隊等の長に通知	
避難住民の誘導(62)	・市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し誘導を実施	
	・必要に応じ食糧、飲料水、医療等を提供	
警察官等による避難住民の誘導要請(63)	・必要な場合、警察署長又は自衛隊の部隊等の長(群長・連隊長以上)に対し避難住民の誘導を要請可能	
避難住民の復帰のための措置(69)	・要避難地域又は要避難地域に近接する地域の全部又は一部について避難の指示が解除されたときは、当該地域の避難住民を当該地域へ復帰させるため、当該地域までの誘導その他必要な措置を実施	
避難住民の運送の求め(71)	・市長は、避難住民を誘導するため、運送事業者である指定公共機関又は県知事が指定した指定地方公共機関に対し、避難住民の運送を求めることができる。	
避難住民の運送に係る総合調整のための通知(72)	・市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては県対策本部長に対し、その旨を通知することができる。	

## 3 避難住民等の救援に関する措置

実施事項(条項)	細部内容
救援の実施(76)	・県知事が行う救援を補助
緊急物資の運送(79)	・運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民等の救援に必要な物資及び資材等の運送を求めることが可能
安否情報の収集(94)	・死亡又は負傷した住民の安否情報を収集整理し、適時に県に対し報告安否情報の整理及び総務大臣に対し報告
安否情報の提供(95)	・安否情報について照会があった場合、速やかに回答

#### 4 武力攻撃災害への対処に関する措置

実施事項(条項)	細部内容
武力攻撃災害対処(97)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な武力攻撃災害への対処措置を実施</li> <li>火災からの保護、武力攻撃災害を防除・軽減</li> </ul>
通報義務等(98)	<ul style="list-style-type: none"> <li>兆候を見た者からの通報を受けた場合、対処の必要があると認めたときは県知事に通知</li> <li>必要があると認める場合、速やかに県に通知</li> </ul>
緊急通報の通知(100)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急通報を受けた場合は直ちに住民等に通知(47準用)</li> </ul>
危険物質等に係る災害の発生防止(103)	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険物質等による災害発生の防止のため又は災害が発生して防除・軽減の必要がある場合、必要な措置を講ずる。</li> <li>危険物質等の取扱者に対し取扱所の警備強化を求めることが可能</li> <li>緊急の必要がある場合、危険物質等の取扱者に対し取扱所の全部または一部の使用の一時停止または制限等を命ずることが可能</li> <li>必要がある場合、危険物質等の管理状況の報告を求めることが可能</li> </ul>
事前措置等(111)	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害が発生するおそれがあるとき、武力攻撃事態が発生した際に災害を拡大させるおそれがある設備・物件の占有者・所有者・管理者に対し、拡大防止のため必要な限度で物件の除去等必要な措置を指示が可能</li> </ul>
退避の指示等(112)	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合、特に必要があると認められるときは必要な地域の住民に対し、退避すべき旨を指示可能</li> <li>必要がある場合退避先を指示可能</li> <li>退避の指示をした場合、速やかに都道府県知事に通知</li> </ul>
応急公用負担(113)	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合で緊急の必要がある場合は、他人の土地・建物その他工作物を一時的に使用し、土石・竹木その他の物件を使用しもしくは収用可能</li> <li>武力攻撃災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合で緊急の必要がある場合は、現場の工作物・物件で対処措置の支障となる物の除去その他必要な措置を実施可能</li> </ul>
警戒区域の設定(114)	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合で特に必要がある場合は、警戒区域を設定し対処措置実施者以外の立入りを制限、禁止、退去を命ずることが可能</li> <li>武力攻撃災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合で緊急の必要がある場合は、自ら上記措置を実施可能</li> <li>自ら措置を講じた場合、市町村長へ通知</li> </ul>
救助等への協力要請(115)	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合で緊急の必要がある場合は、住民に対し必要な援助について協力を要請可能</li> </ul>
保健衛生の確保への協力(123)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急の必要がある場合、区域内の住民に対し必要な援助の協力を要請可能</li> </ul>
被災情報の報告(127)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災情報を速やかに都道府県知事に報告</li> </ul>

#### 5 国民生活の安定に関する措置

実施事項(条項)	細部内容
応急の復旧(139)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市管理施設、道路等の適切な管理を実施</li> </ul>

#### 6 復旧、備蓄その他の措置

実施事項(条項)	細部内容
避難及び救援に必要な物資及び資材の備蓄等(142)	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は住民の避難及び避難住民等の救援に必要な施設及び設備を整備し、若しくは点検の実施</li> </ul>
物資及び資材の供給の要請(144)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請が可能</li> </ul>

職員の派遣の要請 (151)	・県知事等を経由して職員の派遣を要請。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合については、この限りでない。
職員の派遣のあっせん (152)	・総務大臣又は県知事に対し、職員の派遣について、あっせんを求めることが可能
職員の派遣義務 (153)	・要請又はあっせんがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員の派遣
職員の身分取扱い (154)	・災害対策基本法第三十二条の規定は、前条又は他の法律の規定により国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用。この場合において、「災害派遣手当」とあるのは、「武力攻撃災害等派遣手当」と読み替える。
特殊標章等の交付等 (158)	・国民の保護のための措置に係る職務を行うもの又は指定行政機関長等が実施する国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をする者に対し、これらの者又は当該国民の保護のための措置に係るこれらの者が行う職務、業務若しくは協力のために使用される場所等を識別させるため、特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させることができる。

#### 7 財政上の措置等

実施事項(条項)	細部内容
他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁 (165)	・他の地方公共団体の長等の応援を受けたときは、当該応援に要した費用を支弁しなければならない。
国及び地方公共団体の費用の負担 (168)	・市が支弁したもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国が負担する。
国の補助(169)	・当該地方公共団体が負担するものについて、予算の範囲内において、国がその一部を補助

#### 8 緊急対処事態に対処するための措置

実施事項(条項)	細部内容
国等の責務 (172)	・緊急対処事態においては、緊急対処事態対処方針に基づき、自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、及び市域において関係機関が実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する責務を有する。
国民の協力等(173)	・自主防災組織及びボランティアにより行われる緊急対処保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。
国民の権利利益の迅速な救済 (175)	・緊急対処保護措置の実施に伴う損失補償、緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めなければならない。
市の実施する緊急対処保護措置 (178)	・緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、市域に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

○指定行政機関（自衛隊含む。）

機関名	担当部署	所在地	電話	FAX等
内閣府	大臣官房 総務課	千代田区永田町1-6-1	03-6257-1268	03-5510-0658
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞が関2-1-2	03-3581-0141	03-3581-0744
警察庁	警備局 警備企画課	千代田区霞が関2-1-2	03-3581-0141	03-3581-0744
金融庁	総務企画局 政策課	千代田区霞が関3-2-1	03-3506-6021	03-3506-6267
消費者庁	総務課	千代田区永田町2-11-1	03-3507-9151	03-3507-9283
総務省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関2-1-2	03-5253-5090	03-5253-5093
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	千代田区霞が関2-1-2	03-5253-7550	03-5253-7543
法務省	大臣官房 秘書課広報室	千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5396	03-3592-7728
公安調査庁	総務部 総務課	千代田区霞が関1-1-1	03-3592-2638	03-3592-6605
外務省	大臣官房 総務課 危機管理調整室	千代田区霞が関2-2-1	03-5501-8059	03-5501-8057
	総合外交政策局 人権人道課	千代田区霞が関2-2-1	03-5501-8240	03-5501-8239
財務省	大臣官房総合政策課 政策推進室	千代田区霞が関3-1-1	03-3581-7934	03-5251-2163
国税庁	長官官房 総務課	千代田区霞が関3-1-1	03-3581-4161	03-3593-0401
文部科学省	大臣官房 総務課法令審議室	千代田区霞が関3-2-2	03-6734-2156	03-6734-3590
スポーツ庁	政策課	千代田区霞が関3-2-2	03-6734-3019	03-6734-3790
文化庁	長官官房 政策課	千代田区霞が関3-2-2	03-6734-2806	03-6734-3811
厚生労働省	大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室	千代田区霞が関1-2-2	03-3595-2172	03-3595-0183
農林水産省	大臣官房 文書課災害総合対策室	千代田区霞が関1-2-1	03-3580-6860	03-6744-7158
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1	03-3580-6860	03-6744-7158
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1	03-3580-6860	03-6744-7158
経済産業省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1327	03-3501-1704
資源エネルギー庁	総合政策課	千代田区霞が関1-3-1	03-3501-2669	03-3501-2305
中小企業庁	事業環境部経営安定対策室	千代田区霞が関1-3-1	03-3501-0459	03-3501-6805
国土交通省	大臣官房 危機管理室	千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8974	03-5253-8891
国土地理院	総務部 総務課	茨城県つくば市北郷1	029-864-6900	029-864-1807
観光庁	総務課	千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8321	03-5253-1563
気象庁	総務部 総務課	千代田区大手町1-3-4	03-3214-7902	03-3211-2032
海上保安庁	総務部 国際・危機管理官	千代田区霞が関2-1-3	03-3591-9822	03-3580-8778
環境省	大臣官房総務課 危機管理室	千代田区霞が関1-2-2	03-5512-5010	03-3591-5939
原子力規制庁	原子力災害対策・核物質防護課	港区六本木1-9-9	03-5114-2121	03-5114-2183
防衛省	防衛政策局 運用政策課 統合幕僚部参事官付	新宿区市ヶ谷本村町5-1	03-3268-3111	03-5225-3022 03-5229-2136
陸上自衛隊	東北方面総監部	仙台市宮城野区南目館 1-1	022-231-1111 内線 2862	当直内線 2723
海上自衛隊	大湊地方総監防衛部	むつ市大湊町4-1	0175-24-1111 内線 2224	当直内線 2222
航空自衛隊	北部航空方面隊司令部 防衛部	三沢市三沢後久保125-7	0176-53-4121 内線 2354	当直内線 2204

○指定地方行政機関

機関名	担当部署	所在地	電話	FAX等
東北管区警察局	統合監察・広域調整部 広域調整第二課	仙台市青葉区本町3-3-1	022-221-7181 (内線 5531)	022-265-5921
東北防衛局	企画部 地方調整課	仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎	022-297-8212	022-293-7674
三沢防衛事務所	業務課	三沢市平畠1-1-31	0176-53-3116	0176-53-6386
東北総合通信局	総務課	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022-221-0602	022-221-0612
東北財務局	総務部 総務課	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-263-1111	022-217-4093
青森財務事務所	総務課	青森市新町2-4-25	017-722-1461	017-722-3177
青森税關支署		青森市青柳1-1-2	017-734-0780	017-777-5684
東北厚生局	総務課	仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア21階	022-726-9260	022-726-9267
青森労働局	総務課	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-734-4111	017-734-5080
東北農政局	企画調整室	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟	022-263-0564	022-217-2382
東北農政局青森県拠点	地方参事官室	青森市長島1-3-25 青森法務合同庁舎	017-775-2151	017-723-3840
東北森林管理局	企画調整課	秋田市中通5-9-16	018-836-2276	018-836-2031
東北森林管理局 三八上北森林管理署		十和田市西二番町1-27	0176-23-3551	0176-24-2020
東北経済産業局	総務企画部 総務課	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4856	022-261-7390
関東東北産業保安監督部 東北支部	管理課	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎9階	022-221-4943	022-261-1376
東北地方整備局	企画部 防災課	仙台市青葉区本町3-3-1	022-225-2171	022-224-9410
青森河川国道事務所	防災課	青森市中央3-20-38	017-734-4521 代表 017-735-4535 直通	017-722-8581
青森河川国道事務所 十和田国道維持出張所		十和田市大字三本木字北平147 -475	0176-23-7138	
東北運輸局	総務部 総務課 安全防災・危機管理調整官	仙台市宮城野区鉄砲町1	022-791-7504	022-299-8874
三沢空港事務所	管理課	三沢市大字三沢字下夕沢83-197	0176-53-2461	0176-52-6348
仙台管区気象台	総務部危機管理調整官	仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎	022-297-8102	022-291-7589
青森地方気象台		青森市花園1-17-19	017-741-7413	017-741-7577
第二管区海上保安本部	警備救難部警備課	塩釜市貞山通3-4-1	022-363-0111	022-362-9640
東北地方環境事務所	総務課	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6階	022-722-2870	022-722-2872
十和田労働基準監督署		十和田市西二番町14-12	0176-23-2780	
三沢公共職業安定所 十和田出張所		十和田市西二番町14-12	0176-23-5361	

○指定公共機関及び指定地方公共機関

名称	所在地	電話	FAX番号
東日本電信電話株式会社 青森支店	青森市橋本2-1-6	017-774-9550	017-732-1988
日本郵政株式会社 十和田郵便局	十和田市西二番町3-4	0176-23-7305	0176-22-5907
日本赤十字社 青森県支部	青森市長島1-3-1	017-722-2011	017-735-3502
東北電力株式会社 十和田電力センター	十和田市西三番町7-1	0176-25-5001	0176-24-3760
十和田ガス株式会社	十和田市大字赤沼字下平577	0176-23-3591	0176-22-8873
十和田地区医師会	十和田市西三番町15-41	0176-23-2666	
青森県トラック協会 上十三支部	十和田市大字三本木字一本木沢213-2	0176-23-3977	0176-23-3944
十和田観光電鉄株式会社	十和田市稻生町17-3	0176-23-3131	0176-24-1100

○関係県機関及び隣接市町村（警察署含む。）

名称(担当部課等)	所在地	電話	FAX番号
十和田警察署	十和田市西六番町1-41	0176-23-3195	0176-23-3195
上北地域県民局地域連携部	十和田市西十二番町20-12	0176-22-8111	0176-22-1175
上北地域県民局地域健康福祉部	七戸町字蛇坂55-1	0176-62-2145	0176-62-2454
上北地域県民局地域整備部	十和田市西十二三番町20-12	0176-22-8111	0176-23-4391
上北地域県民局地域農林水産部	十和田市西十二三番町20-12	0176-22-8111	0176-22-9161
上北教育事務所	七戸町蛇坂55-1	0176-62-2128	0176-62-2130
青森市(危機管理課)	青森市中央一丁目22-5	017-734-5059	017-734-5061
平川市(総務課交通防災係)	平川市柏木町藤山25-6	0172-44-1111(内線1352)	0172-44-8619
七戸町(総務課)	上北郡七戸町字森ノ上131-4	0176-68-2111(内線313)	0176-68-2804
東北町(総務課)	上北郡東北町上北南4-32-484	0176-56-5055	0176-56-3110
六戸町(総務課)	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60	0176-55-4582	0176-55-3112
五戸町(総務課)	三戸郡五戸町字古館21-1	0178-62-7950	0178-62-6317
新郷村(総務課)	三戸郡新郷村大字戸来字風呂前10	0178-78-2111(内線157)	0178-78-2118
秋田県鹿角市(総務企画課)	秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	0186-30-1111	0186-30-1122
秋田県小坂町(総務課)	秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41-1	0186-29-3901	0186-29-5481

## ○十和田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月24日  
条例第1号

### (趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条（法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、十和田市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び十和田市緊急対処事態対策本部（第7条において「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

- 2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

### (会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

### (準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ○十和田市国民保護協議会条例

平成18年3月24日  
条例第2号

### (趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、十和田市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### (会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (幹事)

第5条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

### (部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（十和田市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正）

2 十和田市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（平成17年十和田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

# ○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 抄

(平成十六年六月十八日)

(法律第百十二号)

第百五十九回通常国会

第二次小泉内閣

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律をここに公布する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

## 目次

### 第一章 総則

第一節 通則（第一条—第九条）

第二節 国民の保護のための措置の実施（第十条—第二十三条）

第三節 国民の保護のための措置の実施に係る体制（第二十四条—第三十一条）

第四節 国民の保護に関する基本指針等（第三十二条—第三十六条）

第五節 都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会（第三十七条—第四十条）

第六節 組織の整備、訓練等（第四十一条—第四十三条）

### 第二章 住民の避難に関する措置

第一節 警報の発令等（第四十四条—第五十一条）

第二節 避難の指示等（第五十二条—第六十条）

第三節 避難住民の誘導（第六十一条—第七十三条）

### 第三章 避難住民等の救援に関する措置

第一節 救援（第七十四条—第九十三条）

第二節 安否情報の収集等（第九十四条—第九十六条）

### 第四章 武力攻撃災害への対処に関する措置

第一節 通則（第九十七条—第一百一条）

第二節 応急措置等（第一百二条—第一百二十五条）

第三節 被災情報の収集等（第一百二十六条—第一百二十八条）

### 第五章 国民生活の安定に関する措置等

第一節 国民生活の安定に関する措置（第一百二十九条—第一百三十三条）

第二節 生活基盤等の確保に関する措置（第一百三十四条—第一百三十八条）

第三節 応急の復旧（第一百三十九条・第一百四十条）

### 第六章 復旧、備蓄その他の措置（第一百四十一条—第一百五十八条）

### 第七章 財政上の措置等（第一百五十九条—第一百七十二条）

### 第八章 緊急対処事態に対処するための措置（第一百七十二条—第一百八十三条）

### 第九章 雜則（第一百八十四条—第一百八十七条）

### 第十章 罰則（第一百八十八条—第一百九十四条）

### 附則

#### 第一章 総則

##### 第一節 通則

###### （目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性に鑑み、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

###### （定義）

第二条 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「武力攻撃事態」、「指定行政機関」、「指定地方行政機関」、「指定公共機関」、「対処基本方針」、「対策本部」及び「対策本部長」の意義は、それぞれ事態対処法第一条、第二条第一号から第七号まで（第三号及び第四号を除く。）、第九条第一項、第十条第一項及び第十二条第一項に規定する当該用語の意義による。

2 この法律において「指定地方公共機関」とは、都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第

八十二号) 第一条の地方道路公社をいう。) その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項の地方独立行政法人をいう。)で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

3 この法律において「国民の保護のための措置」とは、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置(第六号に掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの方が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)をいう。

- 一 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置
- 二 施設及び設備の応急の復旧に関する措置
- 三 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
- 四 運送及び通信に関する措置
- 五 国民の生活の安定に関する措置
- 六 被害の復旧に関する措置

4 この法律において「武力攻撃災害」とは、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

(国、地方公共団体等の責務)

第三条 国は、国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針を定めるとともに、武力攻撃事態等においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援し、並びに国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等においては、この法律で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置を実施する責務を有する。

4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならぬ。

(国民の協力等)

第四条 国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

3 国及び地方公共団体は、自主防災組織(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条の二第二号の自主防災組織をいう。以下同じ。)及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第五条 国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

2 前項に規定する国民の保護のための措置を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。

(国民の権利利益の迅速な救済)

第六条 国及び地方公共団体は、国民の保護のための措置の実施に伴う損失補償、国民の保護のための措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めなければならない。

(日本赤十字社の自主性の尊重等)

第七条 国及び地方公共団体は、日本赤十字社が実施する国民の保護のための措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十  
六号の放送事業者をいう。以下同じ。)である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国

民の保護のための措置については、その言論その他表現の自由に特に配慮しなければならない。

(国民に対する情報の提供)

第八条 国及び地方公共団体は、武力攻撃事態等においては、国民の保護のための措置に関し、国民に対し、正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供しなければならない。

2 國、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、國民の保護のための措置に関する情報については、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に國民に提供するよう努めなければならない。

(留意事項)

第九条 國民の保護のための措置を実施するに当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意しなければならない。

2 國民の保護のための措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保しなければならない。

## 第二節 國民の保護のための措置の実施

(國の実施する國民の保護のための措置)

第十条 國は、対処基本方針及び第三十二条第一項の規定による國民の保護に関する基本指針に基づき、國民の保護のための措置に関し、次に掲げる措置を実施しなければならない。

一 警報の発令、避難措置の指示その他の住民の避難に関する措置

二 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

三 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示、生活関連等施設の安全確保に関する措置、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置、被災情報の公表その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

四 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の國民生活の安定に関する措置

五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

2 指定行政機関の長（當該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、當該指定行政機関。以下同じ。）及び指定地方行政機関の長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十三条第一項の規定による指定行政機関の國民の保護に関する計画で定めるところにより、前項各号に掲げる措置のうちその所掌事務に係る國民の保護のための措置を実施しなければならない。

(都道府県の実施する國民の保護のための措置)

第十一条 都道府県知事は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十四条第一項の規定による都道府県の國民の保護に関する計画で定めるところにより、當該都道府県の区域に係る次に掲げる國民の保護のための措置を実施しなければならない。

一 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置

二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

三 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

四 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の國民生活の安定に関する措置

五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

2 都道府県の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の都道府県の國民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る國民の保護のための措置を実施しなければならない。

3 都道府県の区域内の公共的団体は、対処基本方針が定められたときは、都道府県の知事その他の執行機関（以下「都道府県知事等」という。）が実施する國民の保護のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項及び第二項の場合において、都道府県知事等は、當該都道府県の区域に係る國民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る國民の保護のための措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

(他の都道府県知事等に対する応援の要求)

第十二条 都道府県知事等は、當該都道府県の区域に係る國民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、國民の保護のための措置の実施については、當該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあっては、當該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職權を行うものとする。

(事務の委託の手続の特例)

**第十三条** 都道府県は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は都道府県知事等の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託して、当該他の都道府県の都道府県知事等にこれを管理し、及び執行させることができる。

（都道府県知事による代行）

**第十四条** 都道府県知事は、武力攻撃災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の長が実施すべき当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（自衛隊の部隊等の派遣の要請）

**第十五条** 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置（治安の維持に係るもの）を除く。次項及び第二十条において同じ。）を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条の部隊等（以下「自衛隊の部隊等」という。）の派遣を要請することができる。

2 対策本部長は、前項の規定による要請が行われない場合において、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を求めることができる。

3 対策本部長は、前項の規定による求めをしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

（市町村の実施する国民の保護のための措置）

**第十六条** 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置

二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置

五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

2 市町村の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

3 市町村の区域内の公共的団体は、対処基本方針が定められたときは、市町村の長その他の執行機関（以下「市町村長等」という。）が実施する国民の保護のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項及び第二項の場合において、市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、その所掌事務に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

5 第一項及び第二項の場合において、市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、第十二条第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

（他の市町村長等に対する応援の要求）

**第十七条** 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、国民の保護のための措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求）

**第十八条** 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。

2 第十二条第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。

（事務の委託の手続の特例）

**第十九条** 市町村は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方

公共団体に委託して、当該他の地方公共団体の長等（地方公共団体の長その他の執行機関をいう。以下同じ。）にこれを管理し、及び執行させることができる。

（自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等）

第二十条 市町村長は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第十五条第一項の規定による要請を行うよう求めることができる。

2 市町村長は、前項の規定による求めができないときは、その旨及び当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣に連絡することができる。この場合において、防衛大臣は、速やかに、その内容を対策本部長に報告しなければならない。

（指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民の保護のための措置）

第二十一条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十六条第一項の規定による指定公共機関の国民の保護に関する業務計画又は同条第二項の規定による指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その業務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関は、その業務に係る国民の保護のための措置を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長等は、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関の所掌事務又は当該地方公共団体の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

（安全の確保）

第二十二条 国は指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置について、都道府県は当該都道府県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置について、市町村は当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。

（武力攻撃等の状況等の公表）

第二十三条 対策本部長は、武力攻撃及び武力攻撃災害の状況並びに住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置その他の国民の保護のための措置の実施の状況について、適時に、かつ、適切な方法により、国民に公表しなければならない。

### 第三節 国民の保護のための措置の実施に係る体制

（対策本部の所掌事務等）

第二十四条 対策本部は、事態対処法第十二条第一号に掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置の総合的な推進に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属する事務
- 2 対策本部に、対策本部長の定めるところにより対策本部の事務（国民の保護のための措置に関する事務に限る。）の一部を行う組織として、武力攻撃事態等現地対策本部を置くことができる。この場合においては、地方自治法第百五十六条第四項の規定は、適用しない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国会に報告しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、第二項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは当該武力攻撃事態等現地対策本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該武力攻撃事態等現地対策本部を廃止したときはその旨を、直ちに、公示しなければならない。
- 5 武力攻撃事態等現地対策本部に、武力攻撃事態等現地対策本部長及び武力攻撃事態等現地対策本部員その他の職員を置く。
- 6 武力攻撃事態等現地対策本部長は、対策本部長の命を受け、武力攻撃事態等現地対策本部の事務を掌理する。
- 7 武力攻撃事態等現地対策本部長及び武力攻撃事態等現地対策本部員その他の職員は、対策副本部長（事態対処法第十二条第三項の対策副本部長をいう。）、対策本部員（同項の対策本部員をいう。）その他の職員のうちから、対策本部長が指名する者をもって充てる。

（都道府県対策本部及び市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定）

第二十五条 内閣総理大臣は、事態対処法第九条第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により対処基本方針の案又は対処基本方針の変更の案について閣議の決定を求めるときは、併せて第二十七条第一項の規定により都道府県国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定について、閣議の決定を求めなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により閣議の決定があったときは、総務大臣を経由して、直ちに、その旨を同項の指定を受けた都道府県の知事及び市町村の長に通知するとともに、これを公示しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の指定を解除する必要があると認めるときは、当該指定の解除について、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 第二項の規定は、前項の指定の解除について準用する。  
(指定の要請)

第二十六条 都道府県知事は、内閣総理大臣に対し、当該都道府県について前条第一項の指定を行うよう要請することができる。

- 2 市町村長は、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、内閣総理大臣に対し、当該市町村について前条第一項の指定を行うよう要請することができる。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の設置及び所掌事務)

第二十七条 第二十五条第二項の規定による指定の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、都道府県国民保護対策本部以下「都道府県対策本部」という。) 及び市町村国民保護対策本部(以下「市町村対策本部」という。)を設置しなければならない。

- 2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。
- 3 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織)

第二十八条 都道府県対策本部又は市町村対策本部の長は、都道府県国民保護対策本部長(以下「都道府県対策本部長」という。)又は市町村国民保護対策本部長(以下「市町村対策本部長」という。)とし、それぞれ都道府県知事又は市町村長をもって充てる。

- 2 都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者(道府県知事が設置するものにあっては、第四号に掲げる者を除く。)をもって充てる。

- 一 副知事
- 二 都道府県教育委員会の教育長
- 三 警視総監又は道府県警察本部長
- 四 特別区の消防長

五 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから任命する者

- 3 都道府県対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。

- 4 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 副市町村長
- 二 市町村教育委員会の教育長
- 三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長)

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

- 5 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

- 6 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県又は市町村の職員以外の者を都道府県対策本部又は市町村対策本部の会議に出席させることができる。

- 7 防衛大臣は、都道府県対策本部長の求めがあった場合において、国民の保護のための措置の実施に關し連絡調整を行う必要があると認めるときは、その指定する職員を都道府県対策本部の会議に出席させるものとする。

- 8 都道府県知事又は市町村長は、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画又は第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県対策本部又は市町村対策本部に、国民の保護のための措置の実施を要する地域にあって当該都道府県対策本部又は市町村対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を置くことができる。

(都道府県対策本部長及び市町村対策本部長の権限)

**第二十九条** 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関する総合調整を行うことができる。

- 2 前項の場合において、関係市町村長等又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関する総合調整について、当該都道府県対策本部長が行う総合調整に対し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。
- 3 都道府県対策本部長は、国民の保護のための措置の実施に関する、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。
- 4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 5 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する総合調整を行うことができる。
- 6 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 7 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。
- 8 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、第一項又は第五項の規定による総合調整を行うため必要があると認めるときは、対策本部長又は都道府県対策本部長に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置の実施に関する必要な情報の提供を求めることができる。
- 9 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、第一項又は第五項の規定による総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 10 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、都道府県対策本部長にあっては当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、市町村対策本部長にあっては当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 11 都道府県知事等又は市町村長等は、都道府県対策本部又は市町村対策本部の設置の有無にかかわらず、この法律で定めるところにより、国民の保護のための措置を実施することができる。  
(都道府県対策本部及び市町村対策本部の廃止)

**第三十条** 第二十五条第四項において準用する同条第二項の規定による指定の解除の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、遅滞なく、都道府県対策本部及び市町村対策本部を廃止するものとする。

(条例への委任)

**第三十一条** 第二十七条から前条までに規定するもののほか、都道府県対策本部又は市町村対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

#### 第四節 国民の保護に関する基本指針等

(基本指針)

**第三十二条** 政府は、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針
  - 二 次条第一項の規定による指定行政機関の国民の保護に関する計画、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第三十六条第一項の規定による指定公共機関の国民の保護に関する業務計画の作成並びに国民の保護のための措置の実施に当たって考慮すべき武力攻撃事態の想定に関する事項
  - 三 国民の保護のための措置に関する国が実施する第十条第一項各号に掲げる措置に関する事項

- 四 都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の方針に関する事項  
五 第二号に掲げる国民の保護に関する計画及び国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項  
六 国民の保護のための措置の実施に当たっての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項  
七 前各号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項  
3 内閣総理大臣は、基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。  
4 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本指針を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。  
5 政府は、基本指針を定めるため必要があると認めるとときは、地方公共団体の長等、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。  
6 前三項の規定は、基本指針の変更について準用する。  
(指定行政機関の国民の保護に関する計画)  
第三十三条 指定行政機関の長は、基本指針に基づき、第十条第一項各号に掲げる措置のうちその所掌事務に關し、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。  
2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。  
一 当該指定行政機関が実施する国民の保護の措置の内容及び実施方法に関する事項  
二 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項  
三 国民の保護のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項  
四 前三号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項  
3 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、それぞれの指定行政機関の国民の保護に関する計画が一体的かつ有機的に作成されるよう、関係指定行政機関の長の意見を聴かなければならぬ。  
4 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。  
5 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事及び所管する指定公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。  
6 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。  
7 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第三項及び第四項の規定は、政令で定める軽微な変更については準用しない。  
(都道府県の国民の保護に関する計画)  
第三十四条 都道府県知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。  
2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。  
一 当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項  
二 都道府県が実施する第十二条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項  
三 国民の保護の措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項  
四 次条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画及び第三十六条第二項の規定による指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項  
五 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項  
六 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項  
七 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関し都道府県知事が必要と認める事項  
3 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画及び他の都道府県の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。  
4 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の都道府県と関係がある事項を定めるときは、当該都道府県の知事の意見を聴かなければならぬ。  
5 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議しなければならない。  
6 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するととも

に、公表しなければならない。

7 前条第六項の規定は、都道府県知事がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(市町村の国民の保護に関する計画)

第三十五条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護の措置に関する事項

三 国民の保護の措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

四 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

五 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画、都道府県の国民の保護に関する計画及び他の市町村の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

4 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村の長の意見を聴かなければならない。

5 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

6 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第三十三条第六項の規定は、市町村長がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画)

第三十六条 指定公共機関は、基本指針に基づき、その業務に関し、国民の保護に関する業務計画を作成しなければならない。

2 指定地方公共機関は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、その業務に関し、国民の保護に関する業務計画を作成しなければならない。

3 前二項の国民の保護に関する業務計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該指定公共機関又は指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法に関する事項

二 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

三 国民の保護のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項

4 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあっては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあっては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、必要な助言をすることができる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画を作成したときは、速やかに、これを関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、公表しなければならない。

6 第三十三条第六項の規定は、指定公共機関及び指定地方公共機関がそれぞれその国民の保護に関する業務計画を作成する場合について準用する。

7 前三項の規定は、第一項及び第二項の国民の保護に関する業務計画の変更について準用する。ただし、第四項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

第五節 都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会

(都道府県協議会の設置及び所掌事務)

第三十七条 都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求める、当該都道府県の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、都道府県に、都道府県国民保護協議会（以下この条及び次条において「都道府県協議会」という。）を置く。

- 2 都道府県協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
  - 二 前号の重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
- 3 都道府県知事は、第三十四条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、都道府県協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 4 第三十三条第六項の規定は、都道府県協議会がその所掌事務を実施する場合に準用する。
- (都道府県協議会の組織)
- 第三十八条 都道府県協議会は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、都道府県知事をもって充てる。
  - 3 会長は、会務を総理する。
  - 4 委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
  - 二 防衛大臣が指定する陸上自衛隊に所属する者、海上自衛隊に所属する者及び航空自衛隊に所属する者
- 三 当該都道府県の副知事
- 四 当該都道府県の教育委員会の教育長、警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長及び特別区の消防長
- 五 当該都道府県の職員（前二号に掲げる者を除く。）
- 六 当該都道府県の区域内の市町村の長及び当該都道府県の区域を管轄する消防長
- 七 当該都道府県の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
- 八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者
- 5 委員の任期は、二年とし、再任することを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 都道府県協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関又は指定地方公共機関の職員及び国民の保護のための措置に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 8 前各項に定めるもののほか、都道府県協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。
- (市町村協議会の設置及び所掌事務)
- 第三十九条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会（以下この条及び次条において「市町村協議会」という。）を置く。
- 2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
  - 二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。
- 3 市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 4 第三十三条第六項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。
- (市町村協議会の組織)
- 第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、市町村長をもって充てる。
  - 3 会長は、会務を総理する。
  - 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。
- 一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
  - 二 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。）
  - 三 当該市町村の属する都道府県の職員
- 四 当該市町村の副市町村長
- 五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）
- 六 当該市町村の職員（前二号に掲げる者を除く。）
- 七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
- 八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者
- 5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。

- 6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

#### 第六節 組織の整備、訓練等

##### (組織の整備)

第四十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関の長等」という。）は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織を整備するとともに、国民の保護のための措置に関する事務又は業務に従事する職員の配置及び服務の基準を定めなければならない。

##### (訓練)

第四十二条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

- 2 都道府県公安委員会は、前項の訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
- 3 地方公共団体の長は、住民の避難に関する訓練を行うときは、当該地方公共団体の住民に対し、当該訓練への参加について協力を要請することができる。

##### (啓発)

第四十三条 政府は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性について国民の理解を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

### 第二章 住民の避難に関する措置

#### 第一節 警報の発令等

##### (警報の発令)

第四十四条 対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、基本指針及び対処基本方針で定めるところにより、警報を発令しなければならない。

- 2 前項の警報に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 武力攻撃事態等の現状及び予測
- 二 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- 三 前二号に掲げるもののほか、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

- 3 前項の規定にかかわらず、第一項の規定により警報を発令する場合において、前項第二号の地域に該当する地域を特定することができないときは、同号の事項を定めることを要しない。

##### (対策本部長等による警報の通知)

第四十五条 対策本部長は、前条第一項の規定により警報を発令したときは、直ちに、その内容を指定行政機関の長に通知しなければならない。

- 2 指定行政機関の長は、前項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を管轄する指定地方行政機関の長、所管する指定公共機関その他の関係機関に通知しなければならない。

- 3 前項に規定するもののほか、総務大臣は、第一項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を都道府県知事に通知しなければならない。

##### (都道府県知事による警報の通知)

第四十六条 都道府県知事は、前条第三項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を当該都道府県の区域内の市町村の長、当該都道府県の他の執行機関、当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関その他の関係機関に通知しなければならない。

##### (市町村長による警報の伝達等)

第四十七条 市町村長は、前条の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関その他の関係機関に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、市町村長は、サイレン、防災行政無線その他の手段を活用し、できる限

り速やかに、同項の通知の内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するよう努めなければならない。

3 都道府県警察は、市町村と協力し、第一項の通知の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努めなければならない。

(指定行政機関の長その他の者による警報の伝達)

第四十八条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条又は第四十六条の規定による通知を受けたときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、速やかに、その内容を学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設を管理する者に伝達するよう努めなければならない。

第四十九条 前条に規定するもののほか、外務大臣、国土交通大臣及び海上保安庁長官は、第四十五条第一項の規定による通知を受けたときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、外務大臣にあっては外国に滞在する邦人に、国土交通大臣にあっては航空機内に在る者に、海上保安庁長官にあっては船舶内に在る者に伝達するよう努めなければならない。

(警報の放送)

第五十条 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、第四十五条第二項又は第四十六条の規定による通知を受けたときは、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかに、その内容を放送しなければならない。

(警報の解除)

第五十一条 対策本部長は、警報の必要がなくなったと認めるときは、当該警報を解除するものとする。

2 第四十五条から前条までの規定は、対策本部長が前項の規定により警報を解除する場合について準用する。

## 第二節 避難の指示等

(避難措置の指示)

第五十二条 対策本部長は、第四十四条第一項の規定により警報を発令した場合において、住民の避難（屋内への避難を含む。以下同じ。）が必要であると認めるときは、基本指針で定めるところにより、総務大臣を経由して、関係都道府県知事（次項第一号又は第二号の地域を管轄する都道府県知事をいう。以下この節において同じ。）に対し、直ちに、所要の住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示するものとする。

2 対策本部長は、前項の規定による指示（以下「避難措置の指示」という。）をするときは、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 住民の避難が必要な地域（以下「要避難地域」という。）

二 住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。以下「避難先地域」といいう。）

三 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

3 対策本部長は、避難措置の指示をする場合において、離島を含む地域を要避難地域として示すときは、当該離島の避難住民（第五十四条第一項の規定による指示を受けた住民をいい、当該指示に係る地域に滞在する者を含む。以下同じ。）の運送に関し特に配慮しなければならない。

4 対策本部長は、避難措置の指示をしたときは、直ちに、その内容を指定行政機関の長に通知しなければならない。

5 指定行政機関の長は、前項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を管轄する指定地方行政機関の長及び所管する指定公共機関に通知しなければならない。

6 前項に規定するもののほか、総務大臣は、第四項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を関係都道府県知事以外の都道府県知事に通知しなければならない。

7 第四十六条の規定は、都道府県知事が避難措置の指示又は前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

8 第四十九条の規定は、外務大臣、国土交通大臣及び海上保安庁長官が第四項の規定による通知を受けた場合について準用する。

(避難措置の指示の解除)

第五十三条 対策本部長は、要避難地域の全部又は一部について避難の必要がなくなったと認めるときは、当該要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示を解除するものとする。

2 前項の場合において、対策本部長は、総務大臣を経由して、関係都道府県知事に対し、直ちに、避難措置の指示を解除した旨を通知しなければならない。

3 前条第四項から第八項までの規定は、対策本部長が第一項の規定により避難措置の指示を解除する場合について準用する。

(避難の指示)

第五十四条 避難措置の指示を受けたときは、要避難地域を管轄する都道府県知事は、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに、避難すべき旨を指示しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、当該要避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要であると認めるときは、当該地域を管轄する市町村長を経由して、当該地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指示（以下「避難の指示」という。）をするときは、第五十二条第二項各号に掲げる事項のほか、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を示さなければならない。
- 3 都道府県知事は、避難の指示をする場合において、避難先地域に当該都道府県の区域内の指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域が含まれるときは、あらかじめ、当該指定都市の長の意見を聴くものとする。
- 4 第四十七条第二項及び第三項の規定は、市町村長が避難の指示を住民に伝達する場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、避難の指示をしたときは、直ちに、その内容を避難先地域を管轄する市町村長（当該都道府県の区域内の市町村の長に限る。）に通知しなければならない。
- 6 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れるものとする。
- 7 都道府県知事は、避難の指示をしたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を当該都道府県の区域内の市町村の長（第一項及び第五項の市町村長を除く。）、当該都道府県の他の執行機関、関係指定公共機関及び指定地方公共機関並びに当該都道府県の区域内の避難先地域の避難施設（第百四十八条第一項の避難施設をいう。第百五十条を除き、以下同じ。）の管理者に通知しなければならない。
- 8 都道府県知事は、避難の指示をしたときは、速やかに、その内容を対策本部長に報告しなければならない。

(避難の指示の解除)

第五十五条 都道府県知事は、第五十三条第一項の規定により要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示が解除されたときは、当該要避難地域の全部又は一部について避難の指示を解除しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前条第一項後段の規定により避難の指示をした場合において、当該避難の指示に係る要避難地域に近接する地域の全部又は一部について避難の必要がなくなったと認めるときは、当該地域の全部又は一部について避難の指示を解除するものとする。
- 3 前条第七項及び第八項の規定は、都道府県知事が前二項の規定により避難の指示を解除した場合について準用する。この場合において、同条第七項中「市町村の長（第一項及び第五項の市町村長を除く。）」とあるのは、「市町村の長」と読み替えるものとする。

(避難の指示に係る内閣総理大臣の是正措置)

第五十六条 内閣総理大臣は、避難の指示に関し対策本部長が行った事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の避難の指示が要避難地域を管轄する都道府県知事により行われない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るために必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の避難の指示をすべきことを指示することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示を行ってもなお所要の避難の指示が当該要避難地域を管轄する都道府県知事により行われないとき、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護を図るために必要があると認める場合であって事態に照らし緊急を要すると認めると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に通知した上で、自ら当該所要の避難の指示をすることができる。
- 3 前二項の規定は、都道府県知事が前条第一項又は第二項の規定により避難の指示を解除する場合について準用する。

(避難の指示等の放送)

第五十七条 第五十条の規定は、放送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が第五十四条第七項（第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた場合について準用する。

(都道府県の区域を越える住民の避難)

第五十八条 避難措置の指示を受けた場合において、都道府県の区域を越えて住民に避難をさせる必要があるときは、関係都道府県知事は、避難住民の受け入れについて、あらかじめ協議しなければならない。

- 2 前項の場合において、避難先地域を管轄する都道府県知事は、避難住民を受け入れない

ことについて正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れるものとする。

- 3 第一項の場合において、避難先地域を管轄する都道府県知事は、当該都道府県の区域において避難住民を受け入れるべき地域（以下この項及び次項において「受入地域」という。）を決定し、直ちに、その旨を当該受入地域を管轄する市町村長に通知しなければならない。
- 4 第五十四条第三項の規定は、受入地域に指定都市（当該都道府県の区域内の指定都市に限る。）の区域が含まれる場合について準用する。
- 5 避難先地域を管轄する都道府県知事は、第三項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を要避難地域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。
- 6 第五十四条第六項の規定は、市町村長が第三項の規定による通知を受けた場合について準用する。
- 7 第五十四条第七項の規定は、都道府県知事が第三項の規定による決定をした場合について準用する。この場合において、同条第七項中「市町村の長（第一項及び第五項の市町村長を除く。）」とあるのは、「市町村の長」と読み替えるものとする。
- 8 第一項の場合において、要避難地域を管轄する都道府県知事は、第五十五条第一項又は第二項の規定により避難の指示を解除したときは、速やかに、その旨を避難先地域を管轄する都道府県知事に通知するものとする。
- 9 第五十四条第七項の規定は、都道府県知事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、同条第七項中「市町村の長（第一項及び第五項の市町村長を除く。）」とあるのは、「市町村の長」と読み替えるものとする。

（関係都道府県知事の連絡及び協力等）

第五十九条 避難措置の指示を受けた場合において、都道府県の区域を越えて住民に避難をさせる必要があるときは、関係都道府県知事は、住民の避難に関する措置に関し、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

- 2 前項の場合において、総務大臣は、都道府県の区域を越える住民の避難を円滑に行うため必要があると認めるときは、関係都道府県知事に対し、必要な勧告をすることができる。

（都道府県の区域を越える避難住民の受け入れの措置に係る内閣総理大臣の是正措置）

第六十条 内閣総理大臣は、都道府県の区域を越える避難住民の受け入れのための措置に関し対策本部長が行った事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の都道府県の区域を越える避難住民の受け入れのための措置が避難先地域を管轄する都道府県知事により講じられない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るために必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の都道府県の区域を越える避難住民の受け入れのための措置を講ずべきことを指示することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示を行ってもなお所要の都道府県の区域を越える避難住民の受け入れのための措置が当該避難先地域を管轄する都道府県知事により講じられないとき、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護を図るために必要があると認める場合であって事態に照らし緊急を要すると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に通知した上で、自ら又は総務大臣を指揮し、当該所要の都道府県の区域を越える避難住民の受け入れのための措置を講じ、又は講じさせることができる。

### 第三節 避難住民の誘導

（避難実施要領）

第六十一条 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

- 2 前項の避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
  - 二 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、避難の実施に関し必要な事項
- 3 市町村長は、避難実施要領を定めたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）、警察署長、海上保安部長等（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。）及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。
- 4 第四十七条第二項の規定は、市町村長が前項の規定により避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する場合について準用する。

（市町村長による避難住民の誘導等）

第六十二条 市町村長は、その避難実施要領で定めるところにより、当該市町村の職員並びに消防

長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導しなければならない。

- 2 消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）の管理者又は長（地方自治法第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十五条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く消防組合にあっては、理事。以下同じ。）は、当該消防組合を組織する市町村の長が前項の規定により避難住民を誘導するときは、当該市町村の避難実施要領で定めるところにより、当該消防組合の消防長及び消防団長を指揮し、当該市町村と協力して、避難住民を誘導しなければならない。
- 3 前二項の場合において、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。
- 4 第二項の場合において、当該消防組合を組織する市町村の長は、当該市町村の避難住民の誘導に関し特に必要があると認めるときは、当該消防組合の管理者又は長に対し、当該消防組合の消防長又は消防団長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めることができる。
- 5 前三項の規定は、消防に関する事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託した市町村の長が避難住民を誘導する場合について準用する。この場合において、第二項中「消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）の管理者又は長（地方自治法第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十五条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く消防組合にあっては、理事。以下同じ。）」とあり、前項中「消防組合の管理者又は長」とあるのは「委託を受けた地方公共団体の長」と、第二項及び前項中「当該消防組合を組織する市町村」とあるのは「委託した市町村」と、「当該市町村」とあるのは「当該委託した市町村」と、「当該消防組合の消防長」とあるのは「当該委託を受けた地方公共団体の消防長」と読み替えるものとする。
- 6 市町村長は、避難住民を誘導するときは、必要に応じ、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察官等による避難住民の誘導等）

第六十三条 前条第一項の場合において、市町村長は、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は自衛隊法第七十六条第一項、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第七十七条の四第一項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等（以下「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」という。）の長（政令で定める自衛隊の部隊等の長に限る。）に対し、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を行うよう要請することができる。この場合において、市町村長は、その旨を当該市町村の属する都道府県の知事に通知するものとする。

- 2 都道府県知事は、前条第一項の規定により避難住民を誘導する市町村長から求めがあったとき、又は当該市町村長の求めを待ついとまがないと認めるときは、警視総監若しくは道府県警察本部長、管区海上保安本部長又は前項の自衛隊の部隊等の長に対し、警察官等による避難住民の誘導を行うよう要請することができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による要請について、必要な調整を行うことができる。

（市町村長との協議等）

第六十四条 第六十二条第一項の場合において、警察官等が避難住民を誘導しようとするときは、警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（次項及び第三項において「警察署長等」という。）は、あらかじめ関係市町村長と協議し、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 市町村長は、警察官等が当該市町村の避難住民を誘導しているときは、警察署長等に対し、避難住民の誘導の実施の状況に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 3 市町村長は、警察官等が当該市町村の避難住民を誘導している場合において、避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察署長等に対し、避難住民の誘導に関し必要な措置を講ずるよう要請することができる。

（病院等の施設の管理者の責務）

第六十五条 病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者は、これらの者が避難を行うときは、当該避難が円滑に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難住民を誘導する者による警告、指示等）

第六十六条 避難住民を誘導する警察官等又は第六十二条第一項若しくは第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により避難住民を誘導する者は、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

- 2 前項の場合において、警察官又は海上保安官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路

上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を講ずることができる。

- 3 前項の規定は、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、避難住民を誘導している消防吏員又は自衛官の職務の執行について準用する。

(都道府県知事による避難住民の誘導に関する措置)

第六十七条 都道府県知事は、避難住民の誘導を円滑に実施するため、市町村長に対し、的確かつ迅速に必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 都道府県知事は、第六十二条第一項の規定に基づく所要の避難住民の誘導が関係市町村長により行われない場合において、住民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、当該所要の避難住民の誘導を行うべきことを指示することができる。

- 3 都道府県知事は、前項の規定による指示を行ってもなお所要の避難住民の誘導が当該関係市町村長により行われないときは、当該市町村長に通知した上で、その職員を指揮し、避難住民を誘導させることができる。

- 4 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の長が当該都道府県の区域を越えて避難住民の誘導を行うとき、又は当該市町村長から要請があったときは、その職員を指揮し、避難住民の誘導を補助させることができる。

- 5 前条第一項の規定は、前二項の規定により避難住民を誘導し、又は避難住民の誘導を補助する都道府県の職員について準用する。

(避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置)

第六十八条 内閣総理大臣は、避難住民の誘導に関する措置に関し対策本部長が行った事態対処法

第十四条第一項の総合調整に基づく所要の避難住民の誘導に関する措置が関係都道府県知事により講じられない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の避難住民の誘導に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

(避難住民の復帰のための措置)

第六十九条 市町村長は、第五十五条第一項又は第二項の規定により要避難地域又は要避難地域に近接する地域の全部又は一部について避難の指示が解除されたときは、当該地域の避難住民を当該地域へ復帰させるため、当該地域までの誘導その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 第六十二条及び第六十七条（第五項を除く。）の規定は、前項の規定による避難住民の復帰のための措置について準用する。この場合において、第六十二条第一項中「その避難実施要領」とあるのは「別に定める避難住民の復帰に関する要領」と、同条第二項中「避難実施要領」とあるのは「長が別に定める避難住民の復帰に関する要領」と読み替えるものとする。

(避難住民の誘導への協力)

第七十条 避難住民を誘導する警察官等、第六十二条第一項若しくは第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六十七条第三項の規定により避難住民を誘導する者又は同条第四項の規定により避難住民の誘導を補助する者は、避難住民の誘導のため必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、当該避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。

- 2 前項の場合において、警察官等、同項の避難住民を誘導する者及び同項の避難住民の誘導を補助する者は、その要請を受けて避難住民の誘導に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

- 3 前二項の規定は、前条第一項の規定による避難住民の復帰の措置について準用する。

(避難住民の運送の求め)

第七十一条 都道府県知事又は市町村長は、避難住民を誘導するため、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関（都道府県知事にあっては当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関、市町村長にあっては当該市町村が属する都道府県の知事が指定した指定地方公共機関に限る。第七十三条第二項から第四項まで及び第七十九条第一項において同じ。）に対し、避難住民の運送を求めることができる。

- 2 前項の指定公共機関及び指定地方公共機関は、同項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(避難住民の運送に係る総合調整のための通知)

第七十二条 都道府県知事又は市町村長は、指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前条第一項の規定による求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては都道府県対策本部長に対し、その旨を通知することができる。

(避難住民の運送に係る内閣総理大臣等の是正措置)

第七十三条 内閣総理大臣は、避難住民の運送に係り対策本部長が行った事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の避難住民の運送が関係指定公共機関により行われない場合におい

て、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該指定公共機関に対し、当該所要の避難住民の運送を行うべきことを指示することができる。

- 2 都道府県知事は、避難住民の運送が関係指定地方公共機関により的確かつ迅速に行われない場合において、住民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該指定地方公共機関に対し、所要の避難住民の運送を行うべきことを指示することができる。
- 3 内閣総理大臣及び都道府県知事は、第四十四条第一項の規定により対策本部長が発令した警報の内容に照らし指定公共機関及び指定地方公共機関の安全が確保されていると認められる場合でなければ、前二項の規定による指示を行ってはならない。
- 4 内閣総理大臣及び都道府県知事は、指定公共機関及び指定地方公共機関が第一項及び第二項の規定による指示に基づき避難住民の運送を行うときは、当該指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、その安全の確保のため、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行わなければならない。

### 第三章 避難住民等の救援に関する措置

#### 第一節 救援

##### (救援の指示)

第七十四条 対策本部長は、第五十二条第一項の規定により避難措置の指示をしたときは、基本指針で定めるところにより、避難先地域を管轄する都道府県知事に対し、直ちに、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示するものとする。

- 2 対策本部長は、武力攻撃災害による被災者が発生した場合において、当該被災者の救援が必要であると認めるときは、当該被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

##### (救援の実施)

第七十五条 都道府県知事は、前条の規定による指示（以下この項において「救援の指示」という。）を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域内に在る避難住民等（避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。）で救援を必要としているものに対し、避難施設その他の場所において、次に掲げる救援（以下単に「救援」という。）のうち必要と認めるものを行わなければならない。ただし、その事態に照らし緊急を要し、救援の指示を待ついとまがないと認められるときは、当該救援の指示を待たないで、これを行うことができる。

- 一 収容施設（応急仮設住宅を含む。第八十二条において同じ。）の供与
  - 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  - 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
  - 四 医療の提供及び助産
  - 五 被災者の搜索及び救出
  - 六 埋葬及び火葬
  - 七 電話その他の通信設備の提供
  - 八 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの
- 2 救援は、都道府県知事が必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭を支給してこれを行うことができる。
  - 3 救援の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

##### (市町村長による救援の実施等)

第七十六条 都道府県知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。この場合において、都道府県知事は、当該事務の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

- 2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救援を補助するものとする。

##### (日本赤十字社による措置)

第七十七条 日本赤十字社は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、都道府県知事が行う救援に協力しなければならない。

- 2 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力（第八十条第一項の協力を除く。）についての連絡調整を行わせることができる。
- 3 都道府県知事は、救援又はその応援の実施に関し必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

##### (通信設備の設置に関する協力)

第七十八条 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号の電気通信事業者をいう。第百三十五条第二項及び第百五十六条において同じ。）である指定公共機

関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備の臨時の設置について、都道府県知事が行う救援に対して必要な協力をするよう努めなければならない。

(緊急物資の運送)

第七十九条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあっては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事及び市町村長にあっては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材（次項及び第百五十五条第一項において「緊急物資」という。）の運送を求めることができる。

- 2 第七十一条第二項、第七十二条及び第七十三条の規定は、緊急物資の運送について準用する。

(救援への協力)

第八十条 都道府県知事又は都道府県の職員は、救援を行うため必要があると認めるときは、当該救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、当該救援に必要な援助について協力を要請することができる。

- 2 前項の場合において、都道府県知事及び都道府県の職員は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(物資の売渡しの要請等)

第八十一条 都道府県知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資に限る。次条第一項及び第八十四条第一項において単に「物資」という。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

- 2 前項の場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに同項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、救援を行うため特に必要があると認めるとときに限り、当該特定物資を收用することができる。

3 都道府県知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

- 4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、都道府県知事の行う救援を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があったときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。

(土地等の使用)

第八十二条 都道府県知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下この条及び第八十四条第一項において「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

- 2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めることができないときは、都道府県知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため特に必要があると認めるとときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

(公用令書の交付)

第八十三条 第八十二条第二項、第三項及び第四項（同条第一項に係る部分を除く。）並びに前条の規定による処分については、都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、政令で定めるところにより、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合その他の政令で定める場合にあっては、政令で定めるところにより事後に交付すれば足りる。

- 2 災害対策基本法第八十二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(立入検査等)

第八十四条 都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、第八十二条若しくは第四項の規定により特定物資を收用し、若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により特定物資の保管を命じ、又は第八十二条の規定により土地等を使用するため必要があるときは、その職員に当該土地若しくは家屋又は当該特定物資を保管させる場所若しくは当該特定物資若しくは物資の所在する場所に立ち入り、当該土地、家屋又は特定物資若しくは物資の状況を検査させることができる。

- 2 都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、第八十二条第三項又は

第四項の規定により特定物資を保管させたときは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該特定物資を保管させてある場所に立ち入り、当該特定物資の保管の状況を検査させることができる。

3 前二項の規定により都道府県又は指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員が立ちに入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、その職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(医療の実施の要請等)

第八十五条 都道府県知事は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請することができる。

2 前項の場合において、同項の医療関係者が正当な理由がないのに同項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、医療を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により医療関係者に医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

(応援の指示)

第八十六条 内閣総理大臣は、都道府県知事が行う救援について、他の都道府県知事に対し、その応援をすべきことを指示することができる。

(救援の支援)

第八十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、都道府県知事から救援を行うに当たっての支援を求められたときは、救援に係る物資の供給その他必要な支援を行うものとする。

(救援に係る内閣総理大臣の是正措置)

第八十八条 内閣総理大臣は、救援に関し対策本部長が行った事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の救援が関係都道府県知事により行われない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るために必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の救援を行うべきことを指示することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示を行ってもなお所要の救援が当該関係都道府県知事により行われないとき、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護を図るために必要があると認める場合であって事態に照らし緊急を要すると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に通知した上で、自ら又は関係大臣を指揮し、当該所要の救援を行い、又は行わせることができる。

(収容施設等に関する特例)

第八十九条 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の規定は、避難住民等を収容し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うための施設（第三項において「収容施設等」という。）であって都道府県知事が臨時に開設するもの（次項及び第三項において「臨時の収容施設等」という。）については、適用しない。

2 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、消防法に準拠して、臨時の収容施設等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の収容施設等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

3 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項の規定は、都道府県知事が行う収容施設等の応急の修繕及び臨時の収容施設等の建築を準用する。

(臨時の医療施設に関する特例)

第九十条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章の規定は、都道府県知事が臨時に開設する避難住民等に対する医療の提供を行うための施設については、適用しない。

(外国医療関係者による医療の提供の許可)

第九十一条 厚生労働大臣は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、次の各号に掲げる資格を有する者の確保が著しく困難であり、避難住民等に対して十分な医療を提供することができないと認められ、かつ、外国政府、国際機関等から医療の提供の申出があったときは、それぞれ当該各号に定める法律の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その従事する区域及び業務の内容を指定して、外国において当該各号に掲げる資格に相当する資格を有する者（第三項において「外国医療関係者」という。）が、必要な限度で医療を行うことを許可することができる。

きる。

- 一 医師 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条
- 二 歯科医師 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十七条
- 三 薬剤師 薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第十九条
- 四 看護師 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項
- 五 准看護師 保健師助産師看護師法第三十二条
- 六 救急救命士 保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可に際して指定した区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による許可を受けた外国医療関係者（以下この条において「許可外国医療関係者」という。）による医療を行う必要がなくなったと認めるときは、当該許可を取り消すものとする。
- 4 厚生労働大臣は、許可外国医療関係者が、業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったとき、その他政令で定める事由に該当するときは、当該許可を取り消すことができる。
- 5 許可外国医療関係者については、外国において医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師又は救急救命士に相当する資格を有する者をそれぞれ医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師又は救急救命士とみなして、政令で定める法律の規定を適用する。
- 6 医師法第十八条、歯科医師法第十八条、薬剤師法第二十条又は救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第四十八条の規定は、許可外国医療関係者のうち、それぞれ外国において医師、歯科医師、薬剤師又は救急救命士に相当する資格を有する者については、適用しない。

（外国医薬品等の輸入の承認）

- 第九十二条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の三の規定は避難住民等に対する医療の提供のために必要な医薬品（同法第二条第一項の医薬品をいい、体外診断用医薬品（同条第十四項の体外診断用医薬品をいう。以下この項及び第三項において同じ。）を除く。第三項において同じ。）の輸入について、同法第二十三条の二の八の規定は避難住民等に対する医療の提供のために必要な医療機器（同法第二条第四項の医療機器をいう。第三項において同じ。）又は体外診断用医薬品の輸入について、同法第二十三条の二十八の規定は避難住民等に対する医療の提供のために必要な再生医療等製品（同法第二条第九項の再生医療等製品をいう。第三項において同じ。）の輸入について準用する。この場合において、同法第十四条の三第一項中「第十四条の承認の申請者が製造販売をしようとする物が」とあるのは「厚生労働大臣は」と、「として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項」と、「薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その品目」とあるのは「その品目」と、同項第二号中「政令で定めるもの」とあるのは「厚生労働大臣が認めるもの」と、同法第二十三条の二の八第一項中「第二十三条の二の五の承認の申請者が製造販売をしようとする物が」とあるのは「厚生労働大臣は」と、「として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項」とあるのは「を輸入しようとする者に対して、第二十三条の二の五第二項」と、「薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その品目」とあるのは「その品目」と、同項第二号中「政令で定めるもの」とあるのは「厚生労働大臣が認めるもの」と、同法第二十三条の二十八第一項中「第二十三条の二十五の承認の申請者が製造販売をしようとする物が」とあるのは「厚生労働大臣は」と、「として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項」とあるのは「を輸入しようとする者に対して、第二十三条の二十五第二項」と、「薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その品目」とあるのは「その品目」と、同項第二号中「政令で定めるもの」とあるのは「厚生労働大臣が認めるもの」と読み替えるものとする。

- 2 厚生労働大臣は、前項において準用する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の三第一項、第二十三条の二の八第一項又は第二十三条の二十八第一項の承認を与えた場合において、これらの承認に係る品目の輸入の必要がなくなったと認めるとき、又は保健衛生上の危害の発生若しくはその拡大を防止するため必要があると認めるときは、これらの承認を取り消すことができる。
- 3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十条第八項の規定は、第一項において準用する同法第十四条の三第一項の規定により輸入される医薬品、第一項において準用する同法第二十三条の二の八第一項の規定により輸入される医療機器若しくは体外診断用医薬品又は第一項において準用する同法第二十三条の二十八第一項の規定により輸入される再生医療等製品について準用する。

（海外からの支援の受入れ）

- 第九十三条 内閣は、著しく大規模な武力攻撃災害が発生し、法律の規定によっては避難住民等の救援に係る海外からの支援を緊急かつ円滑に受け入れることができない場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めて

その措置を待ついとまがないときは、当該支援の受入れについて必要な措置を講ずるため、政令を制定することができる。

2 災害対策基本法第百九条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

## 第二節 安否情報の収集等

### (市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集)

第九十四条 市町村長は、政令で定めるところにより、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）を収集し、及び整理するよう努めるとともに、都道府県知事に対し、適時に、当該安否情報を報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じて自ら安否情報を収集し、及び整理するよう努めるとともに、総務大臣に対し、遅滞なく、これらの安否情報を報告しなければならない。

3 安否情報を保有する関係機関は、前二項の規定による安否情報の収集に協力するよう努めなければならない。

### (総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の提供)

第九十五条 総務大臣及び地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。

2 前項の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長は、個人の情報の保護に十分留意しなければならない。

### (外国人に関する安否情報)

第九十六条 日本赤十字社は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、総務大臣及び地方公共団体の長が保有する安否情報のうち外国人に関するものを収集し、及び整理するよう努めるとともに、外国人に関する安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。

2 総務大臣及び地方公共団体の長は、前項の規定により日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集に協力しなければならない。

3 前条第二項の規定は、日本赤十字社が保有する外国人に関する安否情報について回答する場合について準用する。

## 第四章 武力攻撃災害への対処に関する措置

### 第一節 通則

#### (武力攻撃災害への対処)

第九十七条 国は、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、基本指針で定めるところにより、自ら必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体と協力して、武力攻撃災害への対処に関する措置（武力攻撃災害を防除し、及び軽減する措置その他武力攻撃災害による被害が最小となるようにするために実施する措置をいう。以下同じ。）を的確かつ迅速に実施しなければならない。

2 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、この法律その他法令の規定に基づき、必要な武力攻撃災害への対処に関する措置を講じなければならない。

3 対策本部長は、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、所要の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

4 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る武力攻撃災害が著しく大規模であること、その性質が特殊であることその他の事情により、当該武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、対策本部長に対し、当該武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、国において必要な措置を講ずるよう要請することができる。

5 内閣総理大臣は、この法律に規定するもののほか、前項の規定による要請があったときは、対策本部長の求めに応じ、同項の武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、必要な措置を講じさせなければならない。

6 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

7 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減しなければならない。

### (発見者の通報義務等)

第九十八条 武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官（次項及び第四項において「消防吏員等」という。）に通報しなければならない。

2 消防吏員等は、前項の規定による通報を受けたときは、速やかに、その旨を市町村長に通報し

なければならない。

- 3 市町村長は、前二項の規定による通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 消防吏員等は、第一項の規定による通報を受けた場合において、その旨を市町村長に通報することができないときは、速やかに、都道府県知事に通報しなければならない。
- 5 前二項の規定による通知又は通報を受けた都道府県知事は、必要があると認めるときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、速やかに、その旨を関係機関に通知しなければならない。

#### (緊急通報の発令)

第九十九条 都道府県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）を発令しなければならない。

- 2 緊急通報の内容は、次のとおりとする。

一 武力攻撃災害の現状及び予測

二 前号に掲げるもののほか、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

（関係機関への緊急通報の通知等）

第一百条 都道府県知事は、前条第一項の規定により緊急通報を発令したときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を当該都道府県の区域内の市町村の長、当該都道府県の他の執行機関並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関に通知しなければならない。

- 2 第四十七条の規定は、市町村長が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

- 3 都道府県知事は、前条第一項の規定により緊急通報を発令したときは、速やかに、その内容を対策本部長に報告しなければならない。

（緊急通報の放送）

第一百一条 第五十条の規定は、放送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が前条第一項の規定による通知を受けた場合について準用する。

#### 第二節 応急措置等

（生活関連等施設の安全確保）

第一百二条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの（以下この条において「生活関連等施設」という。）のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- 一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- 二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
- 2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設の安全の確保が緊急に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、自ら前項の規定による要請を行うことができる。この場合において、当該要請を行ったときは、直ちに、その旨を当該生活関連等施設の所在する都道府県の知事に通知しなければならない。
- 3 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、生活関連等施設のうちその管理に係るものについて、警備の強化その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を講じなければならない。
- 4 第一項若しくは第二項の規定による要請に応じて必要な措置を講じようとする生活関連等施設の管理者又は前項の規定により必要な措置を講じようとする指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長若しくは地方公共団体の長等は、都道府県警察、消防機関（消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条各号に掲げる機関をいう。第百十九条第三項及び第四項において同じ。）その他の行政機関に対し、その管理に係る生活関連等施設の安全の確保のため必要な支援を求めることができる。
- 5 都道府県公安委員会又は海上保安部長等は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、都道府県知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域のうち、当該生活関連等施設の安全を確保するため立入りを制限する必要があるものを、立入制限区域として指定することができる。

できる。

- 6 都道府県公安委員会及び海上保安部長等は、前項の立入制限区域を指定したときは、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知するとともに、その立入制限区域の範囲、立入りを制限する期間その他必要な事項を公示しなければならない。
- 7 警察官又は海上保安官は、第五項の立入制限区域が指定されたときは、特に生活関連等施設の管理者の許可を得た者以外の者に対し、当該立入制限区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該立入制限区域からの退去を命ずることができる。
- 8 内閣総理大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設及びその周辺の地域の安全の確保が特に必要であると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、危険の防除、周辺住民の避難その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を講じさせることができる。この場合において、国家公安委員会は、関係都道府県公安委員会に対し、第五項の規定による立入制限区域の指定について必要な指示をすることができます。

(危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止)

第百三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの（以下この条及び第百七条において「危険物質等」という。）に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者（次項及び第四項において「危険物質等の取扱者」という。）に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求めることができる。
- 3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。
  - 一 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
  - 二 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
  - 三 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄
- 4 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、前項の措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理の状況について報告を求めることができる。
- 5 前各項の規定は、危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、これを防除し、及び軽減するときについて準用する。

(石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処)

第百四条 武力攻撃に伴って発生した石油コンビナート等特別防災区域（石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号の石油コンビナート等特別防災区域をいう。）に係る災害への対処に関する同法の規定の適用については、同法第二十三条第一項及び第二十四条中「石油コンビナート等防災計画」とあるのは「石油コンビナート等防災計画（特定事業者が指定公共機関又は指定地方公共機関である場合にあつては、その国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画）」と、同法第二十三条第二項中「石油コンビナート等防災計画」とあるのは「当該市町村の国民の保護に関する計画及び石油コンビナート等防災計画」と、「石油コンビナート等防災本部」とあるのは「都道府県知事、石油コンビナート等防災本部」と、同法第二十六条中「石油コンビナート等防災計画」とあるのは「それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画」と、「石油コンビナート等防災本部」とあるのは「都道府県知事及び石油コンビナート等防災本部」とする。

(武力攻撃原子力災害への対処)

第百五条 原子力防災管理者（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第九条第一項の原子力防災管理者をいう。第百九十二条第二号において同じ。）は、武力攻撃に伴って、放射性物質又は放射線が原子力事業所（同法第二条第四号の原子力事業所をいう。第七項において同じ。）外（事業所外運搬（同条第二号の事業所外運搬をいう。以下同じ。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外。第七項において同じ。）へ放出され、又は放出されるおそれがあると認めるときは、政令で定めるところにより、直ちに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事（同法第七条第二項の所在都道府県知事をいう。以下この条に

- おいて同じ。）、所在市町村長（同項の所在市町村長をいう。第三項及び第四項において同じ。）並びに関係周辺都道府県知事（同条第二項の関係周辺都道府県知事をいう。以下この条において同じ。）に（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に）通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長（同項の関係周辺市町村長をいう。）にその旨を通報するものとする。
- 2 内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）は、前項前段の規定による通報を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その旨を対策本部長に報告するとともに、関係指定公共機関に通知しなければならない。
- 3 所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長。次項において同じ。）は、第一項に規定する事実があると認めるときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に通報しなければならない。
- 4 第二項の規定は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下この項において同じ。）が第一項に規定する事実があると認めるとき、又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会が前項の規定による通報を受けたときについて準用する。この場合において、内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、併せて所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事並びに原子力事業者（原子力災害対策特別措置法第二条第三号の原子力事業者をいう。第十三項において同じ。）に通知しなければならない。
- 5 第一項後段の規定は、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事が前項後段の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、第一項後段中「通報する」とあるのは、「通知する」と読み替えるものとする。
- 6 都道府県知事は、第一項前段の規定による通報又は第四項後段の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その旨を関係指定地方公共機関に通知しなければならない。
- 7 対策本部長は、第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告があつた場合において、武力攻撃に伴って放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出されることにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに、次に掲げる事項の公示をしなければならない。
- 一 武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害（以下この条において「武力攻撃原子力災害」という。）の発生又はその拡大を防止するための応急の対策（以下この条において「応急対策」という。）を実施すべき区域（以下この条において「応急対策実施区域」という。）
- 二 当該武力攻撃原子力災害に係る事態の概要
- 三 前二号に掲げるもののほか、応急対策実施区域内の住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
- 8 第四十五条及び第四十六条の規定は、対策本部長が前項の公示をした場合について準用する。
- 9 内閣総理大臣は、第七項の公示があつたときは、対策本部長の求めに応じ、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、応急対策を実施させなければならない。
- 10 対策本部長は、第七項の公示をしたときは、直ちに、応急対策実施区域を管轄する都道府県知事に対し、住民の避難その他の所要の応急対策を実施すべきことを指示しなければならない。
- 11 都道府県知事は、第七項の公示があつた場合において、武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するため必要があると認めるときは、市町村長に対し、所要の応急対策を実施すべきことを指示することができる。
- 12 対策本部長は、第七項の場合において、応急対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、同項の公示を取り消す旨の公示をするものとする。
- 13 原子力災害対策特別措置法第二十五条の規定は第一項に規定する事実が発生した場合について、同法第二十六条の規定は第七項の公示があつた場合について、同法第二十七条の規定は前項の規定による公示があつた場合について準用する。この場合において、同法第二十五条第一項中「第十条第一項の政令で定める事象」とあるのは「第一項に規定する事実」と、同項及び同条第二項中「の定めるところにより」とあるのは「で定める例により」と、同条第一項並びに同法第二十六条第一項第一号、第二号及び第五号中「原子力災害」とあるのは「武力攻撃原子力災害」と、同法第二十五条第二項中「事象」とあるのは「事実」と、同法第二十六条（見出しを含む。）中「緊急事態応急対策」とあるのは「応急対策」と、同条第一項第一号中「原子力緊急事

態宣言」とあるのは「第七項の公示の内容」と、「避難の勧告又は指示」とあるのは「住民の避難」と、同項第八号中「原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止」とあるのは「武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大の防止」と、同条第二項中「原子力緊急事態宣言」とあるのは「第七項の公示」と、「原子力緊急事態解除宣言」とあるのは「前項の規定による公示」と、同項及び同法第二十七条第二項中「指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関」とあるのは「指定行政機関の長等」と、「法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより」とあるのは「法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより（原子力事業者については、原子力事業者防災業務計画で定める例により）」と、同法第二十六条第三項及び第二十七条第三項中「法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより」とあるのは「法令若しくは指定行政機関及び地方公共団体の国民の保護に関する計画で定めるところにより、又は原子力事業者防災業務計画で定める例により」と、「地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「地方公共団体の長等」と、同条の見出し並びに同条第二項及び第三項中「原子力災害事後対策」とあるのは「事後対策」と、同条第一項中「原子力災害事後対策は」とあるのは「事後対策（前項の規定による公示があった時以後において、武力攻撃原子力災害の発生若しくはその拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策をいう。以下この条において同じ。）は」と、同項第一号及び第三号中「原子力災害事後対策実施区域」とあるのは「応急対策実施区域その他所要の区域」と、同項第四号中原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧」とあるのは「武力攻撃原子力災害の発生若しくはその拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧」と読み替えるものとする。

14 原子力防災専門官（原子力災害対策特別措置法第三十条第一項の原子力防災専門官をいう。）は、第一項前段又は第三項の規定による通報があったときは、その状況の把握のため必要な情報の収集、地方公共団体が行う情報の収集に関する助言その他武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行うものとする。

15 国及び地方公共団体は、前二項の規定による措置を講ずる者の安全の確保に関し十分に配慮しなければならない。

#### （原子炉等に係る武力攻撃災害の発生等の防止）

第百六条 原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、原子力規制委員会及び国土交通大臣）は、武力攻撃事態等において、核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号の核燃料物質をいう。以下この条において同じ。）若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉（同条第四号の原子炉をいう。以下この条において同じ。）に係る武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条第一項に規定する者に対し、同条第三項各号に掲げる区分に応じ、同項の製鍊施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の所在場所の変更その他当該核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉に係る武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ぜることができる。

#### （放射性物質等による汚染の拡大の防止）

第百七条 内閣総理大臣は、武力攻撃に伴って放射性物質、放射線、サリン等（サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第二条に規定するサリン等をいう。）若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤（細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第二条第一項に規定する生物剤をいう。）若しくは毒素（同条第二項に規定する毒素をいう。）又は危険物質等による汚染（以下単に「汚染」という。）が生じたことにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、汚染の発生の原因となる物の撤去、汚染の除去その他汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じさせなければならない。この場合において、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、併せて被災者の救難及び救助に関する措置その他必要な措置を講じさせなければならない。

2 前項前段の場合において、内閣総理大臣は、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に対し、汚染の拡大を防止するため必要な協力を要請することができる。

3 前項の場合において、都道府県知事は、汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があると認めるときは、関係市町村長、関係消防組合の管理者若しくは長又は警視総監若しくは

道府県警察本部長に対し、必要な協力を要請することができる。

- 第一百八条 前条第一項又は第二項の場合において、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、汚染の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、次に掲げる措置を講ずることができる。
- 一 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、又は当該物件を廃棄すべきことを命ずること。
  - 二 汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対し、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。
  - 三 汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止すること。
  - 四 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。
  - 五 汚染され、又は汚染された疑いがある建物への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。
  - 六 汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断すること。
- 2 前項の規定は、前条第三項の規定により関係市町村長、関係消防組合の管理者若しくは長又は警視総監若しくは道府県警察本部長が汚染の拡大を防止するための措置を講ずる場合について準用する。

#### (土地等への立入り)

- 第一百九条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、前二条の規定による措置を講ずるため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その職員に、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機（次項において「土地等」という。）に立ち入らせることができる。
- 2 前項の規定により他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 前二項の規定は、第百七条第三項の規定により関係市町村長、関係消防組合の管理者若しくは長又は警視総監若しくは道府県警察本部長が汚染の拡大を防止するための措置を講ずる場合について準用する。

#### (協力の要請に係る安全の確保)

- 第一百十条 内閣総理大臣及び都道府県知事は、第百七条第二項及び第三項の規定により関係都道府県知事並びに関係市町村長、関係消防組合の管理者又は長及び警視総監又は道府県警察本部長に対し必要な協力を要請するときは、都道府県、市町村及び消防組合の職員（警察官及び消防吏員を含む。）の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

#### (市町村長の事前措置等)

- 第一百十一条 市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。
- 2 前項の場合において、都道府県知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自ら同項の規定による指示をすることができる。この場合において、当該指示をしたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 3 警察署長又は海上保安部長等は、市町村長又は都道府県知事から要請があったときは、第一項の規定による指示をすることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

#### (市町村長の退避の指示等)

- 第一百十二条 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、退避（屋内への退避を含む。第四項において同じ。）をすべき旨を指示することができる。
- 2 前項の規定による指示（以下この条において「退避の指示」という。）をする場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その退避先を指示することができる。
- 3 市町村長は、退避の指示をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村長は、退避の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 第一項の場合において、都道府県知事は、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、自ら退避の指示をすることができる。この場合においては、第二項及び前項前段の規定を準用する。
- 6 都道府県知事は、退避の指示をしたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければなら

ない。

- 7 第一項の場合において、市町村長若しくは都道府県知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。この場合においては、第二項及び前項の規定を準用する。
- 8 第一項及び第二項の規定は、市町村長その他第一項に規定する市町村長の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができないと認める場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合においては、第六項の規定を準用する。
- 9 第三項及び第四項の規定は、市町村長が前二項の規定による通知を受けた場合について準用する。

(応急公用負担等)

- 第百十三条 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。
- 2 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるもの（以下この項及び次項において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。
  - 3 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、第一項及び前項前段の規定による措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。
  - 4 災害対策基本法第六十四条第三項から第六項までの規定は、第二項後段及び前項後段の場合について準用する。この場合において、同条第三項、第四項及び第六項中「市町村長」とあるのは「市町村長又は都道府県知事」と、同項中「市町村に」とあるのは「市町村又は都道府県に」と読み替えるものとする。
  - 5 災害対策基本法第六十四条第七項から第十項までの規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。この場合において、同条第七項及び第九項中「前条第二項」とあるのは「災害対策基本法第六十三条第二項」と、同条第七項において準用する同法第六十三条第二項中「その委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき」とあるのは「都道府県知事による同項に規定する措置を待ついとまがないと認めるとき」と、「要求」とあるのは「要請」と、同法第六十四条第八項及び第九項中「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」とあるのは「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官」と、同項及び同条第十項中「警察署長等」とあるのは「警察署長若しくは海上保安部長等」と、同条第九項中「内閣府令で定める」とあるのは「政令で定める」と、同条第十項中「政令で定める管区海上保安本部の事務所の長」とあるのは「海上保安部長等」と読み替えるものとする。

(警戒区域の設定)

- 第百十四条 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。
- 2 前項の場合において、都道府県知事は、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自ら同項に規定する措置を講ずることができる。この場合において、当該措置を講じたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
  - 3 第一項の場合において、市町村長若しくは都道府県知事による同項に規定する措置を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する措置を講ずることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
  - 4 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

(消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力)

- 第百十五条 市町村長若しくは消防吏員その他の市町村の職員、都道府県知事若しくは都道府県の職員又は警察官等は、当該市町村又は都道府県の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに

発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるとときは、当該市町村又は都道府県の区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

- 2 前項の場合において、市町村長その他同項に規定する者は、その要請を受けて武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(漂流物等の処理の特例)

第百六十六条 武力攻撃災害が発生した場合において、水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）

第二十九条第一項に規定する漂流物又は沈没品を取り除いたときは、警察署長又は海上保安部長等は、同項の規定にかかわらず、当該物件を保管することができる。

- 2 水難救護法第二章の規定は、警察署長又は海上保安部長等が前項の規定により漂流物又は沈没品を保管する場合について準用する。

(武力攻撃災害が発生した場合等の都道府県知事等の指示)

第百十七条 都道府県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるとときは、当該都道府県の区域内の市町村の長若しくは消防長又は水防管理者（水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第三項の水防管理者をいう。）に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

- 2 消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、前項の規定による都道府県知事の指示を待ついとまがないと認めるとときは、当該都道府県の区域内の市町村の長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(武力攻撃災害を防御するための消防に関する消防庁長官の指示)

第百十八条 消防庁長官は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置が的確かつ迅速に講じられるようにするため特に必要があると認めるとときは、都道府県知事に対し、当該措置について指示することができる。

(消防の応援等に関する消防庁長官等の指示)

第百十九条 消防庁長官は、武力攻撃災害が発生した市町村（武力攻撃災害がまさに発生しようとしている市町村を含む。以下この条において「被災市町村」という。）の消防の応援又は支援

（以下この項及び次項において「消防の応援等」という。）に関し、当該被災市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるとときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

- 2 消防庁長官は、前項の場合において、武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要し、同項の要請を待ついとまがないと認められるとときは、同項の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とすると認められる被災市町村のため、当該被災市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該被災市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

- 3 都道府県知事は、前二項の規定による消防庁長官の指示に応じ必要な措置を講ずる場合において、必要があると認めるとときは、当該都道府県の区域内の市町村の長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示することができる。

- 4 消防庁長官は、第一項又は第二項の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とすると認められる被災市町村のため、当該被災市町村以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示することができる。この場合において、消防庁長官は、第一項の場合にあっては当該応援出動等の措置を講ずべきことを指示した市町村の属する都道府県の知事に対し、第二項の場合にあっては当該都道府県の知事及び当該被災市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(消防等に関する安全の確保)

第百二十条 消防庁長官及び都道府県知事は、前三条の規定による指示をするときは、これらの規定に規定する措置を講ずるため出動する職員の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

(感染症等の指定等の特例)

第百二十二条 厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃に伴って既に知られている感染性の疾病（一類感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項の一類感染症をいう。）を除く。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病について、同法第三章から第七章までの規定の全部又は一部を

準用しなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、同条第八項の規定にかかわらず、当該疾病を同項の指定感染症として指定することができる。この場合における同法第七条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「政令で定める期間」とあるのは「厚生労働大臣の定める期間」と、同条第一項中「政令で定めるところにより」とあるのは「厚生労働大臣の定めるところにより」と、同条第二項中「前項の政令で定められた期間」とあるのは「前項の厚生労働大臣の定める期間」と、「当該政令で定められた疾病」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百二十二条第一項の規定により厚生労働大臣が定めた疾病」と、「同項の政令により」とあるのは「前項の厚生労働大臣の定めるところにより」とする。

- 2 厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃に伴って検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二条の検疫感染症以外の感染性の疾病（同法第三十四条の二第一項の新感染症を除く。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病について、検疫を行わなければその病原体が国内に侵入し国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、同法第三十四条の規定にかかわらず、当該疾病を感染症の種類として指定し、同法第二条の二、第二章及び第四章（第三十四条の二から第四十条までを除く。）の規定のうち厚生労働大臣が定めるものを適用することができる。この場合においては、同法第十六条第三項の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、当該感染症の潜伏期間を考慮して、同条第一項の停留の期間を定めることができる。3 厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃に伴って感染性の疾病（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第二項のA類疾病（以下この項において「A類疾病」という。）及び同条第三項のB類疾病を除く。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認めるとときは、同条第二項第十二号の規定にかかわらず、当該疾病をA類疾病として指定することができる。

#### （埋葬及び火葬の特例）

第百二十二条 厚生労働大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。

#### （保健衛生の確保への協力）

第百二十三条 地方公共団体の長又はその職員は、武力攻撃災害の発生により当該地方公共団体の区域内における住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、当該地方公共団体の区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

- 2 前項の場合において、地方公共団体の長及びその職員は、その要請を受けて住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

#### （廃棄物処理の特例）

第百二十四条 環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止するが特に必要であると認めるときは、期間を限り、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。次項及び第三項において「廃棄物処理法」という。）第二条第一項の廃棄物をいう。以下この条において同じ。）の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定することができる。

- 2 環境大臣は、前項の特例地域（以下この条において単に「特例地域」という。）を指定したときは、特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めるものとする。この場合において、これらの基準（以下この条において「特例基準」という。）は、廃棄物処理法第六条の二第二項及び第三項、第十二条第一項並びに第十二条の二第一項に規定する基準とみなす。

- 3 地方公共団体の長は、特例地域においては、廃棄物処理法第七条第一項本文若しくは第六項本文、第十四条第一項本文若しくは第六項本文又は第十四条の四第一項本文若しくは第六項本文の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けていない者に、特例基準で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

- 4 前項の場合において、地方公共団体の長は、同項の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

- 5 環境大臣は、第一項の規定により特例地域を指定し、又は第二項の規定により特例基準を定めたときは、その旨を公示しなければならない。

#### (文化財保護の特例)

第百二十五条 文化庁長官は、武力攻撃災害による重要文化財等（重要文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の重要文化財をいう。）、重要有形民俗文化財（同法第七十八条第一項の重要有形民俗文化財をいう。）又は史跡名勝天然記念物（同法第一百九条第一項の史跡名勝天然記念物をいう。）をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の滅失、き損その他の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該重要文化財等の所有者、管理責任者（同法第三十一条第二項（同法第八十条において準用する場合を含む。）及び同法第一百九条第二項の管理責任者をいう。）、管理団体（同法第三十二条の二第五項（同法第八十条において準用する場合を含む。）及び同法第一百五十五条第一項の管理団体をいう。）又は同法第一百七十二条第一項の規定により重要文化財等を管理する地方公共団体その他の法人（以下この条において「所有者等」という。）に対し、当該重要文化財等について、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に関し必要な措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することができる。

- 2 文化財保護法第三十六条第二項及び第三項並びに第百八十八条第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第一項の規定による命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者等は、文化庁長官に対し、当該重要文化財等の保護のため必要な支援を求めることができる。
- 4 第一項の場合において、国宝（文化財保護法第二十七条第二項の国宝をいう。以下この条及び第一百九十二条第三号において同じ。）若しくは特別史跡名勝天然記念物（同法第一百九条第二項の特別史跡名勝天然記念物をいう。以下この条及び第一百九十二条第三号において同じ。）の所有者等が第一項の規定による命令に従わないとき、又は所有者等に国宝若しくは特別史跡名勝天然記念物の滅失、き損その他の被害を防止するための措置を講じさせることが適当でないと認めるときは、文化庁長官は、当該国宝又は特別史跡名勝天然記念物について、自ら滅失、き損その他の被害を防止するため必要な措置を講ずることができる。
- 5 文化財保護法第三十八条第二項、第三十九条第一項及び第二項並びに第百八十六条第一項の規定は、前項の場合について準用する。
- 6 文化財保護法第三十九条第一項及び第二項の規定は、都道府県の教育委員会が前項において準用する同法第一百八十六条第一項の規定による委託に基づいて第四項の措置を講ずる場合について準用する。
- 7 国宝又は特別史跡名勝天然記念物の所有者等は、正当な理由がなくて、第四項の規定に基づいて文化庁長官が講ずる措置又は第五項において準用する文化財保護法第百八十六条第一項の規定による委託に基づいて都道府県の教育委員会が講ずる措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

#### 第三節 被災情報の収集等

##### (被災情報の収集)

第百二十六条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、武力攻撃災害による被害の状況に関する情報（以下「被災情報」という。）の収集に努めなければならない。

- 2 被災情報を保有する関係機関は、前項の規定による被災情報の収集に協力するよう努めなければならない。

##### (被災情報の報告)

第百二十七条 市町村長及び指定地方公共機関は、前条第一項の規定により収集した被災情報を、速やかに、都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前条第一項の規定により収集し、又は前項の規定により報告を受けた被災情報を、速やかに、総務大臣に報告しなければならない。
- 3 総務大臣は、前項の規定により報告を受けた被災情報を、速やかに、対策本部長に報告しなければならない。
- 4 指定地方行政機関の長及び指定公共機関は、前条第一項の規定により収集した被災情報を、速やかに、当該指定地方行政機関を管轄し、又は当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長に報告しなければならない。
- 5 第三項に規定するもののほか、指定行政機関の長は、前条第一項の規定により収集し、又は前項の規定により報告を受けた被災情報を、速やかに、対策本部長に報告しなければならない。

##### (被災情報の公表等)

第百二十八条 対策本部長は、前条第三項及び第五項の規定により報告を受けた被災情報を取りまとめ、適時に、当該被災情報を内閣総理大臣に報告するとともに、その内容を国民に公表しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに、その内容を国会に報告しなければならない。

## 第五章 国民生活の安定に関する措置等

### 第一節 国民生活の安定に関する措置

#### (生活関連物資等の価格の安定等)

第百二十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

#### (金銭債務の支払猶予等)

第百三十条 内閣は、著しく大規模な武力攻撃災害が発生し、国の経済の秩序を維持し及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがないときは、金銭債務の支払（賃金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。）の延期及び権利の保存期間の延長について必要な措置を講ずるため、政令を制定することができる。

2 災害対策基本法第百九条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

#### (特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等)

#### 第百三十一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

（平成八年法律第八十五号）第二条から第九条までの規定は、著しく異常かつ激甚な武力攻撃災害が発生した場合について準用する。この場合において、同法第二条の見出し、第八条及び第九条中「特定非常災害」とあるのは「特定武力攻撃災害」と、同法第二条第一項中「当該非常災害」とあるのは「当該武力攻撃災害」と、「特定非常災害」とあるのは「特定武力攻撃災害」と、「特定非常災害が」とあるのは「特定武力攻撃災害が」と、同項、同法第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第五項、第六条並びに第七条中「特定非常災害発生日」とあるのは「特定武力攻撃災害発生」と、同法第二条第二項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第六条並びに第七条中「特定非常災害に」とあるのは「特定武力攻撃災害に」と、同法第三条第一項及び第三項中「特定非常災害の」とあるのは「特定武力攻撃災害の」と読み替えるものとする。

#### (武力攻撃災害に関する融資)

第百三十二条 政府関係金融機関は、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、当該大規模な武力攻撃災害に関する特別な金融を行い、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (通貨及び金融の安定)

第百三十三条 日本銀行は、武力攻撃事態等において、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講じなければならない。

### 第二節 生活基盤等の確保に関する措置

#### (電気及びガス並びに水の安定的な供給)

第百三十四条 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十七号の電気事業者をいう。）及びガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項のガス事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

2 水道事業者（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第五項の水道事業者をいう。）、水道用水供給事業者（同項の水道用水供給事業者をいう。）及び工業用水道事業者（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項の工業用水道事業者をいう。）である地方公共団体及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

#### (運送、通信及び郵便等の確保)

第百三十五条 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するため必要な措置を講じなければならない。

2 電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び国民の保護の

ための措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければならない。

3 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項の一般信書便事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（医療の確保）

第百三十六条 病院その他の医療機関である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（公共的施設の適切な管理）

第百三十七条 河川管理施設（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項の河川管理施設をいう。以下この条において同じ。）、道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項の道路及び道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項の自動車道をいう。以下この条において同じ。）、港湾（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港湾をいう。以下この条において同じ。）及び空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港をいう。以下この条において同じ。）の管理者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理しなければならない。

（武力攻撃災害に関する指導、助言等）

第百三十八条 災害に関する研究を業務として行う指定公共機関は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、国、地方公共団体及び他の指定公共機関に対し、武力攻撃災害の防除、軽減及び復旧に関する指導、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第三節 応急の復旧

（応急の復旧）

第百三十九条 指定行政機関の長等は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害による被害が発生したときは、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、当該施設及び設備について、応急の復旧のため必要な措置を講じなければならない。

（応急の復旧に関する支援の求め）

第百四十条 前条の場合において、都道府県知事等又は指定公共機関は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長等又は指定地方公共機関は都道府県知事等に対し、応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めることができる。

### 第六章 復旧、備蓄その他の措置

（武力攻撃災害の復旧）

第百四十二条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、武力攻撃災害の復旧を行わなければならない。

（避難及び救援に必要な物資及び資材の備蓄等）

第百四十四条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は住民の避難及び避難住民等の救援に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

（避難住民を受け入れた場合の備蓄物資等の供給）

第百四十五条 都道府県知事及び市町村長は、他の都道府県及び市町村から避難住民等を受け入れたときは、避難住民等の救援のため、その備蓄する物資又は資材を、必要に応じ供給しなければならない。

（物資及び資材の供給の要請）

第百四十六条 都道府県知事又は市町村長は、住民の避難及び避難住民等の救援に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事にあっては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長にあっては都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請することができる。

（国民の保護のための措置に必要な物資及び資材の備蓄等）

第百四十七条 指定行政機関の長等は、第百四十二条に規定するもののほか、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る国民の保護のための措置の実施に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は当該国民の保護のための措置の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(災害対策基本法の規定による備蓄との関係)

第百四十六条 第百四十二条及び前条の規定による物資及び資材の備蓄と、災害対策基本法第四十九条の規定による物資及び資材の備蓄とは、相互に兼ねることができる。

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

第百四十七条 指定行政機関の長等は、武力攻撃事態等において、その備蓄する物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(避難施設の指定)

第百四十八条 都道府県知事は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。

(避難施設に関する届出)

第百四十九条 前条第一項の避難施設として指定を受けた施設の管理者は、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築その他の事由により当該施設の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、同項の規定による指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

(避難施設に関する調査及び研究)

第百五十条 政府は、武力攻撃災害から人の生命及び身体を保護するために必要な機能を備えた避難施設に関する調査及び研究を行うとともに、その整備の促進に努めなければならない。

(職員の派遣の要請)

第百五十二条 地方公共団体の長等は、国民の保護のための措置の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関指定公共機関である行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項の行政執行法人をいう。）をいう。以下この項及び第百五十三条において同じ。）に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2 地方公共団体の委員会及び委員は、前項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

3 市町村長等が第一項の規定による職員の派遣を要請するときは、都道府県知事等を経由してするものとする。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合については、この限りでない。

(職員の派遣のあっせん)

第百五十二条 都道府県知事等又は市町村長等は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に対し、前条第一項の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

2 都道府県知事等又は市町村長等は、国民の保護のための措置の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に対し、都道府県知事等にあっては地方自治法第二百五十二条の十七第一項の職員の派遣について、市町村長等にあっては同項の職員又は地方独立行政法人法第百二十四条第一項の職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項の特定地方独立行政法人（次条において「特定指定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣について、あっせんを求めることができる。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定によりあっせんを求める場合について準用する。

(職員の派遣義務)

第百五十三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに特定指定公共機関及び特定指定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあっせんがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(職員の身分取扱い)

第百五十四条 災害対策基本法第三十二条の規定は、前条又は他の法律の規定により国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「災害派遣手当」とあるのは、「武力攻撃災害等派遣手当」と読み替えるものとする。

(交通の規制等)

第百五十五条 都道府県公安委員会は、住民の避難、緊急物資の運送その他の国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施されるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

## 2 災害対策基本法第七十六条第二項、第七十六条の二、第七十六条の三及び第七十六条の五の規定は、前項の規定による通行の禁止又は制限について準用する。この場合において、同法

第七十六条の二第五項中「前条第一項」とあり、同法第七十六条の三第五項中「第七十六条第一項」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百五十五条第一項」と、同条第一項、第三項及び第四項並びに同法第七十六条の五中「災害応急対策」とあるのは「国民の保護のための措置」と、同法第七十六条の三第三項及び第六項中「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」とあるのは「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官」と読み替えるものとする。

### (電気通信設備の優先利用等)

第百五十六条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、国民の保護のための措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

### (赤十字標章等の交付等)

第百五十七条 何人も、武力攻撃事態等において、特殊信号(第一追加議定書(千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)第八条(m)の特殊信号をいう。次項及び第三項において同じ。)又は身分証明書(第一追加議定書第十八条3の身分証明書をいう。次項及び第三項において同じ。)をみだりに使用してはならない。

2 指定行政機関の長又は都道府県知事は、武力攻撃事態等においては、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律(昭和二十二年法律第百五十九号。次項及び第四項において「赤十字標章法」という。)第一条及び前項の規定にかかわらず、指定行政機関の長にあっては避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関又は当該指定行政機関の職員

(その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。次条第二項第一号において同じ。)である医療関係者(第八十五条第一項の政令で定める医療関係者をいう。以下この項及び次項において同じ。)に対し、都道府県知事にあってはその管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関若しくは医療関係者又は当該避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関若しくは医療関係者に対し、これらの者(これらの者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。以下この項において同じ。)又はこれらの者が行う医療のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(次項及び次条において「場所等」という。)を識別させるため、赤十字標章等(白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章をいう。次項及び第四項において同じ。)、特殊信号又は身分証明書を交付し、又は使用させることができる。

3 前項に規定する医療機関及び医療関係者以外の医療機関及び医療関係者は、武力攻撃事態等においては、赤十字標章法第一条及び第一項の規定にかかわらず、これらの者(これらの者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。以下この項において同じ。)又はこれらの者が行う医療のために使用される場所等を識別させるため、あらかじめ、医療機関である指定公共機関にあっては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長の、医療機関である指定地方公共機関にあっては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事の、他の医療機関及び医療関係者にあっては当該者が医療を行う地域を管轄する都道府県知事の許可を受けて、赤十字標章等、特殊信号又は身分証明書を使用することができる。

4 赤十字標章法第三条の規定は、武力攻撃事態等においては、適用しない。ただし、対処基本方針が定められる前に同条の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、同条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、前項の規定にかかわらず、赤十字標章等を使用することができる。

### (特殊標章等の交付等)

第百五十八条 何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章(第一追加議定書第六十六条3の国際的な特殊標章をいう。次項及び第三項において同じ。)又は身分証明書(同条3の身分証明書をいう。次項及び第三項において同じ。)をみだりに使用してはならない。

2 次の各号に掲げる者(以下この項において「指定行政機関長等」という。)は、武力攻撃事態等においては、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める職員で国民の保護のための措置に係る職務を行うもの(指定行政機関長等の委託により国民の保護のための措置に係る業務を行う者を含む。)又は指定行政機関長等が実施する国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をする者に対し、これらの者又は当該国民の保護のための措置に係るこれらの者が行う職務、業務若しくは協力のために使用される場所等を識別させるため、特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させることができる。

一 指定行政機関の長 当該指定行政機関の職員

二 都道府県知事 当該都道府県の職員(次号及び第五号に定める職員を除く。)

- 三 警視総監及び道府県警察本部長 当該都道府県警察の職員
- 四 市町村長 当該市町村の職員（次号及び第六号に定める職員を除く。）
- 五 消防長 その所轄の消防職員
- 六 水防管理者 その所轄の水防団長及び水防団員

3 指定公共機関又は指定地方公共機関は、武力攻撃事態等においては、第一項の規定にかかわらず、当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民の保護のための措置に係る業務を行う者を含む。）若しくは当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をする者又は当該国民の保護のための措置に係るこれらの者が行う業務若しくは協力のために使用される場所等を識別させるため、あらかじめ、指定公共機関にあっては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長の、指定地方公共機関にあっては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事の許可を受けて、特殊標章又は身分証明書を使用することができる。

## 第七章 財政上の措置等

### （損失補償等）

第一百五十九条 国及び地方公共団体は、第八十一条第二項、第三項若しくは第四項（同条第一項に係る部分を除く。）、第八十二条、第百十三条第一項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）、同条第五項（同条第一項に係る部分に限る。）において準用する災害対策基本法第六十四条第七項若しくは第八項、第百二十五条第四項又は第百五十五条第二項において準用する同法第七十六条の三第二項後段（同条第三項又は第四項において準用する場合を含む。）の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 都道府県は、第八十五条第一項の規定による要請に応じ、又は同条第二項の規定による指示に従って医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

3 前二項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

### （損害補償）

第一百六十条 国及び地方公共団体は、第七十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条第一項、第百十五条第一項又は第百二十三条第一項の規定による要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれら的原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 都道府県は、第八十五条第一項の規定による要請に応じ、又は同条第二項の規定による指示に従って医療を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれら的原因によって受ける損害を補償しなければならない。

3 前二項の規定の実施に関し必要な手續は、政令で定める。

### （総合調整及び指示に係る損失の補てん）

第一百六十一条 国は、国民の保護のための措置（第百四十一条に規定する武力攻撃災害の復旧に関する措置を除く。）の実施に関し、都道府県又は指定公共機関に対し、事態対処法第十四条第一項の規定により対策本部長が総合調整を行い、又は第五十六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項、第六十八条、第七十三条第一項（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第八十八条第一項の規定により内閣総理大臣が指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって当該都道府県又は指定公共機関が損失を受けたときは、それぞれ、当該都道府県又は指定公共機関に対し、政令で定めるところにより、その損失を補てんしなければならない。ただし、当該都道府県又は指定公共機関の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

2 都道府県は、国民の保護のための措置の実施に関し、市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、第二十九条第一項の規定により都道府県対策本部長が総合調整を行い、又は第六十七条第二項（第六十九条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第七十三条第二項（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事が指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、それぞれ、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、政令で定めるところにより、その損失を補てんしなければならない。ただし、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

3 前二項の規定の実施に関し必要な手續は、政令で定める。

(被災者の公的徴収金の減免等)

第百六十二条 国は、別に法律で定めるところにより、武力攻撃災害による被災者の国税その他国 の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置を講ずることができる。

2 地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、又は当該地方公共団体の条例で定めるところにより、武力攻撃災害による被災者の地方税その他地方公共団体の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置を講ずることができる。

(国有財産等の貸付け等の特例)

第百六十三条 国は、国民の保護のための措置を実施するため必要があると認める場合において、国有財産又は国有の物品を貸し付け、又は使用させるとときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、又は時価より低く定めることができる。

2 地方公共団体は、国民の保護のための措置を実施するため必要があると認める場合において、その所有に属する財産又は物品を貸し付け、又は使用させるとときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、又は時価より低く定めることができる。

(国民の保護のための措置等に要する費用の支弁)

第百六十四条 法令に特別の定めがある場合を除き、国民の保護のための措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁する。

(他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁)

第百六十五条 第十二条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第八十六条又は第百十九条の規定により他の地方公共団体の長等の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を支弁しなければならない。

2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(都道府県知事が市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁)

第百六十六条 第十四条第一項に規定する市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなる前に当該市町村の長が実施した国民の保護のための措置又は当該市町村に対して他の市町村の長が実施した応援のために通常要する費用で、同項に規定する市町村に支弁させることが困難であると認められるものについては、当該市町村の属する都道府県が支弁する。

(市町村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁)

第百六十七条 都道府県は、都道府県知事が第七十六条第一項の規定によりその権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたときは、当該市町村長による救援の実施に要する費用を支弁しなければならない。

2 都道府県知事は、第七十六条第一項の規定によりその権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたとき、又は都道府県が救援の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、救援を必要とする避難住民等の現在地の市町村に救援の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。

(国及び地方公共団体の費用の負担)

第百六十八条 次に掲げる費用のうち、第百六十四条から前条まで（第百六十五条第二項及び前条第二項を除く。第三項において同じ。）の規定により地方公共団体が支弁したもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国が負担する。ただし、地方公共団体の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当、地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの並びに地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で政令で定めるものについては、地方公共団体が負担する。

一 第二章に規定する住民の避難に関する措置に要する費用

二 第三章に規定する避難住民等の救援に関する措置に要する費用

三 第四章に規定する武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用

四 第百五十九条から第百六十一条までに規定する損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する費用（地方公共団体に故意又は重大な過失がある場合を除く。）

2 第四十二条第一項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が地方公共団体の長等と共同して行う訓練に係る費用で第百六十四条の規定により地方公共団体が支弁したものについては、政令で定めるものを除き、国が負担する。

3 前二項の規定により国が負担する費用を除き、第百六十四条から前条までの規定により地方公共団体が支弁する費用については、地方公共団体が負担する。

(国の補助)

第百六十九条 国は、地方公共団体が国民の保護のための措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用で前条第三項の規定により当該地方公共団体が負担するものについて、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

### (起債の特例)

第百七十条 次に掲げる場合においては、政令で定める地方公共団体は、政令で定める年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができます。

- 一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの武力攻撃災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- 二 国民の保護のための措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- 2 前項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもって引き受けるものとする。
- 3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率、償還の方法その他地方債に関し必要な事項は、政令で定める。

### (武力攻撃災害の復旧に係る財政上の措置)

第百七十二条 前三条の規定にかかわらず、第百四十一条に規定する武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置については、別に法律で定めるところによる。

- 2 前項の法律においては、武力攻撃災害の復旧に関する措置が的確かつ迅速に実施されるよう国費による必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、第一項の法律が施行されるまでの間においては、武力攻撃災害の復旧に関する措置が的確かつ迅速に実施されるよう必要な財政上の措置を講ずるものとする。

## 第八章 緊急対処事態に対処するための措置

### (国、地方公共団体等の責務)

第百七十二条 国は、国民の安全を確保するため、緊急対処事態（事態対処法第二十二条第一項の緊急対処事態をいう。以下同じ。）においては、その組織及び機能の全てを挙げて自ら緊急対処保護措置（緊急対処事態対処方針（同項の緊急対処事態対処方針をいう。以下同じ。）が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が第八十三条において準用するこの法律の規定に基づいて実施する事態対処法第二十二条第三項第二号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。以下同じ。）を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急対処保護措置を的確かつ迅速に支援し、並びに緊急対処保護措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、緊急対処事態においては、緊急対処事態対処方針に基づき、自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する責務を有する。
- 3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、緊急対処事態においては、この法律で定めるところにより、その業務について、緊急対処保護措置を実施する責務を有する。
- 4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、緊急対処保護措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

### (国民の協力等)

第百七十三条 国民は、この法律の規定により緊急対処保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

- 2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。
- 3 国及び地方公共団体は、自主防災組織及びボランティアにより行われる緊急対処保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

### (基本的人権の尊重)

第百七十四条 緊急対処保護措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

- 2 前項に規定する緊急対処保護措置を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該緊急対処保護措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。

### (国民の権利利益の迅速な救済)

第百七十五条 国及び地方公共団体は、緊急対処保護措置の実施に伴う損失補償、緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めなければならない。

(指定行政機関及び指定地方行政機関の実施する緊急対処保護措置)

第百七十六条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、その所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

(都道府県の実施する緊急対処保護措置)

第百七十七条 都道府県知事は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

2 都道府県の委員会及び委員は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

3 第十一条第三項及び第四項の規定は、都道府県知事等が前二項の規定により緊急対処保護措置を実施する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「対処基本方針」とあるのは、「緊急対処事態対処方針」と読み替えるものとする。

(市町村の実施する緊急対処保護措置)

第百七十八条 市町村長は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

2 市町村の委員会及び委員は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

3 第十六条第三項から第五項までの規定は、市町村長等が前二項の規定により緊急対処保護措置を実施する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「対処基本方針」とあるのは「緊急対処事態対処方針」と、同条第五項中「第十一条第四項」とあるのは「第百七十七条第三項において準用する第十一条第四項」と読み替えるものとする。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する緊急対処保護措置)

第百七十九条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その業務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、指定公共機関及び指定地方公共機関が前項の規定により緊急対処保護措置を実施する場合について準用する。

(安全の確保)

第百八十一条 国は指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急対処保護措置について、都道府県は当該都道府県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る緊急対処保護措置について、市町村は当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る緊急対処保護措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。

(緊急対処事態対策本部の所掌事務等)

第百八十二条 緊急対処事態対策本部（事態対処法第二十三条第一項の緊急対処事態対策本部をいう。次項において同じ。）は、事態対処法第二十四条において準用する事態対処法第十二条第一号に掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急対処保護措置の総合的な推進に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属する事務

2 第二十四条第二項から第七項までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、同条第二項中「国民の保護のための措置」とあるのは、「緊急対処保護措置」と読み替えるものとする。

(基本指針等の必要記載事項)

第百八十三条 政府は、緊急対処事態に備えて、基本指針において、第三十二条第二項各号に掲げる事項のほか、緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

2 指定行政機関の長、都道府県知事、市町村長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画において、第三十三条第二項各号、第三十四条第二項各号、第三十五条第二項各号及び第三十六条第三項各号に掲げる事項のほか、緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3 都道府県知事及び市町村長が前項の規定により緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項を定める場合における第三十七条第二項及び第三十九条第二項の規定の適用については、第三十七条第二項第一号及び第三十九条第二項第一号中「国民の保護のための措置」とあるのは、「国民の保護のための措置（緊急対処保護措置を含む。）」とする。

(準用)

第一百八十三条 第七条、第八条及び第九条第一項、第一章第二節（第十条、第十二条、第十六条、第二十一条及び第二十二条を除く。）及び第三節（第二十四条並びに第二十九条第四項及び第七項を除く。）、第四十二条、第二章（第五十六条、第六十条、第六十八条及び第七十三条第一項を除く。）、第三章（第八十八条及び第九十三条を除く。）、第四章、第五章第二節及び第三節、第一百四十二条、第一百四十三条、第一百四十四条、第一百四十七条及び第一百五十五条から第一百五十六条まで並びに第七章（第一百六十一条第一項を除く。）の規定は、緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条第一項	武力攻撃災害	緊急対処事態における災害 (武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。以下同じ。)
第十五条第一項	第二十条	第一百八十三条において準用する第二十条
第十五条第二項及び第三項、第二十条第二項、第二十三条、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第五十一条、第五十二条第一項から第四項まで、第五十三条、第五十四条第八項、第七十三条第三項、第七十四条、第九十七条第三項から第五項まで、第一百条第三項、第一百五条第二項、第七項から第十項まで及び第十二項、第一百二十七条第三項及び第五項並びに第一百二十八条第一項	対策本部長	緊急対処事態対策本部長
第十八条第二項	第十二条第一項後段	第一百八十三条において準用する第十二条第一項後段
第二十条第一項	第十五条第一項	第一百八十三条において準用する第十五条第一項
第二十三条の見出し	武力攻撃等	緊急対処事態における攻撃等
第二十三条、第四十四条第一項及び第七十三条第四項	、武力攻撃	、緊急対処事態における攻撃
第二十三条、第七十四条第二項、第七十五条第一項、第八十五条第一項、第九十一条第一項、第九十四条第一項、第九十七条（見出しを含む。）、第九十八条第一項及び第三項、第九十九条第二項第一号、第一百二条第一項から第三項まで、第五項及び第八項、第一百三条の見出し並びに同条第一項、第三項及び第五項、第一百四条の見出し、第一百六条（見出しを含む。）、第一百十二条第一項及び第二項、第一百十二条第一項及び第五項、第一百十三条第一項から第三項まで、第一百十四条第一項及び第二項、第一百十五条、第一百十六条第一項、第一百十七条（見出しを含む。）、第一百十八条（見出しを含む。）、第一百十九条第一項及び第二項、第一百十二条、第一百二十三条第一項、第一百二十四条第一項、第一百二十五条第一項、第一百二十六条第一項、第一百三十八条（見出しを含む。）、第一百三十九条、第一百四十二条（見出しを含む。）、第一百六十二条、第一百六十八条第一項第三号、第一百七十条第一項第一号並びに第一百七十二条（見出しを含む。）	武力攻撃災害	緊急対処事態における災害
第二十五条第一項	事態対処法第九条第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により対処基本方針の案又は対処基本方	事態対処法第二十二条第四項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により緊急対処事態対処方針の案又は緊急対処事態対処方針の変更の案

	針の変更の案	
	第二十七条第一項	第一百八十三条において準用する第二十七条第一項
第二十五条第一項及び第二十七条第一項	都道府県国民保護対策本部 市町村国民保護対策本部	都道府県緊急対処事態対策本部 市町村緊急対処事態対策本部
第二十六条、第四十五条第一項、第六十三条第一項及び第二項、第六十七条第五項、第七十条第三項、第七十二条、第百条第一項及び第三項、第百一条、第百八条第一項、第百二十七条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第百五十二条第一項	前条第一項	第一百八十三条において準用する前条第一項
第二十七条第一項	第二十五条第二項	第一百八十三条において準用する第二十五条第二項
第二十八条第一項	都道府県国民保護対策本部長 市町村国民保護対策本部長	都道府県緊急対処事態対策本部長 市町村緊急対処事態対策本部長
第二十九条第八項	、対策本部長	、緊急対処事態対策本部長
第三十条	第二十五条第四項	第一百八十三条において準用する第二十五条第四項
第三十一条	第二十七条から前条まで	第一百八十三条において準用する第二十七条から前条まで（第二十九条第四項及び第七項を除く。）
第四十四条第一項、第九十七条第五項、第百二条第八項、第百五条第九項及び第百七条第一項	対処基本方針	緊急対処事態対処方針
第四十四条第二項第二号	武力攻撃が	緊急対処事態における攻撃が
第四十五条の見出し	対策本部長等	緊急対処事態対策本部長等
第四十六条、第百八条第二項、第百二十八条第一項及び第百六十九条	前条第三項	第一百八十三条において準用する前条第三項
第四十七条第一項、第四十九条、第七十五条第一項、第百四十条及び第百五十四条	前条	第一百八十三条において準用する前条
第四十八条及び第百五条第八項	第四十五条	第一百八十三条において準用する第四十五条
第四十九条	第四十五条第一項	第一百八十三条において準用する第四十五条第一項
第五十条	第四十五条第二項	第一百八十三条において準用する第四十五条第二項
第五十一条第二項	第四十五条から前条まで	第一百八十三条において準用する第四十五条から前条まで
第五十二条第一項及び第七十三条第三項	第四十四条第一項	第一百八十三条において準用する第四十四条第一項
第五十二条第三項	第五十四条第一項	第一百八十三条において準用する第五十四条第一項
第五十二条第七項	第四十六条	第一百八十三条において準用する第四十六条
第五十二条第八項	第四十九条	第一百八十三条において準用する第四十九条
第五十三条第三項	前条第四項から第八項まで	第一百八十三条において準用する前条第四項から第八項まで
第五十四条第二項	第五十二条第二項各号	第一百八十三条において準用する第五十二条第二項各号
第五十四条第四項及び第六十一条第四項	第四十七条第二項	第一百八十三条において準用する第四十七条第二項

第五十五条第一項	第五十三条第一項	第百八十三条において準用する第五十三条第一項
第五十五条第二項	前条第一項後段	第百八十三条において準用する前条第一項後段
第五十五条第三項	前条第七項	第百八十三条において準用する前条第七項
第五十七条及び第一百一条	第五十条	第百八十三条において準用する第五十条
第五十七条並びに第五十八条第七項及び第九項	第五十四条第七項	第百八十三条において準用する第五十四条第七項
第五十七条	第五十五条第三項	第百八十三条において準用する第五十五条第三項
第五十八条第四項	第五十四条第三項	第百八十三条において準用する第五十四条第三項
第五十八条第六項	第五十四条第六項	第百八十三条において準用する第五十四条第六項
第五十八条第八項及び第六十九条第一項	第五十五条第一項	第百八十三条において準用する第五十五条第一項
第六十三条第一項	第七十六条第一項、第七十八条第一項	第七十八条第一項
	第七十七条の四第一項	第七十七条の四第二項
第六十四条第一項、第六十六条第一項、第六十七条第二項、第六十九条第二項及び第七十条第一項	第六十二条第一項	第百八十三条において準用する第六十二条第一項
第六十九条第二項	第六十二条及び	第百八十三条において準用する第六十二条及び
第七十一条第一項	第七十三条第二項から第四項まで	第百八十三条において準用する第七十三条第二項から第四項まで
第七十二条	指定公共機関又は指定地方公共機関	指定地方公共機関
	指定公共機関にあっては対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては都道府県対策本部長	都道府県対策本部長
第七十三条の見出し	内閣総理大臣等	都道府県知事
第七十三条第三項及び第四項	内閣総理大臣及び都道府県知事	都道府県知事
	指定公共機関及び指定地方公共機関	指定地方公共機関
第七十三条第三項及び第一百六十二条第三項	前二項	前項
第七十三条第四項	第一項及び第二項	第二項
第七十四条第一項	第五十二条第一項	第百八十三条において準用する第五十二条第一項
第七十五条第一項第一号及び第八十四条第一項	第八十二条	第百八十三条において準用する第八十二条
第七十七条第二項	第八十条第一項	第百八十三条において準用する第八十条第一項
第七十八条	第百三十五条第二項	第百八十三条において準用する第百三十五条第二項
第七十九条第一項	第百五十五条第一項	第百八十三条において準用する第百五十五条第一項
第七十九条第二項	第七十一条第二項	第百八十三条において準用する第七十一条第二項
	第七十三条	第百八十三条第二項から第四項

		まで
第八十一条第一項	次条第一項	第百八十三条において準用する次条第一項
第八十二条第一項	第八十四条第一項	第百八十三条において準用する第八十四条第一項
第八十三条第一項、第八十四条第一項及び第百五十九条第一項	第八十一条第二項	第百八十三条において準用する第八十一条第二項
第八十四条第二項	第八十一条第三項	第百八十三条において準用する第八十一条第三項
第九十六条第三項及び第百五十二条第三項	前条第二項	第百八十三条において準用する前条第二項
第九十七条第七項、第百四条、第百五条第一項及び第七項、第百七条第一項並びに第百二十一条	武力攻撃に	緊急対処事態における攻撃に
第九十九条第一項	武力攻撃災害が	緊急対処事態における災害が
	武力攻撃災害による	緊急対処事態における災害による
	武力攻撃災害緊急通報	緊急対処事態における災害に係る緊急通報
第一百条第二項	第四十七条	第百八十三条において準用する第四十七条
第一百二条第四項	第百十九条第三項	第百八十三条において準用する第百十九条第三項
第一百三条第一項	第百七条	第百八十三条において準用する第百七条
第一百五条の見出し並びに同条第七項第一号及び第二号、第十一項、第十三項並びに第十四項	武力攻撃原子力災害	緊急対処事態における攻撃による原子力災害
第一百九条第一項及び第百五十三条	前二条	第百八十三条において準用する前二条
第一百九条第三項	第百七条第三項	第百八十三条において準用する第百七条第三項
第一百十条	第百七条第二項	第百八十三条において準用する第百七条第二項
第一百二十条及び第百七十一条第一項	前三条	第百八十三条において準用する前三条
第一百二十一条第一項	第百二十一条第一項	第百八十三条において準用する同法第百二十一条第一項
第一百五十一条第一項	第百五十三条	第百八十三条において準用する第百五十三条
第一百五十二条第二項	次条	第百八十三条において準用する次条
第一百五十五条第二項	第百五十五条第一項	第百八十三条において準用する同法第百五十五条第一項
第一百五十九条第二項及び第百六十条第二項	第八十五条第一項	第百八十三条において準用する第八十五条第一項
第一百六十条第一項	第七十条第一項	第百八十三条において準用する第七十条第一項
第一百六十一条第二項	第二十九条第一項	第百八十三条において準用する第二十九条第一項
	第六十七条第二項	第百八十三条において準用する第六十七条第二項
	第六十九条第二項	第百八十三条において準用する第六十九条第二項
	第七十九条第二項	第百八十三条において準用する第七十九条第二項
第一百六十五条第一項	第十二条第一項	第百八十三条において準用する第十二条第一項

第一百六十六条	第十四条第一項	第百八十三条において準用する第十四条第一項
第一百六十七条	第七十六条第一項	第百八十三条において準用する第七十六条第一項
第一百六十八条第一項及び第三項	第一百六十四条から前条まで	第百八十三条において準用する第百六十四条から前条まで
第一百六十八条第一項	第一百六十五条第二項	第百八十三条において準用する第百六十五条第二項
	第二章	第百八十三条において準用する第二章（第五十六条、第六十条、第六十八条及び第七十三条第一項を除く。）
	第三章	第百八十三条において準用する第三章（第八十八条及び第九十三条を除く。）
	第四章	第百八十三条において準用する第四章
	第一百五十九条から第一百六十一条まで	第百八十三条において準用する第百五十九条、第一百六十条並びに第一百六十一条第二項及び第三項
第一百六十八条第二項	第四十二条第一項	第百八十三条において準用する第四十二条第一項
	第一百六十四条	第百八十三条において準用する第一百六十四条
第一百七一条第一項	第一百四十二条	第百八十三条において準用する第一百四十二条

## 第九章 雜則

### （大都市の特例）

第一百八十四条 第三章第一節（第七十六条及び第七十九条第二項（第七十一条第二項に係る部分を除く。）を除き、前条において準用する場合を含む。）並びに第一百四十八条、第一百四十九条、第一百五十七条第二項、第一百五十九条第二項（前条において準用する場合を含む。）及び第一百六十条第二項（前条において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は都道府県知事が処理することとされている事務は、指定都市においては、指定都市又は指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、これらの規定中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

- 2 前項の場合における第七十四条の規定の適用については、同条第一項中「避難先地域を管轄する都道府県知事」とあるのは「避難先地域を管轄する都道府県知事を経由して、避難先地域となる当該都道府県の区域内の指定都市の長」と、同条第二項中「当該被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事」とあるのは「当該被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事を経由して、当該被災者が発生した当該都道府県の区域内の指定都市の長」とする。
- 3 第一項の場合において、指定都市の長は、第一百四十八条第一項の規定による指定をし、又は第一百四十九条の規定による届出があったときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

### （特別区についてのこの法律の適用等）

第一百八十五条 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

- 2 第六十二条第二項から第四項まで（これらの規定を第六十九条第二項（第百八十三条において準用する場合を含む。）及び第一百八十三条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第六十六条第一項及び第七十条（これらの規定を第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定は、特別区の長が避難住民を誘導する場合について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）の管理者又は長（地方自治法第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十五条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く消防組合にあっては、理事。以下同じ。）」とあり、同条第四項中「当該消防組合の管理者又は長」とあるのは「都知事」と、同条第二項及び第四項中「当該消防組合を組織する市町村」とあるのは「特別区」と、「当該市町村」とあるのは「当該特別区」と、「当該消防組合の

消防長」とあるのは「特別区の消防長」と、「消防団長」とあるのは「当該特別区の消防団長」と読み替えるものとする。

(事務の区分)

第百八十六条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務（都道府県警察が処理することとされているものを除く。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(政令への委任)

第百八十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則

第百八十八条 第百三条第三項（同条第五項（第百八十三条において準用する場合を含む。）及び第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長若しくは地方公共団体の長の命令又は第百六条（第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、原子力規制委員会及び国土交通大臣）の命令に従わなかった者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第八十二条第三項（第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事（第七十六条第一項（第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定によりその権限を市町村長が行う場合にあっては、当該市町村長）の保管命令又は第八十二条第四項（第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長の保管命令に従わず、特定物資を隠匿し、損壊し、廃棄し、又は搬出した者

二 第百五十七条第一項の規定に違反して同項の特殊信号若しくは身分証明書をみだりに使用し、又は第百五十八条第一項の規定に違反して同項の特殊標章若しくは身分証明書をみだりに使用した者

第百九十条 第百五十五条第一項（第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による都道府県公安委員会の禁止又は制限に従わなかった車両の運転者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百九十二条 第百八条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号（これらの規定を同条第二項（第百八十三条において準用する場合を含む。）及び第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長若しくは都道府県知事又は市町村長、消防組合の管理者若しくは長若しくは警視総監若しくは道府県警察本部長の命令に従わなかった者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八十四条第一項若しくは第二項（これらの規定を第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項（第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第百五十五条第一項前段（第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）又は関係地方公共団体の長に通報しなかった原子力防災管理者

三 第百二十五条第七項（第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、国宝又は特別史跡名勝天然記念物の滅失、毀損その他の被害を防止するため必要な措置の実施を拒み、又は妨げた者

第百九十三条 第百二条第七項（第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による警察官若しくは海上保安官の制限若しくは禁止若しくは退去命令又は第百四十二条（第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による市町村長、都道府県知事、警察官若しくは海上保安官若しくは出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官の制限若しくは禁止若しくは退去命令に従わなかった者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

第百九十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百八十八条、第百八十九条第一号又は第百九十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(調整規定)

第二条 文化財保護法の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十一号）の施行日の前日までの間における第百二十五条の規定の適用については、同条第一項中「第七十八条第一項」とあるのは「第五十六条の十第一項」と、「第一百九条第一項」とあるのは「第六十九条第一項」と、

「第八十条」とあるのは「第五十六条の十二」と、「第一百九条第二項」とあるのは「第七十四条第二項」と、「第一百十五条第一項」とあるのは「第七十二条第一項」と、「第一百七十二条第一項」とあるのは「第九十五条第一項」と、同条第二項中「第一百八十八条第三項」とあるのは「第一百三条第三項」と、同条第四項中「第一百九条第二項」とあるのは「第六十九条第二項」と、同条第五項から第七項までの規定中「第一百八十六条第一項」とあるのは「第一百一条第一項」とする。

（調整規定）

第十四条 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日が建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日後となる場合における附則第十二条の規定の適用については、同条中「「第三項」とあるのは「「第四項」」とする。

附 則（平成一四年七月三一日法律第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第二条第二項、第五条、第十七条、第二十七条及び第三十条から第三十二条までの規定  
公布の日

（処分等の効力）

第三十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした处分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年六月二日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年六月一八日法律第一一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、景観法（平成十六年法律第百十号）の施行の日から施行する。ただし、第一条中都市計画法第八条、第九条、第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十六条中都市緑地法第三十五条の改正規定、第十七条、第十八条、次条並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年六月一八日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の効力発生の日から施行する。

附 則（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第百十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定のある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年六月七日法律第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十六条の規定、附則第三十一条の規定及び附則第三十二条の規定 公布の日（罰則の適用に関する経過措置）

第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年一二月八日法律第一〇六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律目次の改正規定（「第二十六条」を「第二十六条の二」に改める部分及び「第七章 新感染症（第四十五条一第五十三条）」を「／第七章 新感染症（第四十五条一第五十三条）／第七章の二 結核（第五十三条の二一第五十三条の十五）／」に改める部分に限る。）、同法第六条第二項から第六項までの改正規定（同条第三項第二号に係る部分に限る。）及び同条第十一項の改正規定、同条に八項を加える改正規定（同条第十五項、第二十一項第二号及び第二十二項第十号に係る部分に限る。）、同法第十条第六項を削る改正規定、同法第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第三十七条の次に一条を加える改正規定、同法第三十八条から第四十四条まで及び第四十六条の改正規定、同法第四十九条の次に一条を加える改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定、同法第五十七条及び第五十八条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第五十九条から第六十二条まで及び第六十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十五条、第六十五条の二（第三章に係る部分を除く。）及び第六十七条第二項の改正規定、第二条の規定並びに次条から附則第七条まで、附則第十三条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の項の改正規定中第三章に係る部分を除く。）及び附則第十四条から第二十三条までの規定は、平成十九年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十四条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年一二月二二日法律第一一八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二〇年五月二日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二〇年六月一八日法律第七五号）抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年一二月三日法律第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条第一項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）並びに附則第二条第三項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）、第五条、第六条、第十四条第一項、第三十四条及び第八十七条の規定 公布の日

二及び三 略

四 附則第十七条、第二十一条から第二十六条まで、第三十七条、第三十九条、第四十一条から第四十八条まで、第五十条、第五十五条、第六十一条、第六十五条、第六十七条、第七十一条及び第七十八条の規定 施行日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日（罰則の適用に関する経過措置）

第八十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八十七条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年九月五日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六条、第八十条、第八十一条、第八十六条、第一百条第十四項及び第十五項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第一百九条の改正規定、第一百九条の二を削る改正規定、第一百十条、第一百十一条、第一百二十七条第一項、第二百七条及び第二百五十条の二第一項の改正規定、第二編第十一章第二節第五款中第二百五十二条を第二百五十一条の六とし、同条の次に二条を加える改正規定、同章第三節第一款中第二百五十二条の六の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の七の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の八、第二百五十二条の十七の四、第二百五十五条の五及び第二百八十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二百八十七条及び第二百八十七条の三の改正規定、同条を第二百八十七条の四とし、第二百八十七条の二を第二百八十七条の三とし、第二百八十七条の次に一条を加える改正規定、第二百八十八条から第二百九十条まで、第二百九十二条第一項、第二百九十二条の二第四項、第二百九十二条の四第四項、第二百九十二条の六、第二百九十二条の八第二項、第二百九十二条の十三及び第二百九十八条第一項の改正規定並びに別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の項の改正規定並びに附則第三条、第六条、第八条及び第十条から第十四条までの規定、附則第十五条中市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十四条第四項第二号の改正規定並びに附則第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第六条及び第十九条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第十九条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条—第六十七条）」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措

置（第五十九条一第六十七条）／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二一第六十七条の七）／」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二条（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十二条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

#### 附 則（平成二五年六月二一日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（災害対策基本法目次の改正規定（「第三款 被災者の運送（第八十六条の十四）」を「／第三款 被災者の運送（第八十六条の十四）／第四款 安否情報の提供等（第八十六条の十五）／」に、「第八十六条の十五一第八十六条の十七」を「第八十六条の十六一第八十六条の十八」に改め、「第九十条の二」の下に「—第九十条の四」を加える部分に限る。）、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第五章第六節中第八十六条の十七を第八十六条の十八とし、第八十六条の十六を第八十六条の十七とし、第八十六条の十五を第八十六条の十六とする改正規定、同法第五章第五節に一款を加える改正規定及び同法第七章中第九十条の二の次に二条を加える改正規定に限る。）、第三条、第五条及び第六条の規定並びに附則第四条、第六条、第九条、第十条、第十二条（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十七条第三項の改正規定に限る。）、第十三条（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第一項の表第八十六条第一項及び第二項の項の次に次のように加える改正規定、同表第九十条の二第一項及び第二項の項の改正規定、同法第二十八条第二項の表第八十六条の十五第一項及び第二項の項の改正規定、同表第八十六条の十六の項の改正規定及び同表第八十六条の十七第一項及び第二項の項の改正規定に限る。）、第十五条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第八十六条の改正規定に限る。）及び第十六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（武力攻撃事態等における国民の保護の措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 前条の規定（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第八十六条の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行前に前条の規定による改正前の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第八十六条の規定により厚生労働大臣がした指示は、前条の規定の施行後は、同条の規定による改正後の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第八十六条の規定により内閣総理大臣がした指示とみなす。

（政令への委任）

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則（平成二五年一一月二七日法律第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第百二条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等の効力）

第二百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二百一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇三号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日  
(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二六年六月一八日法律第七二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年一一月二一日法律第一一四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二〇日法律第二二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年六月二四日法律第四七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第二条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)及び第五条の規定並びに附則第十二条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十二条(第六項を除く。)、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条(附則第二十四条第一項に係る部分に限る。)、第二十八条(第五項を除く。)、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十四条、第三十六条(附則第二十二条第一項及び第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第三十一条に係る部分に限る。)、第三十七条、第三十八条、第四十一条(第四項を除く。)、第四十二条、第四十三条、第四十五条(第四号から第六号までに係る部分に限る。)、第四十六条(附則第四十三条及び第四十五条(第四号から第六号までに係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、第四十七条、第四十八条及び第七十五条の規定、附則第七十七条中地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十九条の三第三項及び第七百一条の三十四第三項第十七号の改正規定、附則第七十八条第一項から第六項まで及び第七十九条から第八十二条までの規定、附則第八十三条中法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第四十五条第一項の改正規定(同項第二号に係る部分に限る。)、附則第八十五条中登録免許税法別表第一第一百一号の改正規定及び同表第百四号(八)の改正規定、附則第八十七条の規定、附則第八十八条中電源開発促進税法

(昭和四十九年法律第七十九号) 第二条第三号イの改正規定（「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める部分に限る。）並びに附則第九十条から第九十五条まで及び第九十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成二七年九月三〇日法律第七六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【十和田市国民保護計画】

## 別冊

初動対応マニュアル  
避難マニュアル



# 目 次

## 第1編 総 論

第1	本マニュアルの位置づけ	1
第2	本マニュアルの作成の考え方	1
第3	本マニュアルの性格	1
第4	市国民保護計画と他の計画との関係	2
第5	事態発生時の対応フロー	3
第6	事態発生後の関係機関の対応事例	4

## 第2編 初動対応マニュアル

第1章	体制の概要	5
第2章	初動時の情報収集体制	6
第1	発見者通報による収集体制	6
第2	報道情報による収集体制	8
第3	担当課(総務課防災危機管理室)による収集体制	9
第3章	本部体制	12～13

## 第3編 避難マニュアル

第1章	避難マニュアルの概要	14
第1	避難マニュアルの位置づけと目的	14
第2	避難マニュアルの構成	14
第2章	避難措置に係る基本的事項	15
第1	避難誘導における留意点	15～19
第2	避難実施までの基本的事務フロー	20
第3	避難形態の基本的考え方	21
第4	事態類型別の措置の流れ	22～24
第3章	パターン別避難実施要領(ひな形)	25
	基本パターン	26～29
パターン1	屋内避難(事態発生前や時間的ゆとりがある場合)	30
パターン2	屋内避難(時間的ゆとりがない場合)	33
パターン3	市内避難(事態発生前や時間的ゆとりがある場合)	35
パターン4	市内避難(時間的ゆとりがない場合)	38
パターン5	県内避難または県外避難(事態発生前や時間的ゆとりがある場合)	41
パターン6	県内避難または県外避難(時間的ゆとりがない場合)	44
計画変更の経過		47

### 凡例

- ・【法第〇条】における「法」は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)(平成16年法律第112号)」をいう。
- ・【施行令第〇条】における「施行令」は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(国民保護法施行令)(平成16年政令第275号)」をいう。



# 第1編 総論

## 第1 本マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）に基づき作成した十和田市国民保護計画（以下「市国民保護計画」とする。）のうち、下記の内容に係る手順、内容、要領等について具体化するものである。

マニュアル名	市国民保護計画における対応箇所
初動対応マニュアル(第2編)	第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
避難マニュアル(第3編)	第4 警報及び避難指示等

また、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定）において、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成することが求められているが、避難マニュアルの中に、数種の想定事態に応じた避難実施要領の作成例を示す。

なお、十和田市国民保護対策本部（以下「市国民保護対策本部」とする。）及び十和田市緊急対処事態対策本部（以下「市緊急対処事態対策本部」とする。）の詳細な設置手順や事務処理手順等は、十和田市災害対策本部に準ずる。

## 第2 本マニュアル作成の考え方

本マニュアルは、初動対応及び避難実施の手順について具体的に定めることにより、市国民保護計画の内容を補完するものである。従って、極力時系列順に具体的な行動を記し、職員等の迅速かつ的確な行動に資するよう心掛ける。

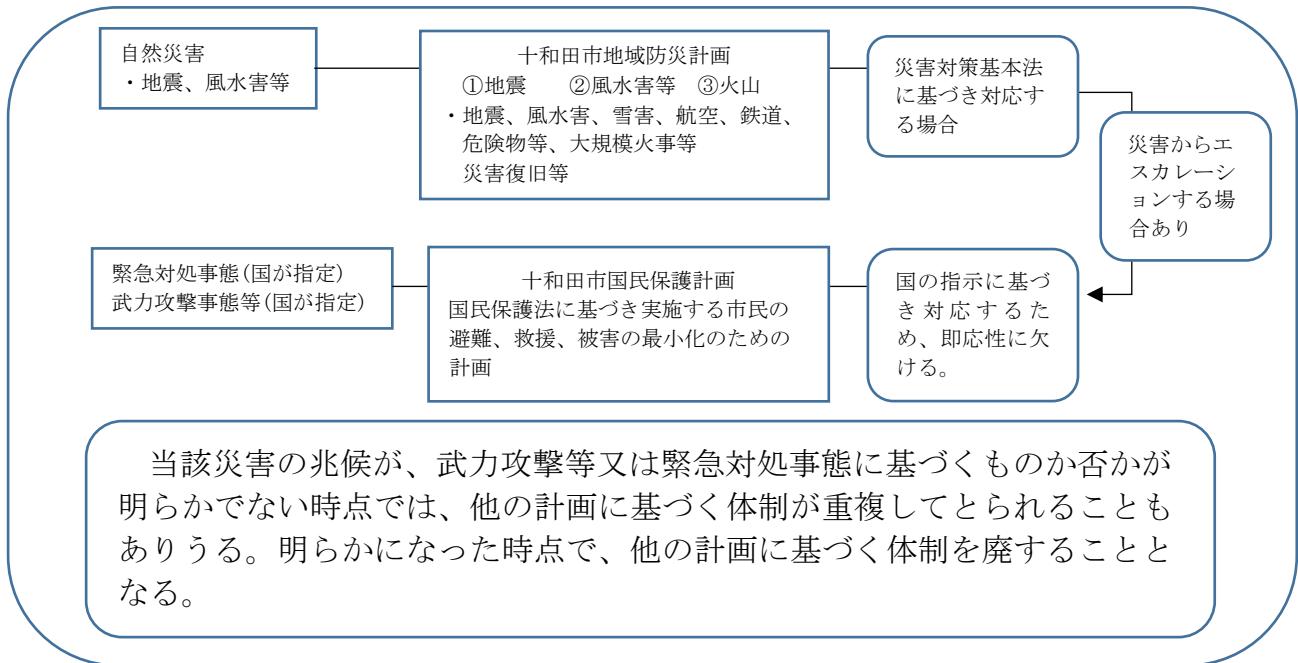
## 第3 本マニュアルの性格

本マニュアルは、具体的な行動手順書であり、また、避難実施要領作成の補助資料であることから、永続的な規範として位置づけられる文書とは違い、訓練などを通じて得られる新たな知見をもとに、絶えず内容を検証し、更新を図っていくべきものである。こうした更新作業が、市国民保護計画の見直しの契機となることもありうると考える。

## 第4 市国民保護計画と他の計画との関係

市国民保護計画及び市地域防災計画の相関関係を図示すると、下記のとおりとなる。

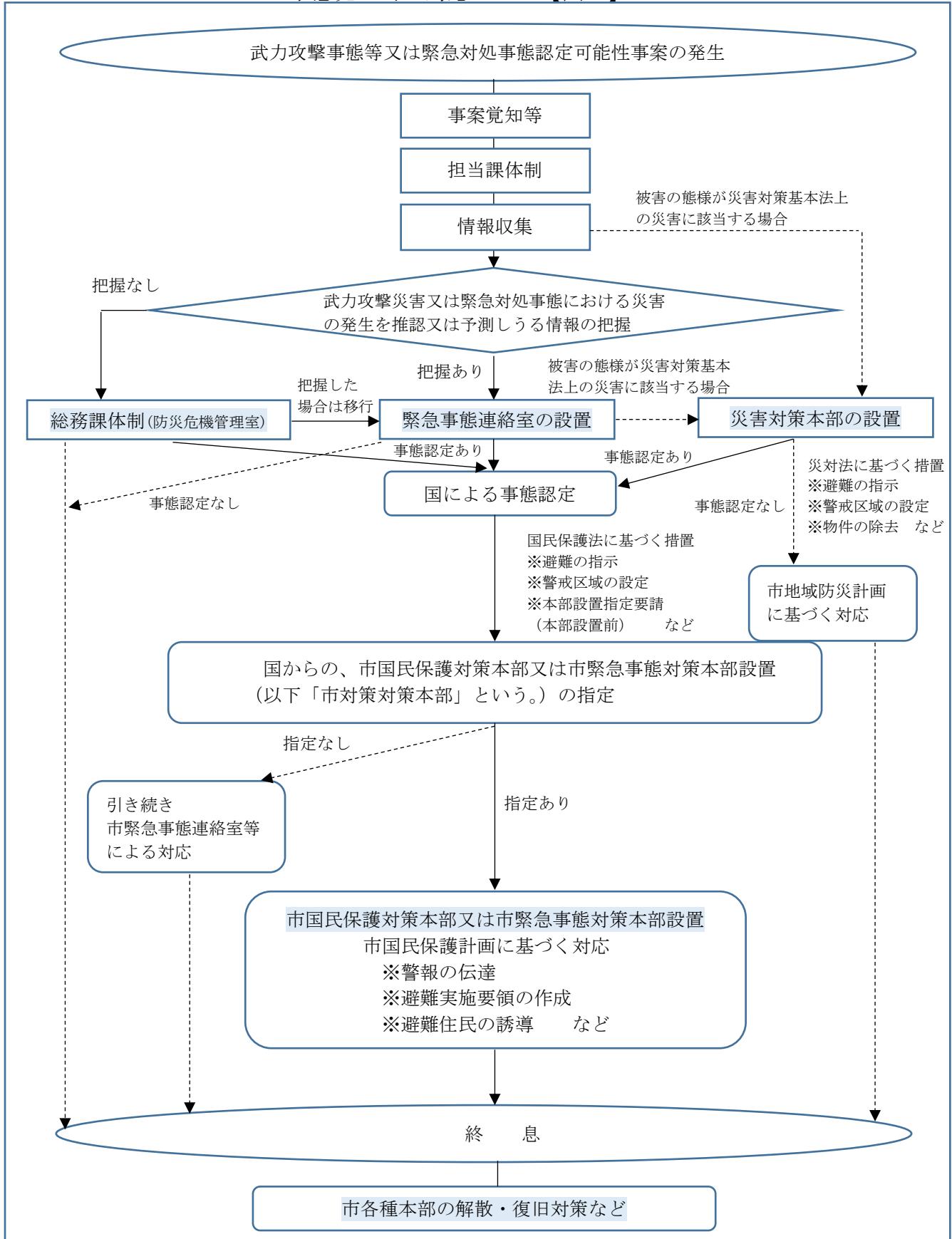
市国民保護計画と他の計画との関係【図1】



## 第5 事態発生時の対応フロー

武力攻撃事態等及び緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案に対する対応の流れは、概ね次のフロー図のとおりである。

事態発生時の対応フロー【図2】



## 第6 事態発生後の関係機関の対応事例(時系列)

対応事例の時系列【図3】

国、事態の状況	県	市	市民
<ul style="list-style-type: none"> <li>●事態の発生</li> <li>○対処基本方針策定</li> <li>○国対策方針策定</li> <li>○国対策本部設置</li> <li>○対策本部指定通知 (閣議決定)</li> <li>○警報の発令</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民保護等連絡室の設置</li> <li>○緊急対策本部設置</li> <li>○受信</li> <li>○県対策本部の設置</li> <li>○受信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総務課体制(防災)</li> <li>○市緊急事態連絡室の設置(災害対策本部)</li> <li>○受信</li> <li>○市対策本部の設置</li> <li>○受信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の受領</li> <li>○警戒</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難措置の指示</li> <li>○受信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受信</li> <li>○避難の指示に関する調整・決定</li> <li>○避難の指示</li> <li>○避難実施要領の策定支援</li> <li>○受信</li> <li>○避難指示の報告</li> <li>○輸送手段の確保</li> <li>○避難誘導の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受信</li> <li>○避難実施要領の策定</li> <li>○受信</li> <li>○避難の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の受領</li> <li>○情報の受領</li> <li>○避難の開始</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○救援の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救援の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受信</li> <li>○避難所の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所への避難</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○警戒区域の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警戒区域の設定</li> <li>○退避の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警戒区域の設定</li> <li>○退避の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区域内からの退避</li> </ul>

## 第2編 初動対応マニュアル

### 第1章 体制の概要

事態の状況に応じ、下表の体制をとることを基本とする。各体制の詳細は、第2章以降に記す。

国民保護における市の体制【表1】

事態の状況		体 制	体制の概要
情報収集			
情報収集の結果	・市内で武力攻撃災害等又は緊急対処事態が発生する可能性が低い場合 [例：国内遠隔地でのテロ]	総務課防災危機管理室体制 (第1種配備)	総務課長の総合調整のもと、防災危機管理室職員が情報収集にあたる。
	・市内で武力攻撃災害等又は緊急対処事態が発生する可能性が多少ある場合 ・市内で武力攻撃災害等又は緊急対処事態の可能性があるか限定的な被害が生じている場合 [例：近傍県でのテロ]	緊急事態連絡室体制 (第2種乙配備)	市長が室長となり、総務部及び消防を中心には、必要に応じ関係部・職員を動員して対応を行う。
	・市内で武力攻撃災害等又は緊急対処事態の発生が十分に予測される場合 ・市内で武力攻撃災害等又は緊急対処事態の可能性があるか大きな被害が生じている場合 [例：近傍市町村でのテロ]	緊急事態連絡室体制 (第2種甲配備)	市長が室長となり、関係する複数の部を動員して対応を行う。
・政府から市対策本部設置の指定を受けた場合 [例：市内でのテロ]	体制 又は 緊急事態 対策 本部 体制	国民保護対策本部体制 (第3種配備)	市長が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。

情報収集開始の契機は、武力攻撃災害等又は緊急対処事態の兆候を発見した者からの通報や、報道情報の入手、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）や緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）による国からの情報提供などが考えられる。

## 第2章 初動時情報収集体制（総務課防災危機管理室体制・第1種配備）

### 第1 発見者通報による場合の情報の流れ

- 1 法第98条第1項により、武力攻撃災害等又は緊急対処事態の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報することとされている。  
本市においては、総務課防災危機管理室又は十和田地域広域事務組合消防本部が通報の窓口となる。
- 2 同条第2項により、発見者から通報を受けた消防吏員、警察官、海上保安官は、速やかにその旨を市町村長へ通報することとされている。  
本市においては、総務課防災危機管理室が通報の窓口となる。

通報先指定電話番号等【表2】

勤務時間中 総務課	<u>TEL 0176(51)6703 FAX 0176(22)5100</u> <u>E-mail somu@city.towada.lg.jp</u>
休日・夜間宿日直担当職員	<u>TEL 0176(23)5111(代表)</u>

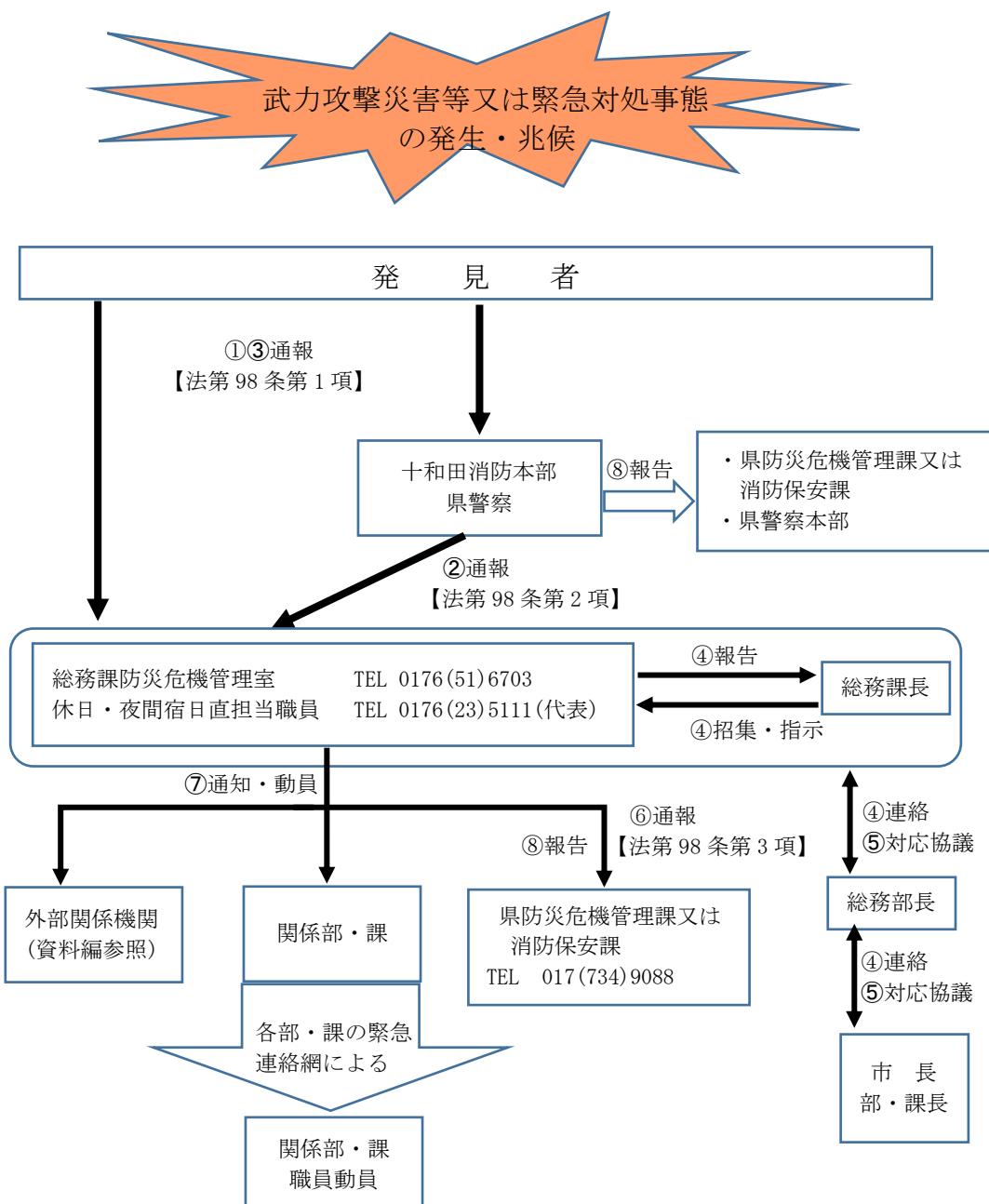
- 3 当該兆候が武力攻撃災害等又は緊急対処事態の兆候か否かが判明できない場合には、発見者が、各危機事案を所管する部・課等へ報告を行うことも考えられる。(市職員が発見者・覚知者であるときは、危機事案を所管する総務課防災危機管理室あてに連絡を行うこと。)
- 4 通報を受けた総務課防災危機管理室は、総務課長に報告を行い、以降、総務課長は必要な総務課員を招集し、指示を行う。
- 5 総務課長は、総務部長に連絡を行い、配備体制や必要な対応について協議を行う。また、武力攻撃災害等又は緊急対処事態における災害の兆候を確認した場合には、速やかに関係部・課長への連絡を行い、配備体制や必要な対応について協議を行う。  
総務部長は、必要により又は逐次、市長及び副市長に報告を行い、必要な指示を受ける。
- 6 法第98条第3項により、武力攻撃災害等又は緊急対処事態における災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、総務課防災危機管理室は、総務課長の指示を受けて、速やかに、その旨を「青森県知事（以下「知事」という。）」に通知しなければならない。青森県（以下「県」という。）においては、防災危機管理課又は消防保安課が通知の窓口となる。

青森県庁通知先電話番号等【表3】

防災危機管理課危機管理対策グループ	<u>TEL 017(734)9088 FAX 017(722)4867</u> <u>E-mail bosaikikikanri@pref.aomori.lg.jp</u>
-------------------	--

- 7 総務課長の指示を受けて、総務課防災危機管理室は十和田地域広域事務組合消防本部、関係部・課のほか、外部の関係機関にも通知する。また体制に応じた職員の動員を行う。
- 8 総務課防災危機管理室及び十和田地域広域事務組合消防本部は、通報等により武力攻撃災害等又は緊急対処事態の発生又は発生のおそれを覚知したときは、防災危機管理課又は消防保安課に報告する。

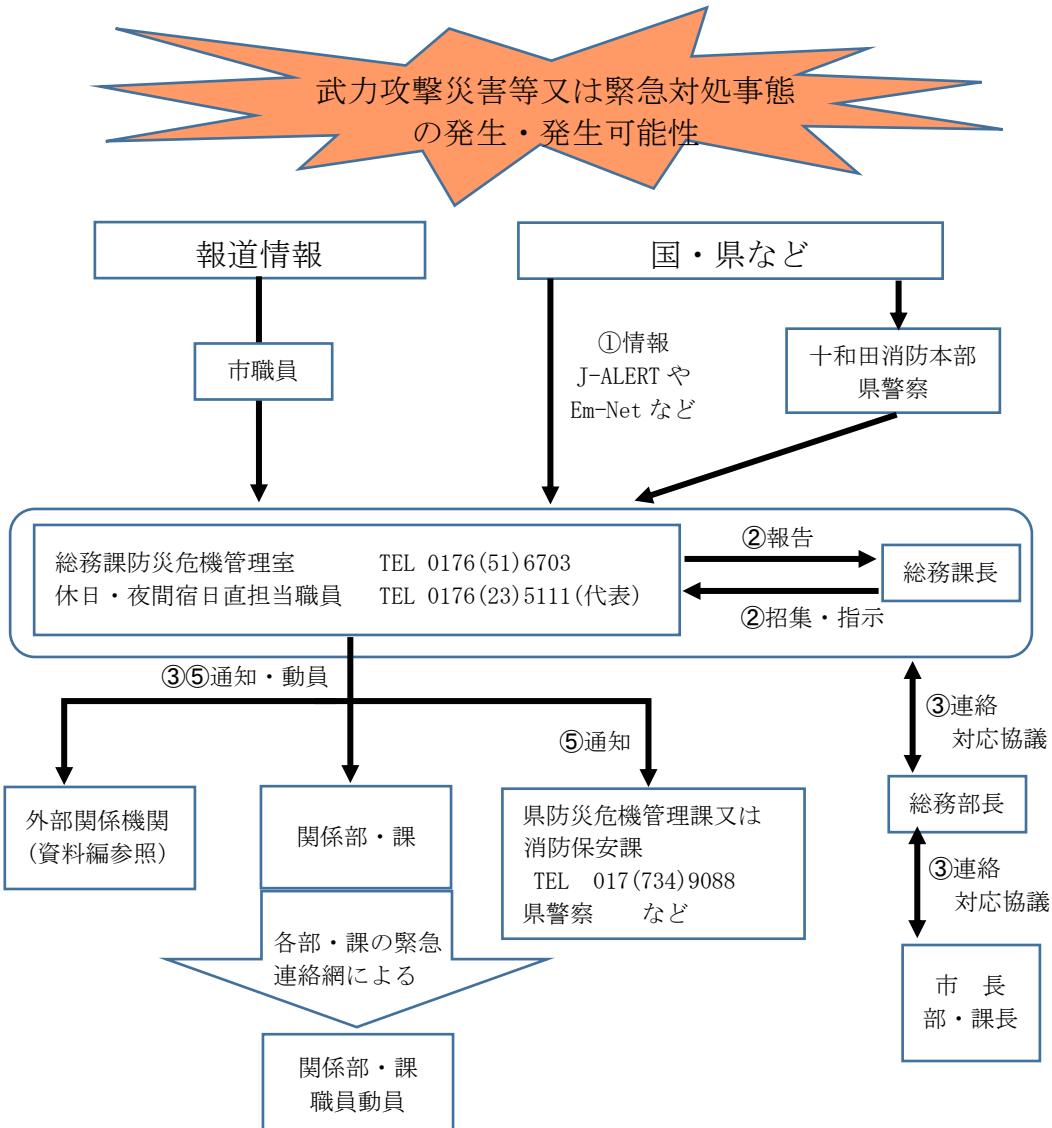
## 発見者通報の場合の情報フロー【図4】



## 第2 報道情報の入手や国からの情報提供などの場合の情報の流れ

- 1 報道情報を覚知した市職員は、ただちに総務課防災危機管理室に報告する。  
また、国からの全国瞬時警報システム（J－A L E R T）や緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）などによる情報提供や、県からの情報提供などは総務課防災危機管理室に対して行われる。
- 2 報告を受けた総務課防災危機管理室は、総務課長に報告を行い、以降、総務課長は必要な総務課員を招集し、指示を行う。
- 3 総務課長は、総務部長に連絡を行い、配備体制や必要な対応について協議を行う。また、速やかに関係部・課長への連絡を行い、配備体制や必要な対応について協議を行う。
- 4 総務課長の指示を受けて、総務課防災危機管理室は十和田地域広域事務組合消防本部、関係部・課のほか、外部の関係機関にも通知する。また、体制に応じた職員の動員を行う。
- 5 総務課長の指示に応じ、県や県警察(十和田)などへの通知を行う。

報道情報の入手や国からの情報提供などの場合の情報フロー【図5】



### 第3 総務課防災危機管理室による情報収集活動等

#### 1 初動時報告・対応協議

総務課防災危機管理室が第1報を入手した場合は、ただちに総務課長に報告を行うとともに、必要な対応について協議を行う。また、初動時情報収集体制が整う前に、武力攻撃災害等の発生又は緊急対処事態における災害等が明らかに確認できた場合には、総務課長は速やかに関係部・課長に報告を行い、高次の体制へ移行する。

#### 2 総務課防災危機管理室（全員）の招集

総務課防災危機管理室を招集する。勤務時間外の場合は、あらかじめ定めた緊急連絡網により、招集を行う。原則として総務課防災危機管理室全員を招集するが、武力攻撃災害等又は緊急対処事態が発生する可能性や発見者情報の信憑性などに応じ、一部職員のみを招集することもありうる。

#### 3 情報収集活動

総務課防災危機管理室においては、活用可能な全ての手段を活用して情報収集に当たり、ホワイトボードや地図などを活用して情報の整理・記録を行う。また、活動の確実性を期するため、次項【様式1】の「初動チェックシート」を活用する。

#### 4 応急対応措置の確認

市内で既に武力攻撃災害等又は緊急対処事態と思われる災害が既に発生している場合には、情報収集活動と並行して、消防署や中央病院などにより応急対応措置がとられているかを確認する。

#### 5 情報の伝達と体制の移行

収集した情報は、対応協議を踏まえて、【図4】及び【図5】のフローに基づき伝達を行う。

また、【表1】に基づき、市長がより高次の体制に移行する必要があると判断した場合には、職員の動員や、関係機関への職員派遣要請などを行う。

なお、市内で武力攻撃災害等又は緊急対処事態が発生する可能性が低いと判断される場合には、引き続き総務課防災危機管理室による情報収集体制（第1種配備）を継続する。

【様式 1】

国民保護 初動チェックシート	総務課防災危機管理室 作成	作成日時
----------------	---------------	------

【緊急連絡・情報収集伝達】

1. 事態の把握・必要な情報収集をしているか
  - 何が（ ）
  - いつ、どこであったか（ ）
  - 誰（どの機関）からの情報か（ ）
  - どのような状況か（被害の現状： 拡大の可能性：有・無）
  - どのような対処をおこなったか（ ）
2. 第2報以降の連絡体制はとったか（ ）
3. 通信手段は確保したか
4. 消防、警察に情報は伝わっているか
  - 消防      警察
5. 総務課長、総務部長へ報告したか
  - 総務課長      総務部長
6. 関係部・課長や議会への対応を行ったか
7. 庁内関係部・課への連絡をしたか
8. 外部関係機関への連絡をしたか（→市国民保護計画資料編参照）
9. 危機対応の関係部・課及び関係機関との情報の共有化は出来ているか

**【応急対応措置】**

1. 被害者の状況を把握しているか（ ）
2. 救助活動を行っているか（ ）
3. 応急救護活動を行っているか（ ）
4. 被害拡大の抑制措置を行ったか（ ）
5. 立ち入り禁止区域の設定などの措置をとったか（ ）
6. 関係機関に応援要請をする必要があるか  
  応援要員（ ）  
  資機材（ ）

7. 当該危機事象の専門家は必要か（ ）

**【危機広報】**

1. 広報男女参画係へ連絡をしたか（ ）
2. マスコミ対応窓口・方法の統一化ができたか（ ）
3. マスコミへの情報提供内容は確定したか（ ）
4. 市民から問い合わせ対応はできているか（ ）
5. 市民への緊急の情報発信（HP、防災行政無線、広報車、駒らん情報めーる）は検討したか  
  十和田市ホームページ（ ）  
  防災行政無線（ ）  
  広報車（ ）  
  駒らん情報めーる（ ）  
  その他（ ）

**【その他特別な事項】**

## 第3章 本部体制

### 第1 市緊急事態連絡室体制・第2種配備体制

#### 1 組織編制

下記【図6】のとおり、市長が室長となり、市緊急事態連絡室を設置する。

また、室長の指示のもと、総務部のほか、関係部・課においても対策体制を整える。

#### 2 事務分掌等

事務局内の班の事務分掌は、市国民保護計画（「市対策本部及び組織構成及び機能等」の項参照）の業務分担に基づき実施する。

##### ① 第2種乙配備

市長が室長となり、総務部及び消防を中心に、必要に応じ関係部・職員を動員して対応を行う。

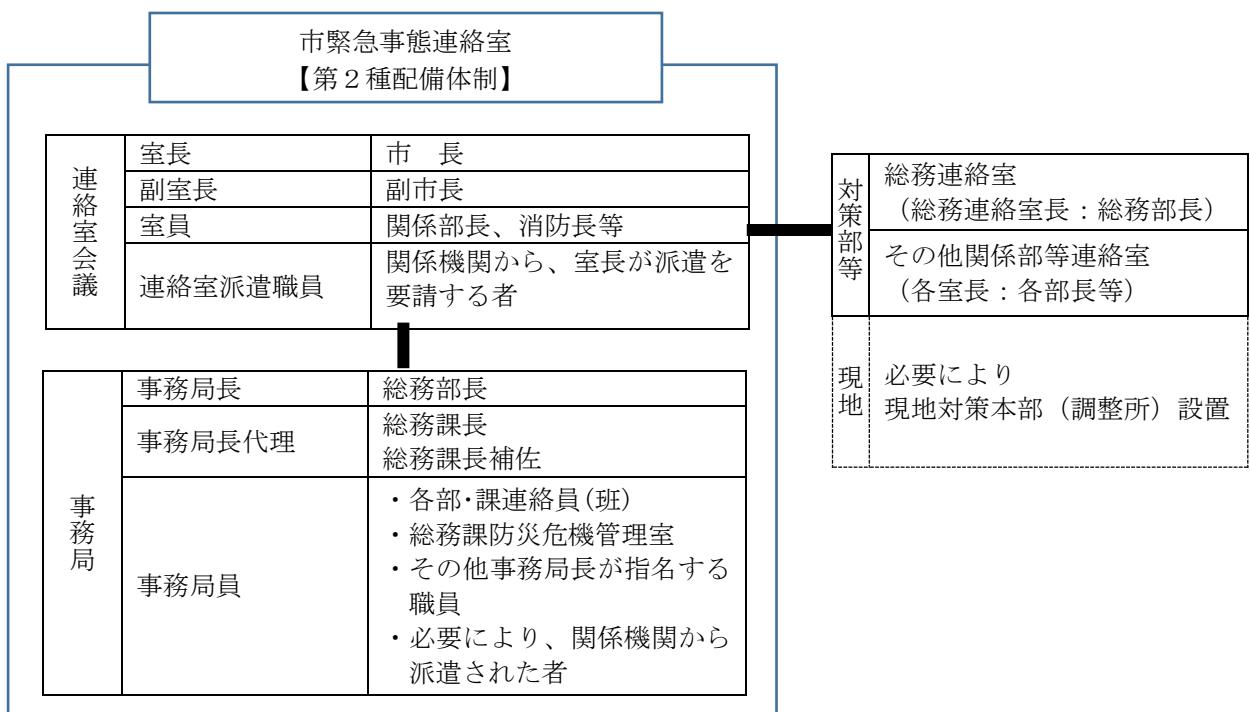
##### ② 第2種甲配備

市長が室長となり、関係する複数の部を動員して対応を行う。

#### 3 設置場所

連絡室の設置場所は、室長が定める。

市緊急事態連絡室・第2種配備体制【図6】



第2種乙配備：総務部及び消防を中心

第2種甲配備：関係する複数の部を含む

## 第2 市対策本部（市国民保護対策本部又は市緊急事態対策本部）体制・第3種配備体制

政府（内閣総理大臣）から、総務大臣（消防庁）を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知（法第25条、第27条）を受けた場合は、市国民保護計画の定めるところにより、直ちに市対策本部を設置する。

### 1 組織編制

下記【図7】のとおり、市長が本部長となり、市対策本部を設置する。

この際、全職員を動員するとともに、関係機関からの事務局員の派遣により対応を行い、通常業務は縮小又は停止する。

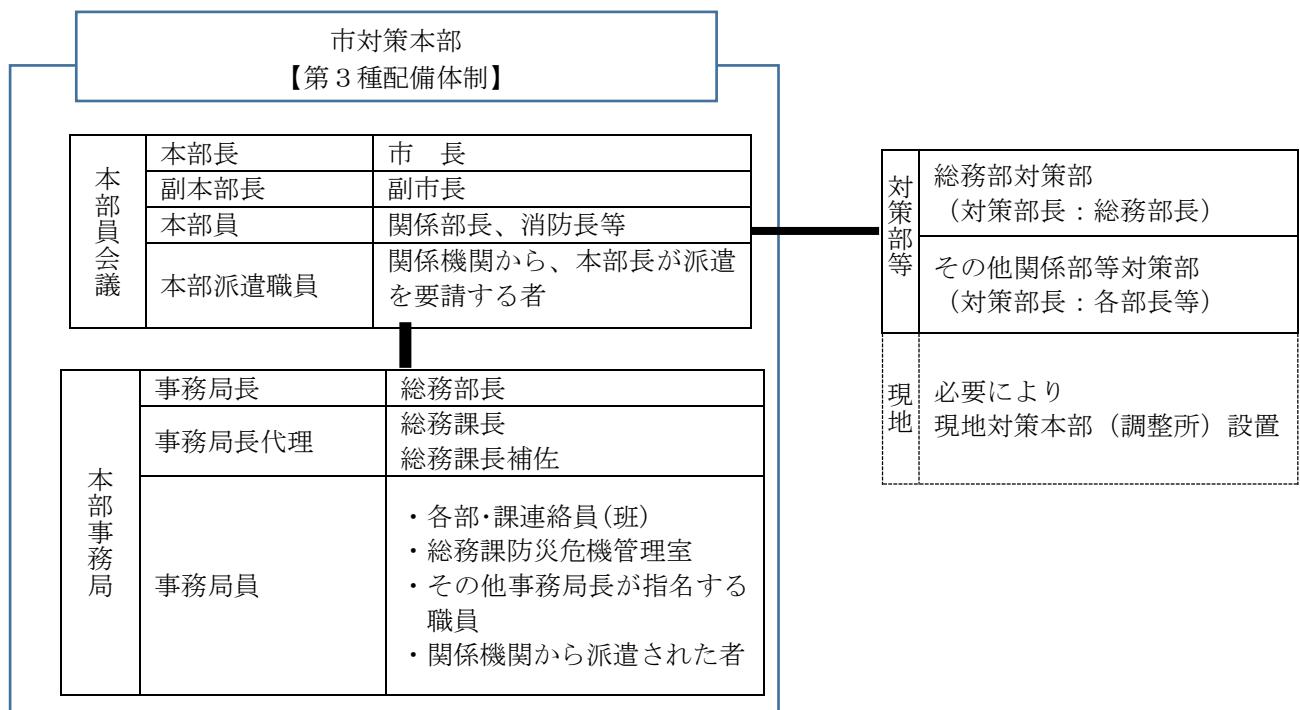
### 2 事務分掌等

本部事務局内の班の事務分掌は、市国民保護計画（「市対策本部及び組織構成及び機能等」の項参照）の業務分担に基づき実施する。

### 3 設置場所

本部の設置場所は、本部長が定める。

市対策本部体制・第3種配備体制【図7】



第3種配備：全職員及び関係機関からの局員派遣等

## 第3編　避難マニュアル

### 第1章　避難マニュアルの概要

#### 第1　避難マニュアルの位置付けと目的

法第61条において、市長は、避難の指示があったときは避難実施要領を定めることとされている。避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものである。

この避難マニュアルは、市国民保護計画第3編第4章に基づき、あらかじめ基本となる複数の避難実施要領のパターンを示すとともに、住民の避難誘導において市がとるべき基本的な行動規範を定めるものである。

現実の攻撃の態様は、規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、ここに示すパターンがそのまま適用できるものではないが、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できることが重要である。このため、今後の状況の変化や関係機関による研究、訓練による検証結果等を踏まえ、内容の見直しを行う。

(緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする。)

#### 第2　避難マニュアルの構成

本マニュアルは、以下のとおり構成する。

第1章　概要

第2章　避難措置に係る基本的事項

第3章　パターン別避難実施要領

このうち第3章のパターン別避難実施要領は、避難実施要領に定める項目を把握するための「基本パターン」に加え、避難の規模・形態（屋内避難～広域避難）及びその避難に要する時間の有無によって6つのパターンを策定する。

避難形態	準備時間あり	準備時間なし
屋 内	パターン1	パターン2
市 内	パターン3	パターン4
市 外	パターン5	パターン6

## 第2章 避難措置に係る基本的事項

### 第1 避難誘導における留意点

#### 1 各種の事態に即した対応

- (1) 弹道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の市街地における避難であるか否か等により、実際の避難誘導のあり方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る必要がある。また避難実施要領は、事態の変化を踏まえ、逐次修正する。
- (2) 弹道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、避難（措置）の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- (3) ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時集合場所までの移動、一時集合場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の市中心部において突発的に事案が発生した場合、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動をとるとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- (4) 市中心部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持つてもらうことが必要である。
- (5) 行政の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び要配慮者の避難誘導について、特に重視する。

#### 2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- (1) 住民の誘導に当たっては、国対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- (2) 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- (3) 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聞くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- (4) 市緊急事態連絡室及び市対策本部は、市域における国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進する役割を担うが、事態の変化等に機敏に対応

するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、現地に対策本部(調整所)の設置又は市職員を派遣して、活動調整に当たることが必要である。

- (5) 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、派遣職員に必ず連絡し、現地において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また現地の派遣職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- (6) また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

### 3 住民に対する情報提供のあり方

- (1) 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められており、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- (2) 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかつたため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすい。また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。こうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- (3) その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、住民にとっての安心材料にもなることから、可能な限り提供する（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- (4) また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行う。
- (5) 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに市記者会等に提供する。
- (6) 要配慮者など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるため、平素から、十分な連携を図っておく。
- (7) NBC攻撃のように、汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが視覚的に認識できないことから、特に行政による速やかな情報提供を心がける必要がある。

### 4 要配慮者への対応

- (1) 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、要配慮者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難

方法として考えることが必要である。

- (2) 具体的には、以下の要配慮者支援措置を講じていく。
    - 総務課及び健康福祉部を中心とした横断的な組織としての「要配慮者支援班」の設置
    - 消防団や自主防災組織等による、情報が伝達されているか否かの確認
  - (3) 十和田市社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
  - (4) 要配慮者登録などを活用し、一人ひとりの要配慮者のための「要配慮者（避難行動要支援者）名簿」の策定（地域の要配慮者マップを作成する等）等
  - (5) また、要配慮者施設の管理者は、車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- 5 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現
- (1) 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
  - (2) したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図る。また、一時集合場所からバス等で移動する場合においては、当該一時集合場所に職員を配置し、住民の搭乗等の調整を行う。
  - (3) また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落したりするがないように、注意する必要がある。
  - (4) 避難誘導の実施に当たり、連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
  - (5) このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- ・住民は、恐怖心や不安感の中で避難することとなるため、誘導に当たる者はより一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求める（自主防災組織等には特殊標章を交付）
- ・誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

## 6 学校や事業所における対応

- (1) 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考える。
- (2) 例えれば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり所在する児童生徒等についても同様である）。
- (3) こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素から、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

## 7 民間企業における協力の確保

- (1) 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保するまでの役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。
- (2) 例えれば、昼間の市街地において、武力攻撃やテロが発生した場合においても企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えれば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。
- (3) このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進める。

## 8 住民の「自助」努力による取り組みの促進

- (1) 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震及び東日本大震災の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- (2) 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、住民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。

(3) そのため、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力する。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

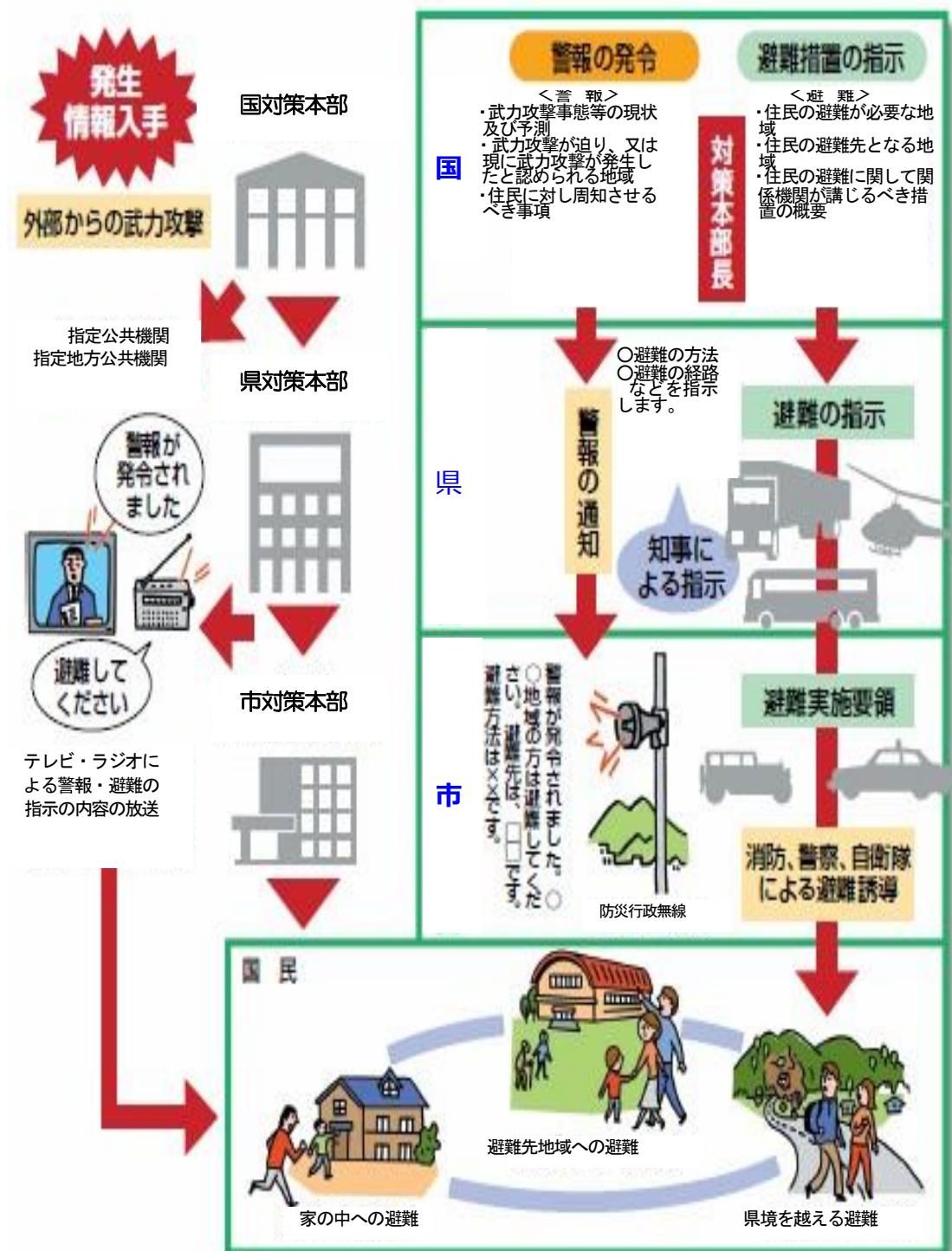
※ 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- ・ 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- ・ 速やかに爆発が起こった場所などからできる限り離れる。
- ・ 近隣の堅牢な建物や屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- ・ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

## 第2 避難実施までの基本的事務フロー

「警報」や「避難の指示」の伝達の流れは次のとおりである。

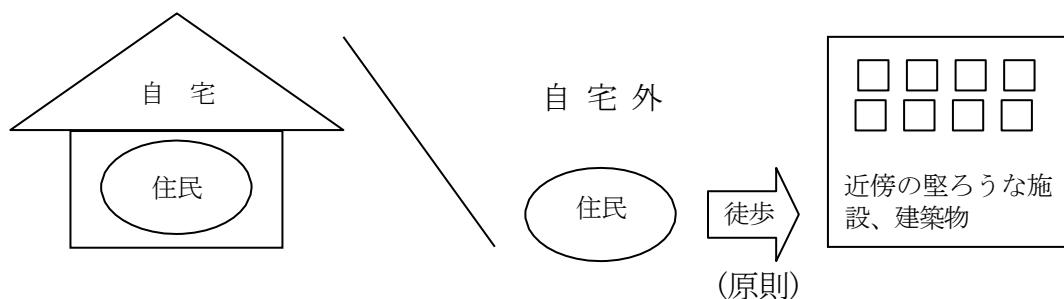
※避難の指示の伝達がない場合にあっても、市長が必要と認める場合には、退避の指示や警戒区域の設定を行う。



### 第3 避難形態の基本的考え方

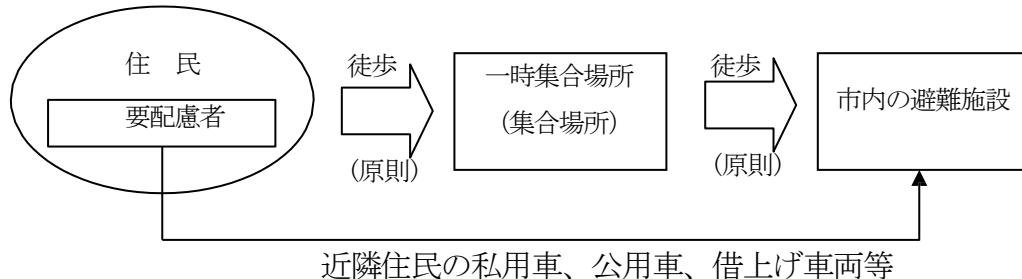
#### 1 屋内避難

武力攻撃事態等又は緊急対処事態の発生が予見されるが、対象地域が不明のとき、あるいは化学兵器の使用などにより屋内の方が安全と考えられる場合などにおいては、速やかに自宅又は近傍の堅ろうな施設などの屋内に避難する。その後、事態の推移によっては、市内避難又は県内避難により、安全な地域に避難することとなる。



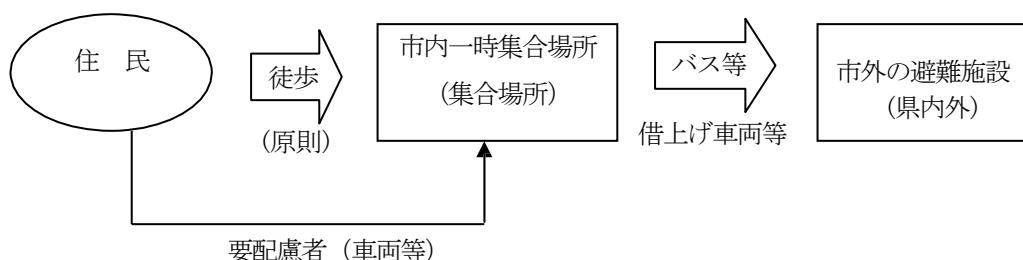
#### 2 市内避難

市域内の限られた地域で避難の必要が生じた場合には、市内その他地区の避難施設に避難する。その際には徒歩での移動を原則とするが、要配慮者の輸送や、地形などにより徒歩での移動が困難な場合などには車両の使用も可とする（都度、避難実施要領において指示する）。



#### 3 市外避難（県内及び県外）

被害が市域の広範囲に及ぶ恐れのある場合には、県内又は県外の安全な地域に避難する。その際、地区毎に指定する一時集合場所に原則徒歩で集合した後、県が借上げたバスや公用車等によって指定された避難場所に避難する。



## 第4 事態類型別の措置の流れ

### 1 弹道ミサイル攻撃の場合

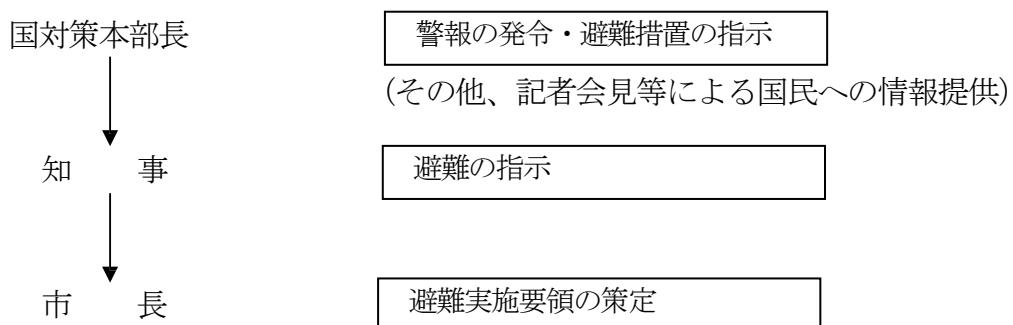
ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物等に避難することとなる。)

イ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、避難（措置）の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

i) 国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



ii) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味ではすべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

※ サイレンの鳴動パターン等

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれる場合同報系防災行政無線、登録制メール、広報車等で住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において警報が発令された事実等を周知する。

## 2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- イ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適切な避難先に移動させが必要となる。
- ウ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。また、事態の変化等に機敏に対応するため現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地に派遣している市職員（消防職員を含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

(避難に比較的余裕がある場合の対応)

「一時集合場所までの移動」～「一時集合場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。

(昼間の市街地において突発的に事案が発生した場合の対応)

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

### 3 着上陸侵攻及び航空機攻撃等の本格的侵略事態

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とする。

### 第3章 パターン別避難実施要領（ひな形）

共通に記載すべき事項を【基本パターン】として整理し、加えて前章までの基本的事項を踏まえつつ、避難形態（屋内、市内・市外）別に、それぞれ避難のための準備時間の有無によって、合計6つのパターンを想定し、避難実施要領のひな形を示す。現実の運用にあたっては、その時々の状況をその推移を踏まえ、下記のパターンを参考に、必要な項目を組み合わせて避難実施要領を作成することとなる。

#### ■パターン分類と想定される事態例

	準備時間がある	準備時間がない
室内避難	<p><b>【パターン1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイル攻撃・航空攻撃の恐れがある場合</li> <li>・近隣市町等でN B C攻撃が発生した場合</li> <li>・ゲリラ等による無差別攻撃の予告が行われた場合 等</li> </ul>	<p><b>【パターン2】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイルが発射された場合</li> <li>・N B Cテロが突発的に発生</li> <li>・ゲリラ、特殊部隊に関する情報が少なく、屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれる恐れが少ない場合</li> </ul>
市内避難	<p><b>【パターン3】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲリラ、武装勢力の侵攻の恐れ（地区が限定される場合）</li> <li>・特定施設に対し一定時間後の攻撃予告があった場合</li> <li>・他地区から被害が順次拡大していく恐れがある場合 等</li> </ul>	<p><b>【パターン4】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイルが市域内に着弾した場合（極地的被害）</li> <li>・交通機関、大規模集客施設等の爆破、化学剤等の散布</li> <li>・交通機関、大規模集客施設等の不法占拠（多数の人質）</li> <li>・ハイジャックされた航空機等による突入、墜落 等</li> </ul>
市外避難	<p><b>【パターン5】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲリラ、武装勢力の侵攻の恐れ（市全域が対象の場合）</li> <li>・市全域または多くが要避難地域に指定された場合</li> <li>・被害が大きく、市内の避難施設のみでは収容できない場合 等</li> </ul>	<p><b>【パターン6】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイルが市域を含む広範囲に着弾</li> <li>・弾道ミサイルに核弾頭や化学剤等が搭載され、汚染が広範囲に及ぶ恐れがある場合</li> <li>・武装勢力が市内の各所でゲリラ的な攻撃を繰り返している場合 等</li> </ul>

## 基本パターン

避難実施要領（基本パターン）		
	青森県 十和田市長 ○月○日○時現在	
<p>1 事態の状況、避難の必要性</p> <p>(1) 概況及び避難の必要性</p> <p>・・・</p> <p>(2) 関係機関の措置等</p> <p>ア 国の措置</p> <p>　　国の事態認定、国対策本部長による避難措置の指示、その他の措置</p> <p>イ 県の措置</p> <p>　　知事の避難の指示、その他の措置</p> <p>ウ 消防本部、自衛隊等の措置</p> <p>　　消防本部、県警察の対応、自衛隊の国民保護等派遣等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事態の状況に応じて記載（随時更新）</li> <li>●各機関の避難措置への対応状況を記載</li> </ul>	
<p>2 避難誘導の方法</p> <p>(1) 避難誘導の全般的方針</p> <p>　　避難の対象住民（地区）、避難の開始（終了）時期、避難先、避難誘導に当たり特に留意する事項、その他避難誘導に関する基本的事項</p> <p>(2) 避難経路、避難の手段</p> <p>　　一時集合場所への経路・移動手段・集合完了時間、輸送力の配分、要配慮者への対応等</p> <p>(3) 市の体制、職員の対応</p> <p>ア 市対策本部等の設置</p> <p>　　市対策本部（連絡室・現地対策本部・現地調整所）の設置状況（設置時間、場所等）</p> <p>イ 職員の派遣</p> <p>　　避難先・現地対策本部・現地調整所等への市職員の派遣時期、人数</p> <p>ウ 避難経路における職員の配置</p> <p>　　住民の避難誘導に当たる職員の配置時期・場所等</p> <p>(4) 避難実施要領の住民への伝達</p> <p>　　防災行政無線や広報車等による避難実施要領の伝達方法及び伝達内容</p> <p>　　別紙〇「避難実施要領伝達文」（各パターンによる）</p> <p>(5) 避難施設の開設等</p> <p>ア 避難施設の開設状況</p> <p>　　避難施設及び救護所を含めた避難所の開設状況（場所、収容可能人員、連絡先等）</p> <p>イ 避難者リストの作成</p> <p>　　各避難所における避難者リストの作成及び避難住民の確認</p> <p>　　別紙1「避難者リストの様式」</p> <p>ウ 医療機関等との連携</p> <p>　　重度の患者等の搬送手段の調整、医療機関との受入調整等</p> <p>(6) 誘導に際しての留意点や職員の心得</p> <p>ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●少しでも時間的余裕がある場合の避難は、一時集合場所に徒歩またはバス等で集まり、避難することが基本</li> <li>●自家用車の使用については、地形等を考慮してあらかじめ各警察署と調整することが重要</li> <li>●事態の変化に迅速に対応できるよう現地調整所を設置し、又は職員を派遣して情報の共有や活動調整を行い、最新の状況を入手して避難実施要領に反映させる</li> <li>●「要配慮者支援班」等を設置して、特に注意した対応を行う</li> <li>●できるだけ町内会単位、職場、学校単位などの手段で行動し、避難者リストを円滑に作成できるよう協力を願う</li> <li>●住民に対してより入念な説明を行うことが必要（大丈夫だろうと思いつこむ「正常化の偏見」が存在）</li> </ul>	

イ 誘導等に当たる職員は防災服や腕章、特殊標章等を着用し、携帯無線機又は携帯電話、身分証明書等を携行する。必ず2人以上で行動し、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求める。

ウ 冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。

(7) 住民に周知する留意事項

ア 爆発音、銃撃音その他危険な事象が発生又は発生が予測される場所から速やかに離れること。

イ 防災行政無線、駒らん情報めーる、テレビ、ラジオ等の情報を確認し、誘導員の指示に従い落ち着いて行動すること。

ウ 町内会役員や集客施設の管理者等に対しては、避難誘導及び避難住民の確認について協力を求め、混乱の防止に努める。

エ 近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合い、努めて集団で行動すること。

オ 避難時の携行品は、円滑な行動に支障をきたさないよう、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品など必要最小限にすること。

カ 避難の際は、電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締まりを確実に行うこと。

キ 避難地区以外の住民は、極力外出を避け、避難のための交通の確保に協力すること。

(8) 安全の確保

ア 避難の誘導に当たる職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の対策本部や県からの情報、市対策本部で集約した全ての最新情報を提供する。

イ 事態が沈静化していない地域やN B C等により汚染された地域への対応は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

3 連絡・調整先

別紙2 「関係機関及び担当者一覧」

## 避難の指示（イメージ）

### 避難の指示（一例）

青森県知事

○月○日○時現在

- 本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

- 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

- (1) 十和田市甲地区の住民は、B市B地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）

○○駅より○○鉄道（○○行○○両編成、○便予定）

※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）

※ 細部については、十和田市の避難実施要領による。

※ 十和田市職員の誘導に従って避難する。

- (2) 十和田市乙地区の住民は、B市C地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

徒歩により、緊急に丙地区に移動の後、指示を待つ。

・・・以下略・・・

（注）避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

## 別紙1

### 避難者リストの様式

整理No.	氏名	年齢	性別	住所	連絡先	備考

※避難実施要領の内容により、適宜の区分で作成する

※世帯ごとにまとめて記載（世帯筆頭者には、備考欄に※印をつける）

## 別紙2

### 関係機関及び連絡担当者一覧

	機関名	担当部署（担当者名）	連絡先TEL	備考
市の関係機関	総務課防災危機管理室			
	市民課			
	・・・			
県の関係機関	防災危機管理課			
	上北地域県民局地域整備部			
	・・・・			
国の関係機関	陸上自衛隊（八戸）			
	消防庁			
消防	十和田消防本部警防課			
	・・・・			
警察	十和田警察署			
	・・・・			
指定公共機関	東日本電信電話（株）			
	・・・・			
指定地方公共機関	十和田ガス			
	・・・・			
・・・	・・・・			

## パターン1 屋内避難（事態発生前や時間的ゆとりがある場合）

避難実施要領（パターン1）		
青森県 十和田市長 ○月○日○時現在		
<p>1 事態の状況、避難の必要性</p> <p>(1) 概況及び避難の必要性（想定される状況の例）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・弾道ミサイルの発射の兆候又は発射</li><li>・警告を無視した航空機の接近、航空攻撃の兆候</li></ul> <p>(2) 関係機関の措置等</p> <p>ア 国の措置</p> <p>国対策本部長は、○月○日○時、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、全国に避難措置の指示を行った。</p> <p>イ 県の措置</p> <p>県内全市町村に対して避難の指示を行うとともに、○日○時県対策本部を県庁○○に設置した。</p> <p>別紙1 「避難の指示」</p> <p>2 避難誘導の方法</p> <p>(1) 避難誘導の全般的方針</p> <p>市は、実際に弾道ミサイルが発射された場合等に住民が迅速に対応できるよう、防災行政無線、広報車、駒らん情報めーる、その他の通信手段を最大限活用して、住民に対して速やかに警報を伝達するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。</p> <p>(2) 避難の手段</p> <p>実際に弾道ミサイル発射などの攻撃がなされたとの警報が発令されたとき、住民が近傍のできるだけ堅ろうな建物に避難できるよう、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する。</p> <p>(3) 市の体制、職員の対応</p> <p>ア 市対策本部の設置</p> <p>○日○時、市長を本部長とする市対策本部を市役所○階△会議室に設置した。</p> <p>イ 災害対処等の準備</p> <p>弾道ミサイルや航空攻撃による被害が発生した場合の避難、救援及び災害対処のための準備を整える。</p> <p>(4) 避難実施要領の住民への伝達</p> <p>実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長からその都度警報が発令されることから、本市が着弾予測地域に含まれる場合においては防災行政無線、広報車及び駒らん情報めーる等により、住民に警報を周知させる。</p> <p>具体的な伝達内容は、別紙2 「避難実施要領伝達文」による。</p> <p>(5) 住民に周知する留意事項</p> <p>ア 速やかに、できるだけ密閉されたコンクリート造りなどの堅ろうな屋内に避難する。その際、エアコンや換気扇を停止し、窓等はテープで目張りして外気の流入を遮断するとともに、建物の中央に避難する。</p>	●事態の推移に応じて随時更新	●弾道ミサイル等の場合、兆候を察知した場合でも発射された段階で攻撃目標を特定することは困難

<p>イ　外出先においては、可能な限り大規模集客施設の地階などに避難するが、余裕がない場合は何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れる。</p> <p>ウ　車両内にいる場合に、実際に弾道ミサイルが発射された等の警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは道路の左側端に沿って駐車する等、緊急通行車両の妨げにならない方法）に駐車し、上記ア・イに準じて避難する。</p> <p>エ　屋内避難に備えて、最低限の食糧や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書などを準備しておく。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に十分注意する。</p> <p>オ　着弾があった場合には、その状況を踏まえて別に示す避難の指示に従い行動すること。</p> <p>3　その他の留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自力での避難が困難な住民については、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先での対応等について日頃から各人で問題意識を持ってもらえるようあらかじめ説明を行う。</li> <li>(2) 住民以外の滞在者（観光客、買い物客等）についても、屋内へ避難することができるよう、商工会議所等の各種団体を通じて大規模集客施設や店舗等に対して協力を依頼する。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●イスラエルでは、子どもの不安解消のため玩具類を携行するよう推奨</li> <li>●「要配慮者支援班」等を設置して、特に注意した対応を行う</li> </ul>
--	--

## 別紙1

### 避難の指示（イメージ）

#### 避難の指示（パターン1）

青森県知事

○月○日○時現在

- 本日△時△分、国の対策本部長から、弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。  
その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階などに避難すること。
- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

## 別紙2

### 避難実施要領伝達文

#### 避難実施要領伝達文（パターン1）

本日未明、X国において我が国を標的とする弾道ミサイル発射の兆候が確認されました。これに伴い、青森県知事から全市町村に対して、避難の指示が出されました。市民の皆さんには、これから示す指示に従うとともに、今後発令される警報並びに避難の指示に従って、落ち着いて行動してください。

速やかに、自宅または、できるだけ密閉されたコンクリート造りなどの堅ろうな屋内に避難してください。屋内に避難した後は、最低限の食糧や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書などを準備し、エアコンや換気扇は停止し、窓等はテープで目張りして外気の流入を遮断し、建物の中央に避難してください。

自動車などを運転中の場合も、速やかに駐車場や空地等に駐車した上で、建物内に避難してください。車両内にいるときに、弾道ミサイルが発射された場合には、緊急通行車両の妨げにならないよう、車両を道路外の場所か道路の左端に沿って駐車し、建物内に避難してください。

今後、指示があるまで屋内に留まり、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に十分注意してください。

また、市内またはその周辺に着弾があった場合には、その状況を踏まえてお知らせする避難の指示に従って行動してください。

なお、市対策本部への電話確認等は、緊急の方以外は避けてください。

## パターン2 屋内避難（時間的ゆとりがない場合）

避難実施要領（パターン2）	
青森県 十和田市長 ○月○日○時現在	
<b>1 事態の状況、避難の必要性</b>	
(1) 概況及び避難の必要性（想定される状況の例） <ul style="list-style-type: none"><li>・ 弹道ミサイルの発射 (ミサイルの着弾地の予測、N B C弾頭の可能性)</li><li>・ 警告を無視した航空機の接近、航空攻撃 (航空攻撃対象の予測、N B C攻撃の可能性)</li></ul>	●事態の推移に応じて随時更新
(2) 関係機関の措置等 <p>国対策本部長は、○月○日○時、上記事態を武力攻撃事態と認定し、着弾（又は攻撃）が予測される本市を含む地域に対し、警報を発令した。</p> <p>別紙「弾道ミサイル攻撃において発令される警報の一例」</p>	●弾道ミサイル等の場合、兆候を察知した場合でも発射された段階で攻撃目標を特定することは困難
<b>2 避難誘導の方法</b>	
(1) 避難誘導の全般的方針 市は、防災行政無線その他の通信手段を最大限活用し、速やかに警報を伝達し、住民を屋内に避難させる。	●住民に対してより入念な説明を行うことが必要（大丈夫だろうと思いこむ「正常化の偏見」が存在）
(2) 市の体制、職員の対応 <ul style="list-style-type: none"><li>ア 市対策本部の設置 ○日○時、市長を本部長とする市対策本部を市役所○階△会議室に設置した。</li><li>イ 災害対処等の準備 弾道ミサイル等による被害が発生した場合の避難、救援及び災害対処のための準備を整える。その際、弾頭にN B C兵器が用いられている場合の対処に留意する。</li></ul>	
(3) 住民に周知する留意事項 <ul style="list-style-type: none"><li>ア 直ちに、できるだけ密閉されたコンクリート造りなどの堅ろうな屋内に避難する。その際、エアコンや換気扇を停止し、窓等はテープで目張りして外気の流入を遮断とともに、窓のない建物の中央等に避難する。</li><li>イ 屋内に避難する余裕がない場合においては、何らかの遮蔽物の陰に隠れる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける）。</li><li>ウ 車両内にいる場合は、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは道路の左側端に沿って駐車する等、緊急通行車両の妨げにならない方法）に駐車し、上記ア・イに準じて避難する。</li><li>エ できるだけ肌を露出しない服装とし、マスク等を着用する。</li><li>オ 着弾があった現場からは速やかに離れ、着弾後の状況を踏まえて別に示す避難の指示に従い行動すること。このため、テレビやラジオ等の放送に留意する。</li></ul>	
※ 以後、状況の推移に応じて、他のパターンにより住民を安全な場所に避難誘導する。	

## 別 紙

### 弾道ミサイル攻撃において発令される警報の一例

Jアラートによる警報放送例（パターン2）

《有事サイレン14秒吹鳴》

「ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。

当地域に着弾する可能性があります。

屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」

以下、有事サイレンから繰り返し

### パターン3 市内避難（事態発生前や時間的ゆとりがある場合）

避難実施要領（パターン3）		
	青森県 十和田市長 ○月○日○時現在	
<p>1 事態の状況、避難の必要性</p> <p>(1) 概況及び避難の必要性</p> <p>W県Y市でテロ活動を行ったとみられる武装工作員数名が、県境を越えて本市内の△△山中に潜伏している恐れがあることから、A地区が要避難地域として避難措置の指示があった。（対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載する。）</p> <p>(2) 関係機関の措置等</p> <p>ア 国の措置</p> <p>国対策本部長は、依然逃亡中の武装工作員が侵入する可能性のある本市A地区を含む△△山麓の市町村に対し避難措置の指示を行った。</p> <p>イ 県の措置</p> <p>本市及びB町に避難の指示を行うとともに、○日○時県対策本部を県庁○○に設置した。また、防災ヘリコプターにより△△山に入山中の登山者等に避難の呼びかけを行う。</p> <p>なお、県警察は、自衛隊とともに武装工作員の捜索を開始。</p> <p>2 避難誘導の方法</p> <p>(1) 避難経路及び避難手段</p> <p>本市のA地区の住民は、市内C地区にあるB中学校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。</p> <p>A地区の住民は、十和田市立A小学校グラウンドに徒歩で集合する。</p> <p>その際、○日○時を目途に、できるだけ町内会、事業所等の単位で行動すること。</p> <p>集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号を利用して、B中学校体育館に避難する。</p> <p>別紙1 「避難輸送計画」</p> <p>(2) 市の体制、職員の対応</p> <p>ア 市対策本部の設置</p> <p>○日○時、市長を本部長とする市対策本部を市役所○階△会議室に設置した。</p> <p>イ 職員の役割分担</p> <p>避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、次に示す要員及びその責任者等について、職員等の割り振りを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・住民への周知要員</li><li>・避難誘導要員</li><li>・市対策本部要員</li><li>・現地連絡要員</li><li>・避難所運営要員</li><li>・食糧等支援要員等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●事態の推移に応じて随時更新</li><li>●具体的な被害が発生しているとの報告がない段階で避難を行うこともある</li><li>●ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、攻撃が突然的に発生した場合には屋内に一時退避させ、一時または最終的に収束した段階で域外に避難させる</li></ul> <p>●事態発生後の避難方法は、現場で活動する県警察及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要</p> <p>●バス等の輸送手段の確保は、基本的に県が行う</p> <p>●事態発生前には特に正常化の偏見に対して、十分な説明・説得を行う必要がある</p> <p>●事態の変化に迅速に対応できるよう現地調整所を設置し、又は職員を派遣して情報の共有や活動調整を行い、最新の状況を入手して避難実施要領に反映させる</p>	

<p>(3) 避難実施要領の住民への伝達 防災行政無線や広報車等による避難実施要領の伝達方法及び伝達内容 別紙2「避難実施要領伝達文」</p> <p>(4) 残留者の確認 避難誘導職員は、市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）</p> <p>(5) 要配慮者に対する避難誘導にあたっては、要配慮者を優先的に避難誘導する。 また、福祉関係者との連携の下、自主防災組織や町内会などに対し、職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。</p> <p>3 その他避難の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 携行品は、数日分の飲料水や食糧品、生活用品、救急医薬品、ラジオ懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようとする。</p> <p>(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。</p> <p>(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は次のとおりとする。</p> <p>十和田市対策本部 担当 △山○男 T E L 0176-51-6073 F A X 0176-22-5100</p>	<p>●「要配慮者支援班」等を設置して、特に注意した対応を行う</p>
---	-------------------------------------

## 別紙 1

### 避難輸送計画(パターン3)

地区名		住民数 (要配慮者数)	一時集合場所 (連絡先)	避難開始 日時	輸送体制		避難先
地区名	代表者氏名				車種	事業者	

## 別紙 2

### 避難実施要領伝達文

#### 避難実施要領伝達文（パターン3）

昨日未明、隣県のW県Y市で発生したテロ活動の首謀者とみられる武装工作員数名が△△山中に潜伏しているとみられます。

これに伴い、青森県知事からA地区に対して避難の指示が出されました。

A地区にいらっしゃる皆さん、これから示す指示に従って、落ち着いて行動してください。

なお、△△山麓一帯は交通規制され、立ち入りが禁止されています、武装工作員は武器を所持している可能性が非常に高いため、△△山には絶対に立ち入らないでください。

A地区にいらっしゃる方は、市立A小学校グラウンドに、徒步で集合してください。その際、○日○時を目途に、できるだけ町内会、事業所等の単位で、集団で移動してください。

なお、自力での避難が困難な方は○○による車両が各戸に呼びかけを行いながら巡回しますので、避難の準備をして自宅等に待機してください。

A小学校から、バスによって国道○○号を利用して、市立B中学校に避難していただきます。なお、円滑な避難実施のため、あらかじめ許可されている方以外は、自家用車の使用は控えてください。

避難の際は、動きやすい服装で、荷物は食糧や飲料水、ラジオ、身分証明書など最低限に止め、落ち着いて避難してください。

A地区以外にお住まいの方も、無用な外出を避け、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に十分注意してください。

なお、市対策本部への電話確認等は、緊急の方以外は避けてください。

## パターン4 市内避難（時間的ゆとりがない場合）

避難実施要領（パターン4）		
	青森県 十和田市長 ○月○日○時現在	
<h3>1 事態の状況、避難の必要性</h3> <p>(1) 概況及び避難の必要性（想定される状況の例）</p> <p>国際的テロ集団が、首都圏とその周辺地域で交通機関や大規模集客施設を対象とした同時多発テロが発生し、本市においてもショッピングモールで化学剤とみられる薬剤が大量に散布され、多数の負傷者が発生している模様。</p> <p>(2) 関係機関の措置等</p> <p>ア 国の措置</p> <p>国対策本部長は、○月○日以降、各地で発生した一連のテロを緊急対処事態に認定し、都道府県緊急対処事態対策本部を設置すべき都道府県として青森県も指定することを閣議決定済み。</p> <p>イ 県の措置</p> <p>○日○時県緊急事態対策本部を県庁○○に設置済み。 なお、現場では県警察は、武装工作員とみられる集団と対峙中。</p> <p>ウ 自衛隊の措置</p> <p>国民保護措置又は緊急対処保護措置のため、陸上自衛隊が全県に展開準備中。</p>		<ul style="list-style-type: none"><li>●事態の推移に応じて随時更新</li></ul>
<p>2 避難誘導の方法</p> <p>(1) 避難誘導の全般的方針</p> <p>市長は、○日○時○分、当該ショッピングモール及びその周辺のA地区、B地区、C地区内の住民等に退避を指示し、同地域に在る者を速やかに地域外に避難させる。</p> <p>この際、自力での退避が困難な者又は避難時の安全が確保できない場合は、安全な屋内に一時的に退避させ、県警察及び自衛隊等により安全な避難経路が確保された後、地域外に退避させる。</p> <p>また、上記各地区を警戒区域に設定し、立ち入りを禁止して二次災害の防止を図る。また、警戒区域の外周の要所に避難所、救護所並びに除染所を設置して、避難住民の誘導及び救助を実施する。</p>		<ul style="list-style-type: none"><li>●N B C攻撃の場合は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる</li></ul>
<p>(2) 避難の手段</p> <p>ア できるだけ風上（汚染地域よりも風下に位置する場合には風向きと垂直方向）に、徒歩で避難する。</p> <p>イ 自力避難が困難な者又は安全に避難できない者は、警察又は自衛隊等による避難の誘導があるまで、近隣の堅ろうな建物等に避難し、室内を密閉する。その際、エアコンや換気扇を停止し、窓等はテープで目張りして外気の流入を遮断するとともに、窓のない建物の中央等に避難する。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に避難する。</p> <p>ウ 警戒区域内の県道○○線（○○～○○間）、国道○号（○○～○○間）を主要避難経路として、警察等に優先的な安全確保を要請する。</p>		<ul style="list-style-type: none"><li>●化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させる</li><li>●ゲリラ・特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる</li></ul>

<p>(3) 市の体制、職員の対応</p> <p>ア 市対策本部の設置</p> <p>○日〇時、市長を長とする市緊急対処事態対策本部を市役所〇階△会議室に設置した。なお、避難の指示は出されていないが、市民に危険が迫っている状況から、市長が退避の指示及び警戒区域の設定を行った。</p> <p>イ 職員の派遣・配置</p> <p>警戒区域の外周に設置した避難所に職員を派遣し、避難の誘導及び援助を実施する（職員による避難誘導は、原則的に警戒区域外の地域とし、警戒区域内の避難誘導は、警察及び自衛隊に要請する）。</p> <p>(4) 避難実施要領の住民への伝達</p> <p>別紙1「退避の指示」</p> <p>(5) 避難所の開設等</p> <p>ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMA T（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。</p> <p>イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるN B Cへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。</p> <p>ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受け入れの調整を行う。</p> <p>別紙2「避難所（救護所）、除染所の設置状況」</p> <p>(6) 住民に周知する留意事項</p> <p>ア 警戒区域内にいる場合には、風向きを意識しながら、警察官等の誘導に従い、口と鼻をハンカチで覆いながら直ちに区域外に退避する。</p> <p>イ 自力で避難することが困難、又は安全に避難することができない場合には、近隣の密閉性の高い屋内に避難する。その際、エアコンや換気扇を停止し、窓等はテープで目張りして外気の流入を遮断とともに、建物の上階・中央に移動する。</p> <p>ウ 安全が確認されるまでは、汚染された疑いのある水や食糧品の摂取は避ける。</p> <p>エ 汚染された可能性があれば、できる限り速やかに除染して、医師の診断を受ける。</p> <p>オ 周囲に化学剤等に汚染された負傷者がいる場合には、一刻も早く消防や警察に通報する。</p> <p>(7) 安全の確保 市職員に二次被害を生じさせることがないよう、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事後的に避難措置の指示が出されることが基本</li> <li>●防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は防災行政無線や電話を基本とする</li> <li>●避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う</li> <li>●N B Cによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、市民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある</li> </ul>
--	--

## 別紙1

### 退避の指示（イメージ）

#### 退避の指示（パターン4）

十和田市長

〇月〇日〇〇時

- 1 本日△時△分頃、〇〇ショッピングモールで化学剤とみられる薬物が大量散布され、負傷者が多数発生。現場では武装工作員数名と警官隊が対峙中
- 2 A地区、B地区、C地区に所在する者は、誘導員の誘導に従い、直ちに県道〇〇線、国道〇号沿いに、徒步で地区外に退避すること。  
避難所（救護所）及び除染所は、D小学校（D町△番地）、E中学校（・・）、F総合体育センター（・・）・・に設置する。  
なお、薬剤を浴びた可能性がある者、体調不良の者は、直ちに医師等に申し出ること。地区外に避難できない者は、警察、自衛隊による誘導があるまで、近隣の堅ろうな建物等に退避すること。

## 別紙2

### 避難所（救護所）、除染所の設置状況

避難所等の名称	住所	担当

## パターン5 県内避難または県外避難（事態発生前や時間的ゆとりがある場合）

避難実施要領（パターン5）	青森県 十和田市長 ○月○日○時現在	
<p><b>1 事態の状況、避難の必要性</b></p> <p>(1) 概況及び避難の必要性（想定される状況の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲリラ、武装勢力の侵攻の恐れがあり、市全域が要避難地域に指定された（市域外への避難指示があった）</li> <li>・市内の複数の大規模集客施設等が攻撃対象として指摘された（実際の攻撃対象が予測できないため、安全な市域外へ避難する）</li> </ul> <p>(2) 関係機関の措置等</p> <p>ア 国の措置</p> <p>国対策本部長は、○月○日○時、武装勢力が市内の複数施設を攻撃対象として予告したことから、本市の△△部一帯（国道○号及び国道○号、県道○○線・・・で囲まれた地域）を要避難地域に指定し、避難措置の指示を行った。</p> <p>イ 県の措置</p> <p>国からの指示を受けて、○日○時、本市に対しB市及びC市に住民を避難させるよう指示した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事態の推移に応じて随時更新</li> </ul>	
<p><b>2 避難誘導の方法</b></p> <p>(1) 避難誘導の全般的方針</p> <p>市は、地区ごとに定めた一時集合場所に住民を誘導した後、バス等により県内（又は県外）の避難場所に住民を避難させる。</p> <p>なお、住民が迅速に対応できるよう、防災行政無線及び広報車、その他の通信手段を最大限活用して、住民に対して速やかに避難の実施を伝達するとともに、町内会等を中心に集団で移動する等、住民がとるべき行動について周知する。</p> <p>なお、一時集合場所への避難は原則として徒歩とするが、要配慮者などについては、自家用車もしくは公用車、借り上げ車両などにより避難させる。また地形等によって徒歩による避難が困難な場合などは、状況に応じて自家用車使用の許可を判断する。</p> <p>(2) 避難の手段</p> <p>地区ごとに、一時集合場所に集合する。その際、○日○時○分を目途に避難を開始し、できるだけ町内会、事業所等の単位で行動する。</p> <p>集合後は、県が用意したバスに乗車して、それぞれ最寄りの県内外の避難先に避難する。</p> <p>別紙1 「避難実施要領伝達文」      別紙2 「一時集合場所及び県内外避難場所」一覧      別紙3 「一時集合場所への車両及び人員配置」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●警察、自衛隊等のテロ対策部隊の派遣が予見されることから、それら関係機関との連絡調整を十分行い得る体制をとる</li> <li>●避難方法は、現場で活動する県警察及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要</li> <li>●バスや電車等の輸送手段の確保は、基本的には県が行う</li> <li>●「要配慮者支援班」等を設置し、特に留意する。</li> <li>●自家用車の使用については、地形等を考慮してあらかじめ各警察署と調整する</li> <li>●バス等の手配の調整は、原則として県が行う</li> </ul>	

<p>(3) 市の体制、職員の対応</p> <p>ア 市対策本部の設置</p> <p>○日〇時、市長を長とする市緊急対処事態対策本部を市役所〇階△会議室に設置した。</p> <p>イ 職員の役割分担</p> <p>避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、次に示す要員及びその責任者等について、職員等の割り振りを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への周知要員</li> <li>・避難誘導要員</li> <li>・市対策本部要員</li> <li>・現地連絡要員</li> <li>・避難所運営要員</li> <li>・食糧等支援要員等</li> </ul> <p>(4) 残留者の確認</p> <p>避難誘導要員は、指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する（時間的余裕がある場合は各世帯に声をかける。）</p> <p>(5) 避難誘導にあたっては、要配慮者の避難誘導を優先的に行う。また福祉関係者との連携の下、自主防災組織や町内会などに対し、職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。</p>	<p>●事態の変化に迅速に対応できるよう現地調整所を設置し、又は職員を派遣して情報の共有や活動調整を行い、最新の状況を入手して避難実施要領に反映させる</p> <p>●「要配慮者支援班」等を設置して、特に注意した対応を行う</p>
---	---

### 3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食糧品、生活用品、救急医薬品、ラジオ懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようとする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようとする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は次のとおりとする。

十和田市対策本部 担当 △山〇男

T E L 0176-51-6703

F A X 0176-22-5100

## 別紙1

### 避難実施要領伝達文

#### 避難実施要領伝達文（パターン5）

○日〇時、テロ組織が、市内の複数の大規模集客施設に対して攻撃すると予告しました。これに伴い、青森県知事から本市全域を対象に、避難の指示が出されました。市民の皆さんには、これから示す指示に従って、落ち着いて行動してください。

○時を目途に、地区ごとにあらかじめ指定された一時集合場所に徒歩で集合してください。その際は、できるだけ町内会、事業所等の単位で、集団で移動してください。なお、自力での避難が困難な方は〇〇による車両が各戸に呼びかけを行いながら巡回しますので、避難の準備をして自宅等に待機していてください。

各一時集合場所からは、バスによって県内外の避難場所に避難していただきます。

地区ごとの県内外の避難場所は、次のとおりです。

甲、乙、丙・・地区は、B市B小学校体育館

戊、己、庚・・地区は、C市体育センター

・・・・・

なお、円滑な避難実施のため、あらかじめ許可されている方以外は、自家用車の使用は控えてください。

避難の際は、動きやすい服装で、荷物は食糧や飲料水、ラジオ、身分証明書など最低限に止め、落ち着いて行動してください。

なお、具体的な避難先と避難経路は、テレビ・ラジオ・各町内会役員を通じてお知らせするほか、市ホームページ、駒らん情報めーる等に掲示します。

また、避難先の情報は、市のホームページの「十和田市防災情報」で確認することができます。（NTT災害用伝言ダイヤル等・・）

市対策本部への電話確認等は、緊急の方以外は避けてください。

## 別紙2

### 一時集合場所及び県内外避難場所

地区名	一時集合場所	集合時間	県内外避難先	経路等
甲地区	甲1小学校グラウンド	○日〇時〇分	B市B小学校体育館	国道〇号経由
乙	乙公民館	○日〇時〇分		県道〇線経由
丙	スーパー△△丙店駐車場	○日〇時〇分		・
・	・	・		・
・	・	・	・	・

## 別紙3

### 一時集合場所への車両及び人員配置

地区名	一時集合場所	車両配置	職員配置	備考
甲地区	甲1小学校グラウンド	大型〇台（40人△△交通）	〇人	
乙	乙公民館	中型〇台（25人口□観光）	〇人	
丙	スーパー△△丙店駐車場	大型〇台、中型・・	〇人	
・	・	・		

## パターン6 県内避難または県外避難（時間的ゆとりがない場合）

### 避難実施要領（パターン6）

青森県 十和田市長

○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

##### (1) 概況及び避難の必要性（想定される状況の例）

- 八甲田の山中に着弾した弾道ミサイルに、化学兵器が搭載されているとみられ、折からの強い北風によって、本市を含む三本木原台地一帯に拡散する恐れが高い。

##### (2) 関係機関の措置等

###### ア 国の措置

国対策本部長は、弾道ミサイルの発射を確認した後、継続的に警報を発しているが、弾頭に化学剤を搭載している恐れが高いことが判明したことから、着弾直後、直ちに三本木原台地全域を要避難地域に指定し、避難措置の指示を行った。

###### イ 県の措置

知事は、国の避難措置の指示に基づき、要避難地域外の県内市町村及び近隣県等との調整を開始し、具体的な避難措置の作成を進めていく。防護服を着用した警察官及び消防職員の配置準備を行う。また、国と共同で原因物質の特定を急ぎ、除染準備を行う。

###### ウ 自衛隊の措置

国民保護措置又は緊急対処保護措置のため、陸上自衛隊が全県に展開中。また、住民の避難のため、大型輸送ヘリコプター〇機を△△運動場及び□□河川敷に配備するとともに、新たに化学防護隊の派遣を決定した。

#### 2 避難誘導の方法

##### (1) 避難誘導の全般的方針

市は、防災行政無線及び広報車、その他の通信手段を最大限活用して住民に現状を適切に知らせるとともに、安全な避難方法、経路が確保されるまで、密閉された室内に留まるよう繰り返し周知する（特に、交通の混乱を来さないよう、自家用車の利用を避けるよう徹底）。

状況確認を早急に行い、直ちに救助を要する地域、汚染が少ない地域等を見極め、県と協力して速やかに避難計画を作成する。

なお、要避難地域が広範囲に及ぶことから、全ての住民が避難を完了するまでは相当の時間を要する。状況によっては、県内外の避難先（避難所）から、さらに段階を経ながら避難を実施する可能性もある。

##### (2) 避難の手段

弾道ミサイル着弾直後は、できるだけ密閉されたコンクリート造りなどの堅ろうな屋内に避難する。その際、エアコンや換気扇を停止し、窓等はテープで目張りして外気の流入を遮断するとともに、建物の中央に避難する。

着弾地に近い北部A、B、C地区については、自衛隊及び警察車両を派遣して住民の救助・移送を行うとともに、汚染が少ないと確認された地域については、一時集合場所を指定し、各自徒歩により避難する。

- 事態の推移に応じて随時更新

- パニックや、交通マヒが起きないよう住民に対してより入念な説明を行うことが必要

- N B Cによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、市民には危険が迫っていることが目に見えないことがから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある

避難住民は、県がG県県境付近に開設予定の除染所に収容し、除染を受けた後、G県H市、I市、J町のそれぞれ指定する避難先に避難する。

※避難計画策定後の住民の避難誘導等については【パターン5】に準じる。

(3) 市の体制、職員の対応

ア 市対策本部の設置

弾道ミサイル発射の警報が発令された〇日〇時、市長を本部長とする市国民保護対策本部を市役所〇階△会議室に設置済み。

イ 職員の派遣・配置

県及び県警察との連絡担当者を〇人に増員し、連絡調整を強化。

化学剤による直接的な汚染が懸念される地域については、防護服を装備した警察、消防及び自衛隊に警備、住民の避難誘導を要請する。

県道〇〇 線以西、市道△△線以北に住民の指定避難地域を設定し、職員〇人を派遣する。また、警察の交通規制の状況に応じて、避難誘導に当たる職員を随時派遣する予定。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

防災行政無線や広報車などを最大限活用するとともに、放送事業者に対して適切な情報提供を行い、住民に落ち着いた行動をとるよう周知する。また情報提供は、状況の変化の有無に関わらず、継続的に実施する。

別 紙「避難実施要領伝達文」

(5) 住民に周知する留意事項

ア 屋外にいる場合には、直ちに着弾地域から離れ、風上（着弾地点よりも風下にいる場合は風向に垂直方向）に向かって避難する。屋内にいる場合には、着弾地との距離や火災の発生状況を見極め、危険と判断される場合には直ちに避難する。それ以外の場合には、具体的な避難経路が示されるまで、密閉した屋内に留まる。

イ 車両内にいる場合には、直ちに車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは道路の避難左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の妨げにならない方法）に駐車し、上記アに準じて避難する。

ウ また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に十分注意し、状況を踏まえて示す避難の指示に従い行動すること。

エ 屋外避難の際には、荷物は最低限に抑え（食糧や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書など）、肌の露出しない動きやすい服装に加えマスクや帽子・タオル等を着用する。

以後、住民の避難誘導等については【パターン5】に準じる。

●避難住民が興味本位で、危険な地域に向かつたり、避難から脱落することがないように、注意する

## 別 紙

### 避難実施要領伝達文

#### 避難実施要領伝達文（パターン6）・・着弾直後

本日〇時〇分、X国から発射された弾道ミサイルが、本市中心部から□□の方角△kmの地点に着弾しました。

周囲に人家はありませんが、火災等が発生しています。また、当該ミサイルには化学兵器が搭載されていた模様です。

化学兵器の種類は現在特定中ですが、市民の皆さんには、今後発令される警報並びに避難の指示に従って、落ち着いて避難してください。

化学剤は風によって風下に拡散する恐れがありますので、速やかに、自宅または、できるだけ密閉されたコンクリート造りなどの堅ろうな屋内に避難してください。屋内に避難した後は、最低限の食糧や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書などを準備し、エアコンや換気扇は停止し、窓等はテープで目張りして外気の流入を遮断してください。

自動車などを運転中の場合も、速やかに駐車場や空地等に駐車した上で、建物内に避難してください。緊急通行車両の妨げにならないよう、車両を道路外の場所か道路の左端に沿って駐車し、建物内に避難してください。なお、今後の避難が円滑に行われるよう、車両で避難することは厳に慎んでください。

今後、指示があるまで屋内に留まり、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に十分注意してください。

状況を踏まえて、順次避難の指示を行いますので、それに従って落ち着いて行動してください。

なお、市対策本部への電話確認等は、緊急の方以外は避けてください。

## ● 計画変更の経過

### 【第2版】

平成28年 8月24日	国民の保護に関する基本指針の一部変更（内閣府）
平成29年12月19日	国民の保護に関する基本指針の一部変更（内閣府）
平成29年12月19日	県との変更に係る事前相談
平成30年 2月 1日	県から「事前相談」に対する回答
平成30年 2月 5日	計画変更問い合わせ（市長）
平成30年 2月 7日	十和田市国民保護本部員会議
平成30年 2月 9日	県へ「事前相談の回答」について市の対応を回答
平成30年 2月27日	十和田市国民保護協議会の開催
平成30年 2月28日	県との協議
平成30年 3月20日	県から協議に対する回答（異議がない旨の回答）
平成30年 4月18日	計画変更及び送付についての決済（市長）
平成30年 4月19日	市民への公表（十和田市HPへの掲載）
平成30年 6月 4日	議会報告

### 【第3版】

令和元年 9月 5日	青森県国民保護計画変更
令和元年11月26日	県との変更に係る事前相談
令和2年 1月15日	県から「事前相談」に対する回答
令和2年 1月21日	県へ「事前相談の回答」について市の対応を回答
令和2年 2月12日	十和田市国民保護本部員会議
令和2年 2月27日	十和田市国民保護協議会の開催
令和2年 2月27日	県との協議
令和2年 3月10日	県から協議に対する回答（異議がない旨の回答）
令和2年 3月10日	計画変更にかかる決済（市長）
令和2年 3月18日	議会報告
令和2年 3月19日	委員への送付
令和2年 3月19日	市民への公表（十和田市HPへの掲載）



# 十和田市国民保護計画

平成19年 3月 作成  
平成30年 4月 変更  
令和 2年 3月 変更

編集発行

**十和田市**

事務局

十和田市総務部総務課

〒034-8615

十和田市西十二番町 6 番 1 号

電話 代表 0176-23-5111 (内線 124、125、126)

直通 0176-51-6703

---

---